

法務省法務総合研究所国際協力部 御中

## ウクライナの司法制度と汚職対策

令和7年2月19日

株式会社三井物産戦略研究所

## まえがき

法務省法務総合研究所国際協力部から本報告書作成の調査委託を受託するにあたり、戦時中のウクライナに渡航し、現地の汚職対策機関職員や専門家にインタビューを行い、活きた情報収集を実施することが出来ない点は懸念であった。実際に執筆を開始してみると、ウクライナの裁判制度、刑法や刑事訴訟法をはじめとする法律、各汚職対策機関の活動など疑問点は多く、その度にオンラインを通じて、また対面で東京、ブリュッセル、パリ、ロンドンで各方面の専門家の皆さんに助けていただいた。

また、本報告書を執筆した 2024 年から 2025 年は、ウクライナの汚職対策に関する立法作業も進み、法改正がめまぐるしく行われた時期であった。汚職対策機関のキャパシティビルディングと汚職対策のトラックレコードにも進展が見られ、報告書の内容も頻繁に更新する必要があった。ウクライナにおける欧州統合、汚職対策、司法改革が進むにつれて、記載した情報も古くなってしまう可能性があるが、今後より詳細な現地調査が行われることを大いに期待したい。

本報告書がウクライナの汚職対策・司法改革の分野における日本の対ウクライナ支援に役立ち、ウクライナの汚職対策が進展することを期待しつつ、本報告書を執筆するにあたり、貴重な情報と助言を与えてくださった以下の皆様に改めて謝意を表明したい。

- European Commission: Clemens Müller, Manfredas Limantas
- Ministry of Justice of Ukraine: Liudmyla Suhak, Bohdan Nedilko
- OECD, The Anti-Corruption Network for Eastern Europe and Central Asia: Olga Savran, Andrii Kukharuk, Ivan Presniakov, Tanya Khavanska
- British Institute of International and Comparative Law: Tetyana Antsupova, Sergii Koziakov
- Ośrodek Studiów Wschodnich: Jakub Jakóbowski, Tadeusz Iwański, Marcin Jędrysiak
- High Anti-Corruption Court of Ukraine: Filip Sivoshko
- National Anti-Corruption Bureau of Ukraine: Oleksandr Skomarov
- Specialized Anti-Corruption Prosecutor's Office: Andrii Kasian
- New Europe Center: Sergiy Solodkyy, Leonid Litra
- Representative of MITSUI & CO., LTD. in Kyiv: Pavlo Kotenko

令和 7 年 2 月 19 日  
三井物産戦略研究所 主任研究員 北出 大介

## 目次

|                                                                                                                                                    |           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| <b>1. ウクライナの法制度と統治機構</b> .....                                                                                                                     | <b>6</b>  |
| 1-1. ウクライナの法制度 .....                                                                                                                               | 6         |
| 1-2. ウクライナ法の EU 法への収斂 .....                                                                                                                        | 7         |
| 1-3. ウクライナ大統領 .....                                                                                                                                | 8         |
| 1-4. ウクライナ最高会議 .....                                                                                                                               | 9         |
| 1-5. ウクライナ閣僚会議 .....                                                                                                                               | 10        |
| <b>2. ウクライナの司法制度</b> .....                                                                                                                         | <b>12</b> |
| 2-1. 司法改革 .....                                                                                                                                    | 12        |
| 2-2. 裁判所 .....                                                                                                                                     | 13        |
| 2-3. 憲法裁判所と専門家諮問グループ .....                                                                                                                         | 15        |
| 2-4. 裁判官の地位 .....                                                                                                                                  | 16        |
| 2-5. 高等司法会議 (High Council of Justice: HCJ) ならびに高等裁判官資格審査委員会<br>(High Qualification Commission of Judges of Ukraine: HQCJ) および市民インテグリティ<br>会議 ..... | 17        |
| 2-6. 裁判官の任官 .....                                                                                                                                  | 18        |
| 2-7. 裁判官の資格審査評価 .....                                                                                                                              | 20        |
| 2-8. 司法統計 .....                                                                                                                                    | 21        |
| <b>3. ウクライナの弁護士制度と弁護士自治組織</b> .....                                                                                                                | <b>22</b> |
| 3-1. ウクライナ弁護士総会 .....                                                                                                                              | 22        |
| 3-2. ウクライナ弁護士会 .....                                                                                                                               | 22        |
| 3-3. 地方弁護士協議会 .....                                                                                                                                | 22        |
| 3-4. 高等弁護士資格・懲戒委員会 .....                                                                                                                           | 23        |
| 3-5. 弁護士敷資格・懲戒委員会 .....                                                                                                                            | 23        |
| 3-6. 弁護士最高監査委員会 .....                                                                                                                              | 23        |
| 3-7. 弁護士資格と弁護士試験 .....                                                                                                                             | 23        |
| <b>4. ウクライナの汚職の現状</b> .....                                                                                                                        | <b>25</b> |
| 4-1. 腐敗認識指数 .....                                                                                                                                  | 25        |
| 4-2. ウクライナ政府や国民による認識 .....                                                                                                                         | 26        |
| 4-3. 専門家（実務家および理論家）による認識 .....                                                                                                                     | 29        |
| <b>5. ウクライナの汚職対策機関</b> .....                                                                                                                       | <b>25</b> |
| 5-1. 汚職対策機関のタイプ .....                                                                                                                              | 25        |
| 5-2. 国家汚職防止庁 (National Agency on Corruption Prevention: NACP) .....                                                                                | 31        |
| 5-2-1. 反汚職戦略と国家プログラム .....                                                                                                                         | 33        |

|                                                                                                                                                                                     |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 5-2-2. 電子資産報告システム .....                                                                                                                                                             | 33 |
| 5-2-3. 電子資産報告書のチェック .....                                                                                                                                                           | 36 |
| 5-2-4. 電子資産報告対象者の生活ぶりのチェック .....                                                                                                                                                    | 36 |
| 5-2-5. 汚職の内部通報制度 .....                                                                                                                                                              | 37 |
| 5-3. 国家反汚職局 (National Anti-Corruption Bureau of Ukraine: NABU) .....                                                                                                                | 38 |
| 5-3-1. 国家反汚職局 (NABU) の役割・階級・待遇 .....                                                                                                                                                | 39 |
| 5-3-2. NABU 長官の選出プロセス .....                                                                                                                                                         | 39 |
| 5-3-3. 捜査機関の捜査権限と NABU の優越 .....                                                                                                                                                    | 40 |
| 5-3-4. 盗聴の権限 .....                                                                                                                                                                  | 42 |
| 5-3-5. 刑事訴訟法上の一次捜査期間の問題 .....                                                                                                                                                       | 43 |
| 5-4. 特別反汚職検察 (Specialized Anti-Corruption Prosecutor' s Office: SAPO)<br>.....                                                                                                      | 44 |
| 5-4-1. 特別反汚職検察 (SAPO) の検察官・長官の任命.....                                                                                                                                               | 45 |
| 5-5. ウクライナ汚職・その他犯罪により取得された資産の発見・追跡・運用問題担当<br>国家局 (National Agency of Ukraine for Finding, Tracing and Management of<br>Assets Derived from Corruption and Other Crimes: ARMA) ..... | 46 |
| 5-5-1. ARMA の活動実績.....                                                                                                                                                              | 47 |
| 5-5-2. ARMA 長官の任命.....                                                                                                                                                              | 47 |
| 5-5-3. ARMA 附属市民会議.....                                                                                                                                                             | 48 |
| 5-6. 高等反汚職裁判所 (High Anti-Corruption Court of Ukraine; HACC) .....                                                                                                                   | 50 |
| 5-6-1. 高等反汚職裁判所 (HACC) 裁判官の任官 .....                                                                                                                                                 | 50 |
| 5-6-2. 国際専門家市民会議 .....                                                                                                                                                              | 51 |
| 5-6-3. 高等反汚職裁判所 (HACC) の実績 .....                                                                                                                                                    | 52 |
| 5-7. その他の法執行機関：ウクライナ国家警察 (National Police of Ukraine) ...                                                                                                                           | 54 |
| 5-7-1. 国家警察誕生の経緯 .....                                                                                                                                                              | 54 |
| 5-7-2. 警察の役割 .....                                                                                                                                                                  | 55 |
| 5-7-3. 警察長官の任命と要件 .....                                                                                                                                                             | 56 |
| 5-7-4. 警察官の採用 .....                                                                                                                                                                 | 56 |
| 5-7-5. 警察官の階級 .....                                                                                                                                                                 | 56 |
| 5-8. その他の法執行機関：検事総長府 (Office of the Prosecutor General) .....                                                                                                                       | 57 |
| 5-8-1. 検察組織 .....                                                                                                                                                                   | 57 |
| 5-8-2. 検察組織の定員・検事総長の任命・検察官の要件.....                                                                                                                                                  | 58 |
| 5-8-3. 検察官の解任規定 .....                                                                                                                                                               | 59 |
| 5-8-4. 検察官の待遇 .....                                                                                                                                                                 | 59 |

|                                                                     |           |
|---------------------------------------------------------------------|-----------|
| 5-9. その他の法執行機関：経済安全局（Economic Security Bureau of Ukraine） ..        | 60        |
| 5-10. その他の法執行機関：国家捜査局（State Bureau of Investigation） .....          | 62        |
| 5-11. その他の法執行機関：ウクライナ保安庁（Security Service of Ukraine: SBU）<br>..... | 63        |
| 5-11-1. ウクライナ保安庁長官の任命・職員の採用 .....                                   | 63        |
| 5-11-2. ウクライナ保安庁の捜査権限と改革 .....                                      | 63        |
| <b>6. 司法関係/行政官の人材育成 .....</b>                                       | <b>65</b> |
| 6-1. 国家公務員の人材育成 .....                                               | 65        |
| 6-2. 汚職対策機関における人材育成 .....                                           | 66        |
| 6-2-1. 国家反汚職局（NABU） .....                                           | 66        |
| 6-2-2. 検察および特別反汚職検察（SAPO） .....                                     | 67        |
| 6-3. 国立裁判官学校 .....                                                  | 68        |
| <b>7. 日本に求められる役割 .....</b>                                          | <b>69</b> |
| 7-1. 司法外交・多国間協力 .....                                               | 69        |
| 7-2. 人材育成 .....                                                     | 71        |
| 7-3. 機材供与など .....                                                   | 72        |
| <b>8. 民事法分野における課題・問題点 .....</b>                                     | <b>74</b> |
| 8-1. 戒厳令と財産権 .....                                                  | 74        |
| 8-2. 戒厳令下での子供の国外移動 .....                                            | 76        |
| <b>9. 今後戦後復興の際に生じ得る法分野の課題・問題点 .....</b>                             | <b>78</b> |
| 9-1. 復旧・復興をめぐる汚職 .....                                              | 78        |
| 9-2. 復旧・復興における汚職防止の試み：DREAM と Prozorro.....                         | 80        |
| 9-3. オリガルヒ対策 .....                                                  | 81        |
| 9-4. ビジネスオンブズマン会議 .....                                             | 82        |
| <b>付録 刑事訴訟法第 216 条 捜査権限 .....</b>                                   | <b>84</b> |

## 1. ウクライナの法制度と統治機構

### 1-1. ウクライナの法制度

欧州国家であるウクライナの法制度は、大陸法（ローマ法・ゲルマン法）の流れを汲んでおり、ウクライナ最高会議が制定した憲法や法律が第一次的法源とされる成文法主義が採用されている。ウクライナでは、英米法とは異なり、判例は制定法ほどの法的権限は有さない。従って、ウクライナの裁判所は、各訴訟・事件の個別状況や事実に応じて国内法を解釈し、判決を下している。

1996年に施行されたウクライナ憲法を最高法規とするウクライナでは、法令の階層性は、憲法、法律、最高会議令、大統領令、政令、省令・施行規則、クリミア自治共和国法令、地方国家行政府法令、地方自治体令の順となる。ウクライナ憲法は、数度の改正を経て、現在は161条からなり、国家の基本原則、国民の権利と自由、国家機構の枠組みなどを定めている。憲法第8部の司法の部は、「ウクライナにおける司法は裁判所によってのみ行われる」の一文から始まる第124条のほか、裁判制度（第125条）、裁判官の独立（第126条）、裁判官の条件（第128条）、裁判の原則（第129条）、判決の執行（第129条）、裁判所活動の財政支援（第130条）、高等司法会議（HCJ）・検察・弁護士（第131条）に関して規定している。

図表. ウクライナ憲法の構成

|      |                    |           |
|------|--------------------|-----------|
| 第1部  | 総則                 | 第1～20条    |
| 第2部  | 人と国民の権利、自由および義務    | 第21～68条   |
| 第3部  | 選挙、国民投票            | 第69～74条   |
| 第4部  | ウクライナ最高会議          | 第75～101条  |
| 第5部  | ウクライナ大統領           | 第102～112条 |
| 第6部  | ウクライナ閣僚会議、その他の行政組織 | 第113～120条 |
| 第8部  | 司法                 | 第124～131条 |
| 第9部  | ウクライナの領域制度         | 第132～133条 |
| 第10部 | クリミア自治共和国          | 第134～139条 |
| 第11部 | 地方自治               | 第140～146条 |
| 第12部 | ウクライナ憲法裁判所         | 第147～153条 |
| 第13部 | ウクライナ憲法の改正         | 第154～159条 |
| 第14部 | 最終規定               | 第160～161条 |
| 第15部 | 経過規定               |           |

注：検察に関する第7部は2016年の憲法改正により削除された

出所：ウクライナ最高会議法令データベースから三井物産戦略研究所作成

またウクライナ憲法には、「ウクライナの欧州および欧州大西洋の路線を確認し」（前文）、「（最高会議の権限に含まれるのは：）国内政治および外交政策の基本の決定、ウクライナの欧州連合および北大西洋条約機構への完全加盟に向けた国家の戦略方針の実現」（第85条）、「ウクライナ大統領は、ウクライナの欧州連合および北大西洋条約機構への完全加盟に向けた国家の戦略方針の実現の保証人である」（第102条）、「（ウクライナ閣僚会議は）ウクライナの欧州連合および北大西洋条約機構への完全加盟に向けた国家の戦略方針の実現を確保する」（第116条）と規定されており、EU（欧州連合）およびNATO（北大西洋条約機構）への加盟が国家の戦略方針として明記されている。

憲法改正は、国民の権利と自由の制限やウクライナの独立の否定や領土一体性の違反と

なる場合は、発案することができない規定となっており、また戒厳令下・非常事態下での憲法改正は行われぬ。ウクライナ憲法の改正案は、基本的には大統領により、または最高会議議員の3分の1以上により最高会議に付される。憲法の第1部（総則）、第3部（選挙）、第13部（ウクライナ憲法の改正）を除く憲法改正案は、最高会議議員の過半数で暫定的に採択され、また次の会期中に最高会議議員の3分の2以上の賛成となれば、採択（＝改憲）となる。憲法の第1部、第3部、第13部の改正案に関しては、大統領または最高会議議員の3分の2以上により最高会議に付され、3分の2以上の最高会議議員の賛成により採択され、かつ国民投票による承認が必要となる。

ウクライナの法律は、「法典」に纏められており、ウクライナ最高会議法令データベースには、以下の法典が掲載されている<sup>1</sup>：1. 選挙法典、2. 破産手続き法典、3. 民間保護法典（天災・火事などからの国民・国土・環境および資産の保護に関連する関係を規定する法）、4. 刑事訴訟法典、5. 関税法典、6. 航空法典、7. 税法典、8. 予算法典、9. 行政訴訟法典、10. 民事訴訟法典、11. 刑事執行法典、12. 民法典、13. 商法典、14. 家族法典、15. 土地法典、16. 刑法典、17. 水法典（水・環境関連の法的関係、国民の環境安全の確保、水の利用・保護に関する法）18. 商業海運法典、19. 地下資源法典、20. 森林法典（森林の所有、利用、分割に関する法）、21. 商事訴訟法典、22. 行政違反法典、23. 住居法典、24. 労働法典となっている。ウクライナ最高会議による立法作業は、ほぼすべてが既存の法律の修正（既存法への修正の追加）の形を取っており、新しい法律がゼロから起案されることはない。なお、主要な法典および法律は、最高会議が英訳作業を進めている<sup>2</sup>。

## 1-2. ウクライナ法のEU法への収斂

現在、ウクライナは、憲法規定のとおり、EU加盟を目標として加盟交渉を行っている。加盟交渉とは、ウクライナの法制をEU法（EU aquis）に整合させる作業に他ならず、EU法を33の「章」に分けて進めていく。EU法の33章は、6つの「クラスター」のいずれかに分類されることとなっており、なかでも公共調達、統計、司法と基本的権利、公正・自由・安全、金融コントロールの5つの章と、経済的基準、民主制度の機能および行政改革の3つの基準が入る第1クラスターは、EUが「ファンダメンタルズのクラスターの進捗状況次第で加盟交渉全体のペースが決まる」<sup>3</sup>とするほど重要視されている。加盟交渉は第1クラスターで始まり、また同クラスターで終了する規定となっている。

---

<sup>1</sup> <https://zakon.rada.gov.ua/laws/main/t21>

<sup>2</sup> 法律の公式英訳：

<https://zakon.rada.gov.ua/rada/main/en/llenglaws>

<sup>3</sup> [GENERAL EU POSITION](#), 11

図表. ウクライナのEU加盟交渉に関するクラスターと章分け

| 第1クラスター：ファンダメンタルズ                                                                          | 第4クラスター：グリーンおよび持続的連結性                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| (第5章) 公共調達、(第18章) 統計、(第23章) 司法および基本的権利 など5つの章<br>さらに章とは別建てで、「経済的基準」、「民主制度の機能」、「行政改革」の3つの基準 | (第14章) 運輸政策、(第15章) エネルギー、(第21章) 欧州横断ネットワーク、(第27章) 環境および気候変動の4つの章 |
| 第2クラスター：域内市場                                                                               | 第5クラスター：資源、農業および結束                                               |
| (第1章) 財の自由な移動、(第2章) 労働者の移動の自由、(第3章) 起業の権利とサービス提供の自由 など9つの章                                 | (第11章) 農業および農村開発、(第12章) 食品衛生、動植物検疫、(第13章) 漁業および水産養殖 など5つの章       |
| 第3クラスター：競争力および包括的成長                                                                        | 第6クラスター：対外関係                                                     |
| (第10章) DXおよびメディア、(第16章) 税制、(第17章) 経済および金融政策 など8つの章                                         | (第30章) 対外関係、(第31章) 外務、安全保障、防衛政策の2つの章                             |

出所：欧州委員会資料から三井物産戦略研究所作成

また、ウクライナが問題を抱えていると指摘されることの多い汚職対策もこの第1クラスターで扱われるが、交渉枠組みには「ウクライナの汚職対策における前進は、捜査と有罪判決の実績も含め、詳しくモニタリングされる。さらに、汚職対策政策は全ての関連する章の中心に据えられる。従って、いずれの章の交渉も、「十分な汚職対策政策がその特定の章において実施されるまでは、暫定的に終了することはない」とあり、汚職対策が全ての章で鍵となる。従って、EU加盟交渉の進展により、今後ウクライナの法制はEU法に収斂していくと同時に、ウクライナの汚職対策もさらなる進展が見込まれる。

### 1-3. ウクライナ大統領

国家元首であり、「国家主権とウクライナの領土一体性、ウクライナ憲法遵守、人と国民の権利と自由の保証人」(憲法第102条)とされる大統領の任期は5年で、最高会議の権限停止と期限前選挙の実施を命令、また最高会議多数派連合の推薦に従い、首相候補者を議会に提出、単独で国防相および外相ならびにウクライナ保安庁長官の候補者を最高会議に提出するほか、検事総長、中央銀行幹部の任命を行う。大統領は、ウクライナ軍最高司令官でもあり、ウクライナ安全保障国防会議議長も務め、ウクライナに対する軍事侵略の場合には戒厳令の宣言を議会に提出、また侵攻やウクライナ独立に対する脅威がある場合には、総動員または部分動員を決定する。

ウクライナ憲法第111条によれば、大統領が国家反逆またはその他の罪を犯した場合には、弾劾手続きにより最高会議により解任され得るが、弾劾手続きは、議会定員の多数決で発案され、捜査などを経て、議会定員の4分の3で解任の決定が可決できる規定となって

いる<sup>4</sup>。

#### 1-4. ウクライナ最高会議

一院制（定員 450 名、任期 5 年）のウクライナ最高会議は、ウクライナにおける唯一の立法機関であり、定員の半数超の議員からなる多数派連合が大統領に対し、首相候補者と閣僚候補者を推薦する（ウクライナ憲法第 83 条）。最高会議の権限として、過半数での法案の採択のほか、憲法改正、全国国民投票の指定、国家予算の採択と修正、大統領の提案に基づく戒厳令の宣言や武力侵略時のウクライナ軍使用許可の宣言、大統領の弾劾、閣僚会議活動プログラムの採択、大統領が推薦する首相、国防相、外相の任命、首相の推薦による閣僚、独占禁止委員長、テレビ・ラジオ放送委員長、国家財産庁長官、ウクライナ保安庁長官の任命、国際条約の批准などがある。

ウクライナ最高会議議員選挙は、比例代表制である。各政党は、全国選挙区統一名簿を作成し、それを基にしてさらに地方選挙区名簿を作成する。地方選挙区ごとに投票が行われるが、全国区での得票率が足切りの 5%をクリアした政党に対し、得票率に応じて議席が分配される仕組みである。

#### コラム：ロシアによる侵攻下にあるウクライナ大統領と最高会議

2019 年 5 月 20 日に就任したゼレンスキー大統領の任期は 5 年で、大統領選挙は憲法第 103 条に従い、2024 年 3 月の最終日曜日（31 日）に行われるはずであった。同様に最高会議の選挙も任期最終年となる 2023 年の 10 月の最終日曜日（29 日）に行われるはずであった。しかし、2022 年 2 月 24 日のロシアによる侵攻後は、選挙の実施が禁止されている「戦争状態」が大統領により宣言されているため、選挙の実施が出来ない状態が続いている。

2024 年 2 月 5～10 日にキーウ国際社会学研究所が実施した全国世論調査によれば、69%が、ゼレンスキー大統領が戒厳令の終了まで大統領職を務めることに賛成しており、大統領選挙を実施すべきと回答したのは 15%（うち、4%が戒厳令を一時停止し選挙を実施することに賛成、11%が法改正をすることにより、戒厳令下でも選挙の実施が可能と回答、10%がゼレンスキー大統領は 24 年 5 月に任期満了により退任し、新大統領が選出されるまでは最高会議議長が大統領代行を務め

<sup>4</sup> なお、2013 年末、当時のヤヌコーヴィチ大統領が EU との政治的連合と自由貿易協定を規定する「ウクライナ・EU 連合協定」の署名中止を決定したことを契機に市民による抗議デモが発生したが、この抗議活動は後に大規模化し、ヤヌコーヴィチ政権の退陣や反汚職を要求するようになった。治安部隊が市民に発砲するなど情勢が緊迫するなか、ヤヌコーヴィチ大統領はロシアに逃亡したことから、大統領が自ら職務を放棄し国外に逃亡するという、憲法でも想定されていない前代未聞の事態となった。「非憲法的手法により憲法に規定される権限の行使を自ら放棄した」ヤヌコーヴィチ大統領に対しては、憲法第 111 条の弾劾手続きは適用されず、事態の緊急性に鑑み、最高会議が大統領による職務放棄と期限前大統領選挙の実施に関する決定を採択することで対応した。

<https://web.archive.org/web/20140906085920/http://zakon4.rada.gov.ua/laws/show/757-vii>

るべきと回答している<sup>5</sup>。

なお、2014 年以降は、ロシアがクリミア自治共和国およびセヴァストポリ特別市、ならびにドネツク州およびルハンスク州の一部を占領しているため、最高会議選挙でも当該被占領地域において小選挙区選挙が実施できておらず、最高会議議員の定員 450 名のうち 424 名しか選出できていない。2024 年 8 月末日現在、ウクライナ最高会議議員数は、辞任や有罪判決確定による議員資格の停止により 401 名となっている。

#### 1-5. ウクライナ閣僚会議

「執行権を有する組織の体系のなかで最も高位にある」と規定される閣僚会議は、首相、第 1 副首相、副首相および大臣からなる。最高会議の議員多数派連合の提案に基づき大統領が首相候補者を最高会議に提出することになっている。国防大臣と外務大臣は大統領による提案を、その他の大臣は首相による提案を受けて任命する。最高会議が新たに選出される場合、または最高会議により不新任決議が採択される場合、閣僚会議は退任し、新たな閣僚会議ができるまで政府としての職務を続ける。閣僚会議の活動は、「ウクライナの EU および NATO 完全加盟に向けた国家の戦略的方向性の実現の確保」のほか、金融、物価、投資、税務政策の実施、経済・科学技術・社会・文化発展の全国プログラムの策定と実施、国家予算法案の策定と執行、国防・国家安全保障関連措置の実施などがあり、政令や省令を発出する。

2025 年 2 月現在、シュミハリ首相の下、スヴィリデンコ第一副首相兼経済相および副首相 5 名、閣僚 15 名の構成となっている。

図表. ウクライナ閣僚会議の構成（2025年2月時点）

| シュミハリ首相              |                               |                                      |                                                               |                      |
|----------------------|-------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------|----------------------|
| スヴィリデンコ第一副首相<br>兼経済相 | クレーバ副首相復興問題担当<br>副首相兼地方・国土発展相 | ステファニシナ欧州・欧州大<br>西洋統合問題担当副首相兼司<br>法相 | フェードロフ・イノヴェー<br>ション・教育発展・科学・技<br>術担当副首相兼デジタルトラ<br>ンスフォーメーション相 | チェルニシヨフ副首相兼国家統<br>一相 |
| ネムチノフ閣僚会議相           | ビードヌィ青年スポーツ相                  | ハルシエンコ・エネルギー相                        | フリンチューク環境保護・自<br>然資源相                                         | ジョルノヴィチ社会政策相         |
| カルムイコヴァ退役軍人問題<br>担当相 | クレメンコ内相                       | コヴァリ農業政策・食料相                         | リソヴィー教育・科学相                                                   | リャシュコ保健相             |
| マルチェンコ財相             | シビハ外相                         | スメタニン戦略産業分野問題<br>担当相                 | トチーツキー文化・戦略コ<br>ミュニケーション相                                     | ウメロフ国防相              |

出所：ウクライナ閣僚会議HPから三井物産戦略研究所作成

<sup>5</sup> 2024 年 2 月 5～10 日に実施されたキーウ国際社会学研究所による大統領選挙実施の必要性に関する全国世論調査。18 歳以上のウクライナ政府が管理している地域に住むウクライナ国民 1,202 名が調査対象。  
<https://www.kiis.com.ua/?lang=ukr&cat=reports&id=1371&page=1>

ウクライナでは、大統領、最高会議、閣僚会議、憲法裁判所による権限の相互の抑制がみられ、最高会議による大統領の弾劾手続き・内閣（閣僚会議）不信任決議の採択、大統領と最高会議による憲法裁判所裁判官の任命、大統領による最高会議権限の停止、憲法裁判所による最高会議が採択した法案の憲法整合性の判断、大統領による最高会議が採択した法案の拒否権、大統領推薦を受けての最高会議による首相ならびに外相および国防の任命・首相の推薦によるその他閣僚の任命、与党連合による首相候補の大統領に対する提案など、権限のバランスが保たれている。

## 2. ウクライナの司法制度

### 2-1. 司法改革

ウクライナでは、「尊厳の革命」をきっかけに裁判所・裁判官や警察に対する国民の信頼を回復させる必要性が強く意識され始め、2015年にポロシェンコ大統領（当時）が司法改革をスタートさせた。フィラトフ大統領府副長官（当時）が主導するなか、閣僚、裁判所長官、法律家、市民の代表らからなる司法改革問題会議が組織され、欧州評議会の法による民主主義のための欧州委員会（別称ベニス委員会）による法整備支援により、司法改革に向けた憲法改正草案を起草するなどして進められた。2016年6月に最高会議が憲法改正案と「司法制度および裁判官の地位に関する」ウクライナ法を採択したほか、「高等司法会議（HCJ）」に関するウクライナ法なども成立し、司法改革の法的根拠が整った。この司法改革の主要点は、①三審制の導入（民事・刑事事件審理高等特別裁判所、高等商事裁判所、高等行政裁判所が廃止）、②高等司法会議（HCJ）による裁判官の任官・罷免（それまでは最高会議の権限）、③高等裁判官資格審査委員会（HQCJ）による裁判官の資格審査の導入であり、いずれも「司法制度および裁判官の地位に関する」ウクライナ法に規定されている。

| 図表. 司法制度および裁判官の地位に関する法律の構成 |                   |                          |     |      |                     |                                    |
|----------------------------|-------------------|--------------------------|-----|------|---------------------|------------------------------------|
| 第1部                        | 司法権力の組織原則（第1～16条） |                          |     | 第6部  | 裁判官の懲戒責任（第106～111条） |                                    |
| 第2部                        | 司法制度              |                          |     | 第7部  | 裁判官の解任および権限の停止      |                                    |
|                            | 第1章               | 司法制度の組織原則（第17～20条）       |     |      | 第1章                 | 裁判官の解任（第112～118条）                  |
|                            | 第2章               | 地方裁判所（第21～25条）           |     |      | 第2章                 | 裁判官の権限停止（第119～125条）                |
|                            | 第3章               | 控訴裁判所（第26～30条）           |     | 第8部  | 裁判官の自治              |                                    |
|                            | 第4章               | 高等特別裁判所（第31～35条）         |     |      | 第1章                 | 裁判官の自治の組織原則（第126～127条）             |
|                            | 第5章               | 最高裁判所（第36～47条）           |     |      | 第2章                 | 裁判官の自治組織（第128～134条）                |
| 第3部                        | 裁判官および陪審員         |                          |     | 第9部  | 裁判官の保証（第135～141条）   |                                    |
|                            | 第1章               | 裁判官の地位に関する一般規定（第48～51条）  |     | 第10部 | 退官裁判官の地位（第142～145条） |                                    |
|                            | 第2章               | 裁判官（第52～62条）             |     | 第11部 | 裁判官の活動の組織面での保障      |                                    |
|                            | 第3章               | 陪審員（第63～68条）             |     |      | 第1章                 | 裁判官の活動の保証に関する一般的問題（第146～150条）      |
| 第4部                        | 裁判官就任手続き          |                          | 第2章 |      | 国家司法府（第151～154条）    |                                    |
|                            | 第1章               | 裁判官候補者（第69条）             |     |      | 第3章                 | 裁判所事務局、裁判所活動組織保障局および守衛局（第155～159条） |
|                            | 第2章               | 地方裁判所裁判官の採用（第70～78条）     |     |      | 第4章                 | 司法保護局（第160～165条）                   |
|                            | 第3章               | 選考および裁判官任官（第79～81条）      |     | 第12部 | 最終および移行規定           |                                    |
|                            | 第4章               | 裁判官の別の裁判所への異動（第82～82-1条） |     |      |                     |                                    |
| 第5部                        | 裁判官の資格審査レベル       |                          |     |      |                     |                                    |
|                            | 第1章               | 裁判官の資格審査（第83～88条）        |     |      |                     |                                    |
|                            | 第2章               | 裁判官の養成と定期的な評価（第89～91条）   |     |      |                     |                                    |
|                            | 第3章               | 最高裁判官資格審査委員会（第92～103条）   |     |      |                     |                                    |
|                            | 第4章               | ウクライナ国立裁判官教習所（第104～105条） |     |      |                     |                                    |

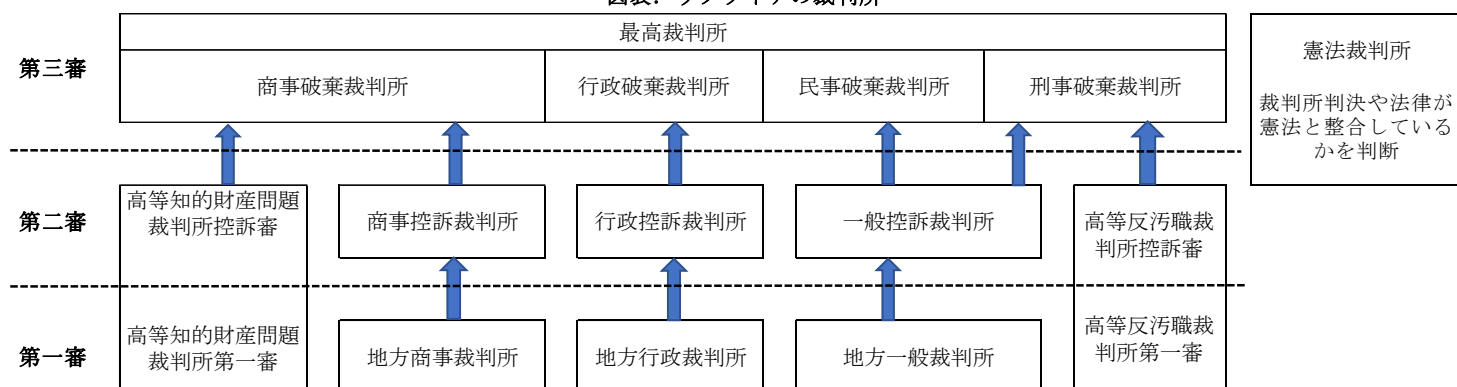
出所：ウクライナ最高会議HPから三井物産戦略研究所作成

しかし、この司法改革の過程では、高等裁判官資格審査委員会（HQCJ）による資格審査が始まる前に 2,000 名超の裁判官が辞任し、また高等裁判官資格審査委員会（HQCJ）を支援する市民インテグリティ会議が資格審査面接スケジュールの過密や高等裁判官資格審査委員のインテグリティを問題として活動を一時停止するなど<sup>6</sup>、最高会議が高等裁判官資格審査委員会（HQCJ）を解散する<sup>7</sup>に至った。さらに高等司法会議（HCJ）のメンバーの資格審査を目的とする倫理会議が 2021 年に導入されたことに反発し、高等司法会議（HCJ）のメンバーが辞任したことに加え、ロシアによる侵攻も相まって、高等司法会議（HCJ）が機能不全に陥った。その後、EU や国際金融機関が対ウクライナ支援の条件として、高等司法会議（HCJ）と高等裁判官資格審査委員会（HQCJ）の活動再開や裁判官空席の補充などを掲げたことで、状況は改善するようになっている。

## 2-2. 裁判所

ウクライナの裁判所は三審制であり、2017 年に「ウクライナ最高裁判所」を改めた「最高裁判所」が一般的管轄権の頂点にあり、大裁判部、商事破棄裁判所、行政破棄裁判所、民事破棄裁判所および刑事破棄裁判所の 4 つの破棄裁判所を有する。控訴裁判所は、下位にある地方裁判所の判決の上訴のためにあり、地方裁判所が第一審となる。

図表. ウクライナの裁判所



出所：ウクライナ司法国家管理機構、最高会議の資料などから三井物産戦略研究所作成

地方裁判所のうち、地方一般裁判所は、ウクライナ全国に 663 あり、民事、刑事、行政事件判および一部の行政違反事件を管轄としている。各地方商事裁判所の管轄は、商事事件であり、全国に 27 所在している。地方行政裁判所は、行政事件を管轄とし、全国に 27 裁判所

<sup>6</sup> <https://grd.gov.ua/news/zaiava-pro-ptypynennia-uchasti-hromads-koi-rady-dobrochesnosti-u-protsesi-kvalifika/>

<sup>7</sup>

[https://x.com/verkhovna\\_rada/status/1184415324134891521?ref\\_src=twsrc%5Etfw%7Ctwcamp%5Etweetembed%7Ctwterm%5E1184415324134891521%7Ctwgr%5E2747adfa6ff729d017ec105c412518ccbab5ae59%7Ctwcon%5Esl1&ref\\_url=https%3A%2F%2Fnv.ua%2Fukr%2Fukraine%2Fpolitics%2Frada-rozpustila-vishchu-kvalifikaciyu-komisiyu-suddiv-novini-ukrajini-50048094.html](https://x.com/verkhovna_rada/status/1184415324134891521?ref_src=twsrc%5Etfw%7Ctwcamp%5Etweetembed%7Ctwterm%5E1184415324134891521%7Ctwgr%5E2747adfa6ff729d017ec105c412518ccbab5ae59%7Ctwcon%5Esl1&ref_url=https%3A%2F%2Fnv.ua%2Fukr%2Fukraine%2Fpolitics%2Frada-rozpustila-vishchu-kvalifikaciyu-komisiyu-suddiv-novini-ukrajini-50048094.html)

ある。

**控訴裁判所**は、上訴審として機能し（一部、訴訟法規定により第一審ともなる）、民事および刑事事件ならびに行政違反に関する事件を管轄する一般控訴裁判所は、全国に 27 か所ある。同様に商事事件を管轄する商事控訴裁判所は、全国に 8 か所、行政事件を管轄する行政応訴裁判所は、全国に 8 か所ある<sup>8</sup>。

**高等特別裁判所**は、特定の管轄権を有する裁判所で、高等知的財産問題裁判所と高等反汚職裁判所（HACC）の 2 つが置かれている。高等特別裁判所は、第一審と控訴審を有し、それぞれの管轄権で裁判を行う。高等知的財産問題裁判所の裁判官になれるのは、資格審査の結果により、高等知的財産問題裁判所で裁判を行う能力を示しており、また①3 年以上の裁判官の職務経歴、②5 年以上の知的財産問題において代理人として活動した職務経験、③知的財産権保護に関する事件で裁判所において代理人を務めた弁護士経験が 5 年以上、④右①～③の合計が 5 年以上、のいずれかの職務経験が必要である。

**最高裁判所**は、ウクライナの裁判制度において最も上位の裁判所であり、大裁判部、行政破棄裁判所、商事破棄裁判所、刑事破棄裁判所および民事破棄裁判所からなり、破棄審として裁判を行う（例外的に第一審または控訴審となる場合もあり）。大裁判部は、21 名の最高裁判所裁判官による合議制の組織であり、法律の規定に従い破棄院として裁判を行うか、最高裁判所破棄院が第一審となる限定的場合には控訴審として機能する。大裁判部には、各破棄裁判所から 5 名ずつ裁判官が選出され、また最高裁判所長官もメンバーとなる。最高裁判所長官を除く大裁判部の裁判官の任期は 3 年で、連続再選は 2 期までとされており、破棄裁判所での裁判は担当しない。

さらに最高裁判所は、ウクライナ大統領が非難されている行為に国家反逆またはその他の犯罪の兆候があるか否かの結論を示し、また最高会議の依頼により、大統領が健康上の理由で自らの職務を遂行できない旨書面で提示するほか、法律・その他の法的文書の憲法との整合性や憲法の解釈について憲法裁判所に依頼する。行政破棄裁判所には、①税・手数料、その他の支払い義務に関する院、②社会的権利の保護に関する院、③選挙および国民投票プロセス、また国民の政治的権利に関する院が置かれる。商事破棄裁判所には、①破産に関する院、②知的財産権ならびに独占禁止法および競争法に関する院、③法人の係争、法人の権利および有価証券に関する院が置かれる。

最高裁判所の裁判官になれるのは、資格審査の結果により、最高裁判所で裁判を行う能力を示しており、また①裁判官としての職務経験が 10 年以上、②法学の分野で学位を有し、

---

<sup>8</sup> [https://court.gov.ua/inshe/interactiv\\_maps/2024\\_4](https://court.gov.ua/inshe/interactiv_maps/2024_4)

法学の分野での研究活動歴が 10 年以上、③裁判において代理人や刑事事件での弁護も含む弁護士としての職務経験が 10 年以上、④右①～③の合計が 10 年以上、のいずれかが必要がある。最高裁判長官（任期は 4 年、連続再選は 1 回のみ可）は、最高裁判所総会で秘密投票により最高裁判所裁判官のなかから選出され、国や地方自治体、法人などとの関係において最高裁判所を代表し、総会を招集、事務局長および副局長を任命し事務局の活動を管理する。また、最高裁判所長官は高等司法会議（HCJ）のメンバーでもある。解任は、総会が不信任決議を言い渡す必要があるが、不信任決議案の提出は、総会メンバーの 3 分の 1 以上の署名が必要で、事前に不信任決議案採択のための組織委員会を創設し、委員長と副委員長を指名するなどの手順が決められており、また不信任決議案には過半数の賛成票が必要となる。長官は不信任決議案が採択されても、最高裁判所裁判官としての権限は維持する。

破棄裁判所長官（任期 4 年、連続再選は 2 期まで）は、それぞれの破棄裁判所の裁判官のなかから秘密投票により選出される。破棄裁判所長官の罷免は、破棄裁判所裁判官総数の 3 分の 1 以上の発起により秘密投票で過半数の賛成により採択される。

#### コラム：ウクライナにおける裁判所と裁判官の数

高等裁判官資格審査委員会（HQCJ）のデータによれば<sup>9</sup>、2025 年 1 月 1 日時点において、ウクライナには、裁判官 5,002 名が登録されている。任官されている裁判官は、地方裁判所では、4,164 名（空席は 1,212 名）、控訴裁判所では、642 名（空席は 749 名）、高等特別裁判所では、76 名（空席は 110 名）、最高裁判所では、153 名（空席は 43 名）となっている。

裁判所については、ロシアによる「併合」のため活動を開始していないクリミアおよびセヴァストポリスを管轄とする裁判所や、戦争・ロシアによる占領により他の裁判所に管轄を移動している裁判所があるが、地方裁判所の数は 1,027、控訴裁判所は 41、高等特別裁判所が 2、最高裁が破棄裁判所 4 となっている。

### 2-3. 憲法裁判所と専門家諮問グループ

上記の一般管轄権の裁判所のほかに、ウクライナには、最高会議が採択した法律、大統領令、閣僚会議の省令などが憲法に整合しているか否かに関する決定を下し、ウクライナ憲法の解釈を行い、国際条約とウクライナ憲法の整合性に関する結論や国民投票にかけられる質問事項のウクライナ憲法との整合性に関する結論を発出し、大統領弾劾手続きにおいて捜査と事件の検討が憲法に則り行われているか結論を下すなどの権限を担う憲法裁判所がある。

憲法裁判所の裁判官は 18 名で、大統領、最高会議およびウクライナ裁判官総会が 6 名ず

<sup>9</sup> <https://vkksu.gov.ua/rubric/vidkryti-dani>

つ任命する（任期は9年、再任は禁止）。少なくとも12名の裁判官がいなければ、憲法裁判所は権限を行使することができない。大統領、最高会議およびウクライナ裁判官総会による裁判官の選考プロセスは公開され、それぞれ大統領選考委員会、憲法裁判所裁判官任官候補者決定問題委員会、ウクライナ裁判官会議が選考プロセスを主導する。ただし、各選考プロセス主導機関による候補者の道德面での資質と職業上の能力の評価を支援する目的で、6名からなる専門家諮問グループが設置される<sup>10</sup>。専門家諮問グループの構成員は、大統領、最高会議、ウクライナ裁判官総会、ウクライナ国立法学アカデミー、法学高等教育・科学機関代表者総会、および過去5年に亘り憲法改革、法の支配、人権擁護、汚職対策の分野において活動を行っている市民団体の代表者の会議から1名ずつ選出される。この専門家諮問グループが、各候補者の書類審査、情報収集、面接（面接はインターネットで公開されている）を行い、最初に道德面での資質の評価を、次に職業面での能力の評価を行い、適格・不適格の判断を行う。専門家諮問グループにより不適格と判断された候補者は選考プロセスから除外される。ただし、道德面と職業面それぞれで適格と判断された候補者が1つの空席に対し、2名よりも少なくなった場合は、各選考プロセス主導機関が候補者の追加公募を行うことになっている。道德面と職業面の双方で適格と判断された候補者は順位が付けられリスト化され、公開される。その後、各選考プロセス主導機関はリストに掲載された各候補者と面接を実施し、応募書類、専門家諮問グループによる評価、面接の結果などを創作的に判断し、憲法裁判所裁判官の任官推薦決定を採択する。推薦決定後は大統領が任官に関する大統領令を発出する。現在、憲法裁判所裁判官は14名で、大統領枠が1名、最高会議枠の2名、ウクライナ裁判官総会枠の1名が空席となっている<sup>11</sup>。

## 2-4. 裁判官の地位

ウクライナでは、裁判官の独立が保障されているほか、裁判官は、重大・極めて重大な犯罪の最中またはその直後に必要な場合の拘束、高等司法会議（HCJ）が拘束を認めた場合の拘束を除いては拘束されない不逮捕特権を有する。また裁判官に対して、刑事上の違法行為に関する容疑を通告できるのは、検事総長および次席検事に限られる。裁判官の刑事訴追、また裁判官に対する捜査活動の実施や身柄の拘束に関する決定は、当該裁判官が勤務する裁判所によって下されることはできない。

裁判官の定年は65歳で、法に規定される場合を除いては、職務が停止されることはない。

---

<sup>10</sup> 憲法裁判所裁判官選出関連法が改正された2023年7月27日から6年間は移行規定が適用され、大統領、最高会議、ウクライナ裁判官総会、欧州評議会ヴェニス委員会提案に基づくウクライナ閣僚会議から1名ずつ、国際合意に基づき過去5年に亘りウクライナに対し憲法改革、法の支配、人権擁護、汚職対策分野で技術支援を供与した国際・外国機関の提案に基づくウクライナ閣僚会議任命2名の計6名となる。現在、専門家諮問グループは、ヴァシリチェンコ議長も含めたウクライナ人が3名、外国人3名の計6名に、メンバー代行5名が控える構成となっている。

<https://ccu.gov.ua/storinka/sklad-dge>

<sup>11</sup> <https://ccu.gov.ua/judge/1844>

裁判官の倫理に関する問題は、ウクライナ裁判官会議の提案によりウクライナ裁判官総会により承認される裁判官倫理規定<sup>12</sup>により定められる。また、裁判官とその家族の生活ぶりが収入に応じているかを見極めるために、高等裁判官資格審査委員会（HQCJ）、高等司法会議（HCJ）の要求や法規定に従い裁判官の生活ぶりモニタリングが行われる。また裁判官の資産報告書は、少なくとも5年に1回は「完全チェック」（NACPに関する章で後述）の対象となる。また家族の資産報告も毎年5月1日までに高等裁判官資格審査委員会（HQCJ）の公式ホームページ上で実施しなければならない。裁判官は、同様に毎年5月1日までに、「私の生活レベルは、私と私の家族が有する資産と収入に応じたものである」、「私は、合法的な収入源から得られる収入を超えた支出を行っていない」、「私は、汚職による違法行為また汚職に関連する違法行為を行っていない」などの質問項目に回答するインテグリティ報告書も提出しなければならない<sup>13</sup>。

## 2-5. 高等司法会議（High Council of Justice: HCJ）ならびに高等裁判官資格審査委員会（High Qualification Commission of Judges: HQCJ）および市民インテグリティ会議

ウクライナには、高等司法会議（HCJ）と高等裁判官資格審査委員会の2つの司法統治機関が存在し、いずれもウクライナの司法改革において重要な役割を担っている。

高等司法会議（HCJ）は、合議制の憲法に規定された裁判官監督機関であり、司法の独立と機能を保障する役割を担いつつ、裁判官の任官、裁判官と検察官の懲戒処分を検討する機関の創設、裁判官の罷免、裁判官の拘束・収監・逮捕に関する決定を採択するほか、裁判所の裁判官定員を決定するなどしている。また、高等司法会議（HCJ）は後述する高等裁判官資格審査委員会メンバーの任命および解任も行う。

高等司法会議（HCJ）のメンバー（任期は4年、2期連続就任は禁止）は21名であり、内訳は、①ウクライナ裁判官総会が裁判官または退官した裁判官の中から10名を指名、②大統領が2名を任命、③最高会議が2名を指名、④ウクライナ弁護士総会が2名を指名、⑤全ウクライナ検察官会議が2名を指名、⑥法学高等教育機関代表者総会が2名を指名する。また、最高裁判所長官も高等司法会議（HCJ）メンバーである。現在、高等司法会議（HCJ）メンバーは、大統領とウクライナ弁護士総会の枠2名ずつが欠員となっており、17名の構成となっている<sup>14</sup>。議決に必要な最低メンバー数は15名であり、2025年3月には2名のメ

<sup>12</sup> 最新の裁判官倫理規定は、2013年2月22日の第11回ウクライナ裁判官総会により承認されており、前文、総則（第1～4条）、第2部（裁判官としての職務上の義務を遂行中の行動、第5～17条）、第3部（裁判所外での行動、第18～21条）からなる。<https://zakon.rada.gov.ua/rada/show/n0001415-13#n4>

<sup>13</sup> 裁判官候補者用のインテグリティ報告書は高等司法会議により公開されている：

[https://hcj.gov.ua/sites/default/files/grechivskyu\\_declaration\\_to\\_honesty.pdf](https://hcj.gov.ua/sites/default/files/grechivskyu_declaration_to_honesty.pdf)

<sup>14</sup> <https://hcj.gov.ua/rubric/sklad-vyshchoyi-rady-pravosuddya-0>

ンバーが任期終了を迎えることから、高等司法会議（HCJ）が活動を継続するためのメンバー数ぎりぎりとなる<sup>15</sup>。

高等裁判官資格審査委員会は、合議制の裁判官監督機関で、裁判官の採用、また採用に際しての特別チェックと採用試験を実施し、高等司法会議（HCJ）に対し裁判官任官候補者に関する提案、現職裁判官と裁判官候補者の資格審査評価の実施、裁判官・裁判官候補者の調査書の作成などを行う。高等裁判官資格審査委員会のメンバーは 16 名で、そのうち少なくとも 6 名は裁判官または退官した裁判官から任命される必要がある<sup>16</sup>。また議決に必要な最低メンバー数は 11 名である。

また、高等裁判官資格審査委員会による現職裁判官の評価と裁判官候補者の選考を支援する役割を担うのが市民インテグリティ会議である。市民インテグリティ会議は、現職裁判官・裁判官候補者のインテグリティに関する情報の収集、チェック、分析を行い、裁判官・裁判官候補者が職業倫理とインテグリティに見合わない場合はその旨の結論を高等裁判官資格審査委員会に対して提出する。この結論に反して高等裁判官資格審査委員会が当該裁判官・裁判官候補者が適格と認定するには、高等裁判官資格審査委員会の 3 分の 2 が賛成（かつ 9 票以上）する必要がある。また、市民インテグリティ会議は、高等裁判官資格審査委員会が実施する裁判官・裁判官候補者の資格審査会議にも代表者 1 名を派遣する規定となっている。市民インテグリティ会議のメンバーは 20 名で、任期は 2 年で、高等裁判官資格審査委員会委員長が招集する市民団体代表者会合で選出され、弁護士、ジャーナリスト、汚職対策・司法改革関連活動の市民団体代表者などからなる<sup>17</sup>。

## 2-6. 裁判官の任官

裁判官になれるのは、30 歳以上 65 歳未満のウクライナ国民で、法学の高等教育を修了し、法学の分野における職務経験が 5 年以上あり、清廉で、ウクライナ語の運用能力を有する者との要件がある。地方裁判所裁判官の採用プロセスが全ての裁判所の裁判官採用の基礎となっており、以下の図表に示す手順で進められる。

---

<sup>15</sup> 任期を迎えるのは、2021 年 3 月 9 日に就任したサリホフ委員（ウクライナ裁判官総会による選出）と同年同月 10 日に就任したブラフチイ委員（ウクライナ裁判官総会による選出）の 2 名：

<https://zn.ua/ukr/LAW/vishchu-radu-pravosuddja-mozhe-chekati-novij-kolaps-nastupnoho-roku.html>

<sup>16</sup> 現在のメンバー数は 15 人。2024 年 3 月にイフナートフ委員長が退任したことにより、委員長が不在、また 1 名欠員となったが、現在はパーシchnik氏が委員長に選出されている。

<https://vkksu.gov.ua/news/golovoyu-vyshchovi-kvalifikaciyanoi-komisiyi-suddiv-ukrayiny-obranny-andriy-pasichnyk>

<sup>17</sup> 現在のメンバーは以下の通り：

<https://grd.gov.ua/tretii-sklad-rady/>

| 図表. 地方裁判所裁判官の採用プロセス |                                                 |
|---------------------|-------------------------------------------------|
| 1                   | 高等司法会議とウクライナ司法府公式HPによる採用の発表                     |
| 2                   | 申込者による申込書、志望動機書、学歴証明、資産報告書、インテグリティ報告書などの必要書類の提出 |
| 3                   | 公募プロセスへの参加の承認                                   |
| 4                   | 資格試験の受験                                         |
| 5                   | 身元の特別チェック                                       |
| 6                   | 道徳・心理面での資質特別チェック（高等司法会議が必要と認める場合）               |
| 7                   | 候補者の順位決定                                        |
| 8                   | 裁判官候補者プールへの登録                                   |

出所：「司法制度および裁判官の地位に関する」ウクライナ法から三井物産戦略研究所作成

資格試験は、無記名の筆記試験と実務課題に分かれており、筆記試験は、認識能力（IQ テスト）、ウクライナ史、法律と裁判所管轄権に応じた行政、商事、一般的管轄権（民事および刑事）と法学の概論が科目となっている。実務課題は、受験者が選択した裁判所の管轄権に関する内容となっている。高等裁判官資格審査会議が資格試験日の 30 日前までに実施要項、質問リスト（認識能力試験は除く）を公式 HP で公表する規定となっている。筆記試験に合格するには、ウクライナ史、裁判所管轄権・法学概論で 75%以上正答し、実務課題で 75%以上正答し、認識能力テストに合格しなければならない。

身元の特別チェック（身元調査）は、高等裁判官資格審査会議が各政府機関に対し、候補者の経歴、清廉度や提出された書類のチェックを要請することで実施される。道徳・心理面での資質特別チェックは、実施が決定された場合は、全受験者に対して実施され、また結果は非公表扱いで、他の項目の結果と総合して選考で勘案される。

試験実施の 10 日以内に高等裁判官資格審査委員会は、受験者の順位表を決定し、順位決定後 3 日以内に公式 HP 上で公表する。全ての受験者が裁判所ごとに作成される裁判官候補者プールに登録される。登録機関は 2 年で、高等裁判官資格審査会議が必要と認める場合は、さらに 1 年延長される。その後、登録者は、裁判所裁判官の空席が出来た場合の公募に参加することが可能になる。

裁判官空席の公募は、高等裁判官資格審査委員会とウクライナ国家司法局の公式 HP 上で発表される。高等裁判官資格審査委員会は、地方裁判所の空席の場合は、上記の採用プロセスで裁判官候補者となった者およびほかの裁判所に異動を希望する裁判官を対象に、控訴裁判所、高等特別裁判所、最高裁判所の場合は、資格審査評価の結果順位を基にして選考を行う。公募参加を希望する者は、申込書、資格審査評価のための必要書類（地方裁判所裁判官採用時と同じ）、各裁判所が要求する職務経歴を証明する書類を提出する。高等裁判官資

格審査委員会は、提出書類を基に各候補者の調査書を作成し、資格審査評価の期間中に職務能力、インテグリティ、職業倫理を調査する。また、各候補者の特別チェック、面接による資格審査評価が行われる。これらの結果を基に、各候補者が該当する裁判所で裁判を行う資格があるか否かが委員会によって決定され、合格者の順位表が作成される。空席はこの順位表の最上位者から採用される。

## 2-7. 裁判官の資格審査評価

高等裁判官資格審査委員会は、①候補者の採用時、②現職裁判官のチェック、③現職裁判官の懲戒手続き時において、職業上の能力、倫理およびインテグリティのチェックを目的として、筆記試験（法学分野の知識を問う筆記試験が 90 点満点、裁判の実務能力を問う判決文作成では 120 点満点の計 210 点満点）ならびに身元調査および面接（790 点満点）からなる資格審査評価を行う。資格審査評価は 1,000 満点で、採用時の資格審査評価では、候補者が 67%（670 点）以上で合格とみなされ、現職裁判官のチェックおよび懲戒手続きにおいては、50%以上が合格となるが、同時に、採用試験および現職裁判官の能力チェックにおいては筆記試験で 50%の得点が、懲戒手続きでは 55%の得点が必要となる。身元調査および面接試験（790 点満点）の内訳は、心理テスト（個人の能力 100 点、社会的能力 100 点、職業倫理上の心理的能力 100 点、インテグリティ 100 点の計 400 点）、裁判実施能力チェック（80 点）、専門能力向上（10 点）、インテグリティ（150 点）および職業倫理（150 点）となる。

高等裁判官資格審査委員会の報告者がオープンソースからや政府機関から独自に裁判官の情報を収集したうえで身元調査報告書を作成する。同時に市民インテグリティ会議も情報収集にあたり、裁判官の身元調査報告書も確認の上で、各裁判官に追加質問するなどして、各裁判官の評価を行う。市民インテグリティ会議は、各裁判官について、インテグリティ、職業倫理面で不適格との結論を下すか、高等裁判官資格審査委員会に対して各裁判官に関する追加情報を提供する。面接は、高等裁判官審査委員会委員 3～4 名が合議制で行うが、市民インテグリティ会議が追加質問を有する場合には、市民インテグリティ会議の代表者も参加する。市民インテグリティ会議が不適格の結論を出しているが、3～4 名の委員が適格と認める場合、さらにその結論を高等裁判官資格審査委員会全員（総会）の 3 分の 2 以上の賛成で承認する。市民インテグリティ会議が不適格の結論を出し、3～4 名の委員も不適格とする場合は、その決定が効力を有する。

高等裁判官資格審査委員会が資格審査評価を再開した 2023 年 11 月 13 日の発表によれば、現職裁判官 1,884 名が現在就いているポストに相当する資格があるか否かの資格審査を受けなければならない（うち 109 名は筆記試験から、1775 名は第 2 段階の身元調査およ

び面接）とされている<sup>18</sup>。この資格審査評価は現在も進行中で、2024年10月1日時点で、143名の審査評価が終了している。このうち、現在についているポストに相当する資格があると認められた（合格）者は111名、不合格は32名（うち筆記試験も未受験だったのが1名）である<sup>19</sup>。

## 2-8. 司法統計<sup>20</sup>

ウクライナでは、2023年の新受事件は、前年比46%増となる3,157,293件となっており、内訳は、民事事件が31.1%、行政法違反29.7%、行政事件15.9%、刑事事件10.5%、商事事件2.2%、その他の訴訟2.0%、未分類8.4%である。

民事事件では、住宅・公共サービスの未払い金徴収が32.8%、離婚が12.3%、融資・銀行預金関連8.7%、役務提供4.0%、消費者ローン3.9%、養育費請求3.6%、養育費の額に関する訴訟2.8%、法的意味を有する事実認定に関する訴訟2.6%、家族問題2.0%、その他25.5%となる。行政事件では、年金に関して公職からの離職36.3%のほか、年金保険16.9%、チョルノービリ原発事故処理従事者の年金保険関連10.2%、公的勤務3.6%、公職からの解雇3.3%、未納税の徴収3.0%、社会保障分野での訴訟（公人の解雇）2.7%、交通規則2.4%、社会保障1.9%、チョルノービリ原発事故処理従事者の社会保障1.8%、その他17.9%となる。商事事件では、簡易事件14.1%、商品、労働、役務の提供14.1%、エネルギー9.7%、役務提供5.6%、ローン4.0%、賃貸借3.1%、保険2.3%、損害賠償関連2.2%、請負2.0%、その他40.9%の内訳である。刑事事件では、9.2%の窃盗が最も多く、統一国家一次捜査登記簿への非記載7.9%、捜査員・検察官による怠慢5.7%、資産差押えの取消4.7%、身柄の拘束4.6%、販売目的でない麻薬物質関連違法行為4.4%、故意の軽度の傷害4.1%、家宅搜索2.8%、一次捜査期間の延長2.1%、執行猶予期間終了後の罰則解除2.1%が続くが、52.2%がその他に分類されている。

---

<sup>18</sup> <https://vkksu.gov.ua/news/komisiya-vidnovlyuye-kvalifikaciyne-ocinyuvannya-suddiv>

<sup>19</sup> <https://data.gov.ua/dataset/7fd5f184-eb9a-4837-9954-05d183bd7df/resource/71c0b596-2e12-4447-b410-311e4cfb8eab/download/informatsiia-pro-rezultati-kvalifikatsiinogo-otsiniuvannia-suddiv.xlsx>

<sup>20</sup> ウクライナ国家司法局の司法統計は、審級や管轄などにより統計資料が細かく分けられていることから、ここでは以下のウェブページの資料を参考とした：  
<https://opendatabot.ua/analytics/court-2023>

### 3. ウクライナの弁護士制度と弁護士自治組織

ウクライナの弁護士制度は、2016 年以降の司法改革でも手つかずとなっており、主に弁護士自治組織のガバナンスに問題を抱えている。上述した高等司法会議（HCJ）のメンバーに欠員が生じている原因の一つは、ウクライナ弁護士総会の 2 名の枠が満たされていないためである。これまでウクライナ弁護士総会から高等司法会議（HCJ）にメンバーとして選出されていた 2 名は、倫理会議によるインテグリティ評価が開始されそうになった 2022 年 1 月に辞任している。その後、ウクライナ弁護士総会は高等司法会議（HCJ）メンバーの欠員 2 名および検察資格・懲戒委員会のメンバー 1 名の選出ができないまま現在に至る。ウクライナの弁護士自治組織・制度は以下の通りである。

#### 3-1. ウクライナ弁護士総会

最も上位にある弁護士自治組織で、ウクライナ弁護士会により少なくとも 3 年に 1 回招集されるか、またはウクライナ弁護士統一名簿に登録されている弁護士の総数の 10 分の 1 以上の要求、または地方弁護士協議会の 3 分の 1 以上の要求により招集される。ウクライナ全国弁護士連合会の規約、その他の文書・報告書の採択、ウクライナ弁護士総会の議長および副議長、高等裁判官資格審査委員会、最高弁護士査察委員会の委員長および副委員長の選出を行う。さらに、高等司法会議（HCJ）のメンバー 2 名、高等裁判官資格審査委員会のメンバー 2 名、検察資格・懲戒委員会のメンバー 1 名の選出も行う。

#### 3-2. ウクライナ弁護士会

ウクライナ弁護士総会の会期外に弁護士自治機能を担う。弁護士業務 5 年以上の経験を有する弁護士 30 名がメンバーとなっている。弁護士会費関連業務や地方弁護士会の決定に関する苦情処理などを行う。地方弁護士会は、地方レベルの地方弁護士協議会の会期外に同様の機能を担う。各州の弁護士を代表し、会計処理などの事務作業や無料法務支援のサービス品質管理、地方弁護士総会の議題作成などを行う地方弁護士会が 27 ある。

ウクライナ弁護士会では、明確な再任禁止規定もないなか、2012 年から同一人物が会長を務めており（ウクライナ全国弁護士連合会の会長も兼任）、さらには弁護士職業能力向上に関する登録・証明問題専門家会議の議長も兼任するなど、弁護士制度において多くの権限を自らに集中させている点が問題視されている<sup>21</sup>。

#### 3-3. 地方弁護士協議会

---

<sup>21</sup> [Тіньовий звіт до розділу 23 «Правосуддя та фундаментальні права» Звіту Європейської комісії щодо України у 2023 році](#), p. 165

ウクライナ各州において最も上位にある弁護士自治組織で、地方弁護士会の要請により少なくとも年に 1 回、または当該地方の弁護士がウクライナ弁護士会議の弁護士の総数の 10 分の 1 以上の提案により招集される。ウクライナ弁護士総会の機能を地方レベルで担うほか、ウクライナ弁護士総会への代表団の選出も行う。

#### **3-4. 高等弁護士資格・懲戒委員会**

高等弁護士資格・懲戒委員会は、弁護士資格・懲戒委員会に関する苦情を審査する機関で、ウクライナ弁護士総会およびウクライナ弁護士会への報告義務を負う。地方レベルの弁護士資格・懲戒委員会の決定に関する苦情を審査し、懲戒処分を一般化する機能も担う。

#### **3-5. 弁護士資格・懲戒委員会**

弁護士資格・懲戒委員会は、ウクライナ全国弁護士連合会の地方レベルの懲戒組織で、弁護士活動を開始しようとする者の職業訓練のレベルを決定し、また弁護士の懲戒責任に関する問題の解決を行う。各弁護士資格・懲戒委員会は 30 名の委員を抱え、地方弁護士協議会に報告義務を負う。

#### **3-6. 弁護士最高監査委員会**

弁護士最高監査委員会は、ウクライナ全国弁護士連合会の中央組織および地方組織、弁護士資格・懲戒委員会ならびに地方監査委員会による会計活動のモニタリングを行う。地方監査委員会は、各州の地方弁護士会および弁護士資格・懲戒委員会の会計活動のモニタリングを行う。監査結果は、地方弁護士協議会に対し提出し承認してもらう必要があり、また RKR は、ウクライナ弁護士会およびウクライナ弁護士総会の監査結果も提出することができる。

弁護士自治の実現を目的に 2012 年 11 月 19 日にウクライナ全国弁護士連合会が創設されている。ウクライナ全国弁護士連合会は、非政府・非営利の職業団体であり、ウクライナの全ての弁護士を束ねる組織である。政府・地方の行政機関、企業、各種団体や国際機関などとの関係で弁護士を代表し、政府機関に代表者を送り、弁護士の職業的権利を保護し、弁護士活動の保護を確保するなどの機能がある。

#### **3-7. 弁護士資格と弁護士試験**

弁護士になれるのは、法学の分野で高等教育を修了し、ウクライナ語の運用能力があり、法律分野において 2 年以上の職務経験を有し、各州の弁護士資格・懲戒委員会が実施する資格試験に合格し、研修を修了し、ウクライナ弁護士の宣誓を行い、弁護士活動開始の権利に関する証明書を受領した者である。試験は州ごとに実施されるが、その結果得られた弁護士資格はウクライナ全土で有効とされる。

受験希望者が受験申込書、学歴の証明書などの必要書類を弁護士資格・懲戒委員会に提出し、弁護士資格・懲戒委員会が30日以内に書類審査を行い、受験の可否を決定する。司法試験の準備と実施は弁護士資格・懲戒委員会の資格部が担い、試験は少なくとも3か月に1回実施される規定である。試験は、筆記試験と口頭試験の2部構成となっている。ウクライナでは、受験者全員が同じ問題を回答するということではなく、各受験者がチケットと呼ばれる問題文を書いた小紙をくじ引きのように選ぶ形式となっており、筆記試験用と口頭試験用に別々にチケットが用意される。筆記試験と口頭試験の解答時間は規定では2時間以上6時間未満となっている(各州の弁護士資格・懲戒委員会が解答時間を決定する権限を有する)。

最初に筆記試験が行われ、資格部長が複数のチケットが入った封筒を他の部員もいる中で開封し、受験者に1枚選ぶように命ずる。受験者は選んだチケットの番号をその場で全員に分かるようにアナウンスし、解答用紙にも記入する。各チケットには4つの問題が掲載されている。最初の3題は、法律の様々な分野から出題され、あらかじめ用意された事件の筋書きまたは事件資料(判決文やその他文書)に応じて、訴訟関連文書の作成が求められる。さらに4問目として、事件の法的見解および弁護方針またはその他の法的支援付与の方針を結論文書に纏める問題がある。各問30点満点で、弁護士資格・懲戒委員会資格部長および2名の部員が採点し、4問合計80点以上となった者が合格とみなされ、口頭試験に進むことができる。一次試験と同様に選んだチケットに記された16問に答え、法的知識と訴訟分野での経験を示す必要がある。さらに回答中には、受験者の知識レベルを見るために追加質問もなされる。各解答は、弁護士資格・懲戒委員会委員長と弁護士資格・懲戒委員会の各資格部員により0～4点で採点され、48点以上が合格とみなされる。筆記試験と口頭試験の合計128点以上が合格となる。

なお、ウクライナ弁護士会は、ウクライナ国内の全弁護士が登録されなければならない「ウクライナ弁護士統一登録簿」の管理を担うが、この登録簿では登録されている弁護士を検索することは可能だが、登録弁護士の総数を見ることはできない<sup>22</sup>。ウクライナ弁護士会会報2024年6月号によれば、統一登録簿に登録されている「活動中の弁護士」は47,225名で、「活動停止中、一時停止中の弁護士」も合わせた登録弁護士の総数は、69,015名とされている<sup>23</sup>。

---

<sup>22</sup> <https://erau.unba.org.ua/>

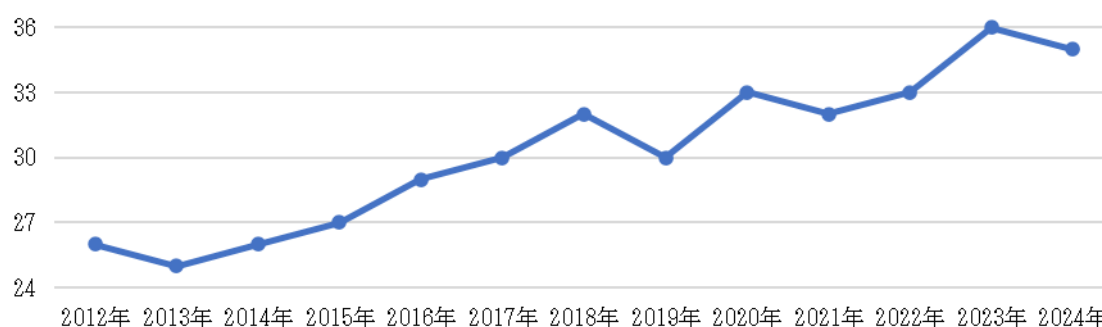
<sup>23</sup> [https://unba.org.ua/assets/uploads/news/vidannya/2024-06-28-vidannya-v-snik-6-2024\\_667ea0bd88227.pdf](https://unba.org.ua/assets/uploads/news/vidannya/2024-06-28-vidannya-v-snik-6-2024_667ea0bd88227.pdf)

## 4. ウクライナの汚職の現状

### 4-1. 腐敗認識指数

ウクライナにおける汚職を世界中の国々と比較し、相対的に評価したものとして、Transparency International が毎年調査・公表している「腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）」がある。2023年にウクライナは100点満点中36点で、全180か国中104位、2024年は同35点で105位であった<sup>24</sup>。同指数から判断するかぎり、ウクライナにおける汚職の状況は、多少の変動はありつつも、基本的には改善傾向にある。ただし、前年の2023年から2024年は1ポイント減少した点について、Transparency Internationalは、「1ポイントのマイナスは、誤差の範囲内であるが、このような結果は大変重要な意味を有する。このような下降は、汚職対策問題において、昨年は積極的な立法と政府の行動があったにも関わらず、一定の停滞があることの証左である」と評価している。調査対象180か国の中では、105位という位置づけは、さらなる改善の余地もあり、「ピンポイントの小手先の改善ではなく、ガバナンス面でのアプローチにおいて体系的な変化を導入する必要がある」と言えよう。

図表. ウクライナの腐敗認識指数の推移



出所：Transparency International

Transparency International は、2023年版腐敗認識指数の評価においては、ロシアによる同国に対する戦争がウクライナのカバナンスとインフラに対する大きな挑戦をもたらしており、汚職リスクも高めていると前置きしつつ、司法の自治組織の再構築と司法の独立の強化も含む司法システム改革への集中が鍵であると解説していた<sup>25</sup>。さらに、ウクライナ为国家反汚職局（NABU）とその反汚職検察組織（SAPO）のキャパシティと独立性の強化に向けた努力が、国家反汚職戦略およびその包括的な実施プログラムと共に、現行の汚職対策に

<sup>24</sup> <https://cpi.ti-ukraine.org/>

<sup>25</sup> <https://www.transparency.org/en/news/cpi-2023-eastern-europe-central-asia-autocracy-weak-justice-systems-widespread-enabling-corruption>

向けた確かな土台を生み出していると付言している。2024 年版腐敗認識指数については、Transparency International は、過去 2 年間にウクライナの腐敗認識に影響した前向きな変化の大部分が欧州統合およびパートナーからの財政支援受領の枠組みにおいて出された勧告を実施する必要性に迫られた政府が対応した結果であるとし、「同国の前進の多くが国際的な義務のおかげで可能となったのであり、かかる勧告を実施することこそがウクライナ政府にとって国家のキャパシティー改善に向けてしっかりと作業していくための主要な刺激となっている」と評価している。日本も含めた有志国・国際機関がウクライナに汚職対策の実施を要求しなくなれば、ウクライナの汚職対策は一気に後退する可能性があるともいえ、ウクライナのこれまでの前進が不可逆的なレベルになるよう、各国が引き続き汚職対策の実施をウクライナ政府に要請していくことが重要である。

#### 4-2. ウクライナ政府や国民による認識

ウクライナの**国家汚職防止庁 (National Agency on Corruption Prevention: NACP)** は、毎年、一般国民と実業界を対象に汚職に関する世論調査を実施しており、その内容は報告書「ウクライナにおける汚職」として纏めて公表されている。同報告書の 2023 年版によれば、ウクライナにおける汚職は、一般国民と実業界の受け止め方は「改善への期待の後の失望」と表現されるという<sup>26</sup>。汚職の広がり、深刻度、反汚職機関による活動の効率などの点から見ても、2022 年に大きく改善していたのに対し、2023 年は「戦前の」レベルに戻ったと評価されている。

一般国民の間では、汚職は、ロシアによる武力侵攻に次いで深刻で、生活費の高騰やオリガルヒによる権力の占有よりも大きな脅威と認識されている。同様に実業界からも汚職は、武力侵攻に次ぐ深刻な問題と認識されており、NACP は汚職問題の解決の必要性が喫緊であることの証左であると評価している。

---

<sup>26</sup> <https://nazk.gov.ua/pdfjs/?file=/wp-content/uploads/Pages/c7/22/c722e505acf8b0ccdf3df97af336b94d1503b291ca12ea11ea7f1e9b661a61554735280.pdf>

| 図表. 一般国民の認識によるウクライナの重要な問題 (2023年) |                              |               |
|-----------------------------------|------------------------------|---------------|
| 順位                                | 問題                           | 大変深刻と回答した者の割合 |
| 1                                 | ロシア連邦によるウクライナに対する武力侵攻        | 89.7%         |
| 2                                 | 汚職                           | 71.6%         |
| 3                                 | 生活費の高騰と低収入                   | 63.7%         |
| 4                                 | 司法システムにおける不平等                | 59.7%         |
| 5                                 | オリガルヒによる権力の占有                | 59.4%         |
| 6                                 | ウクライナからの移民                   | 53.9%         |
| 7                                 | 高い医療サービス費と低いサービスの質           | 50.0%         |
| 8                                 | 高い住居公共、交通、その他のサービス費と低いサービスの質 | 49.5%         |
| 9                                 | 失業                           | 49.0%         |
| 10                                | 犯罪                           | 41.1%         |
| 11                                | 教育の質の低さ                      | 30.5%         |

出所：NACP「Corruption in Ukraine 2023」から三井物産戦略研究所作成

その一方で、NACP の同じ報告書では、一般国民に対し、内務省サービスセンター、建設・土地関連分野、国または公共医療サービスなどを過去1年間で利用したことがあるか、また「ある」と回答した者に対して、賄賂を支払ったまたは賄賂を要求された実体験を問うアンケートも紹介されている。

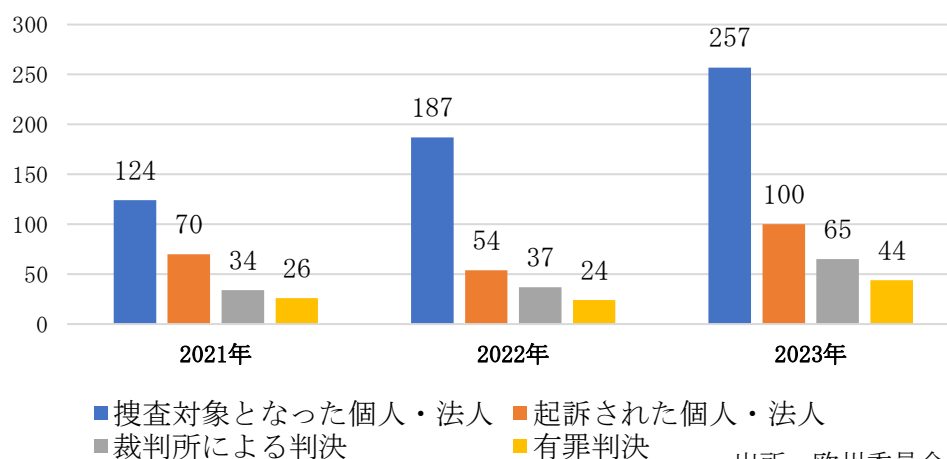
| 図表. 分野毎の活動と汚職の経験 (2023年) |                   |                          |
|--------------------------|-------------------|--------------------------|
| 分野                       | 行った・関わったと回答した者の割合 | うち、賄賂を支払った・求められたと答えた者の割合 |
| 内務省サービスセンター              | 7.6%              | 35.7%                    |
| 建設・土地関連サービス              | 3.3%              | 32.5%                    |
| 国家・公共医療サービス              | 49.4%             | 32.3%                    |
| 電気・ガス・水道サービス             | 9.3%              | 31.4%                    |
| 教育サービス（公共保育園）            | 9.2%              | 27.0%                    |
| 高等教育サービス                 | 13.8%             | 26.6%                    |
| 治安機関                     | 4.7%              | 23.4%                    |
| 教育サービス（初・中等教育）           | 19.6%             | 21.6%                    |
| 人道支援                     | 15.6%             | 19.9%                    |
| 公共サービス                   | 8.1%              | 16.8%                    |
| 公共サービス付与センター             | 25.8%             | 8.9%                     |

出所：NACP「Corruption in Ukraine 2023」から三井物産戦略研究所作成

上述のとおり、国民のなかでは汚職に対する危機感が高い一方で、汚職を体験したことがあるとの回答は、経験の度合いが最も高い内務省サービスセンターでも 35.7%となっており、認識と実体験との間に大きな乖離が認められる。実体験は乏しいものの汚職に対する脅威認識が高い背景としては、概して国民の政府・公共セクターに対する信頼が低いこと、汚職に関するセンセーショナルな報道が多いこと、またロシアによるプロパガンダなどの理由が考えられる。

ウクライナ政府高官の汚職については、日本でも報道されることがあるが、汚職に関する研究を行ったレイ・フィスマンとミリアム・A・ゴールデンは、「汚職が報じられると、政府改革の必要性が高まった兆候だと早合点しがちだ。でももっと寛容な見方として、政府が自らを改善しようとしている表れとも言える。私たちはこちらのほうが妥当だと主張したい。（中略）汚職の露見は有権者の関心をひき、新聞の売れ行きを伸ばすが、政府の汚職についての記事が相次ぐと、実際には汚職が改善しているのに、問題は深刻化しているという誤解が生じかねない。」と述べている<sup>27</sup>。ウクライナでは、後述する汚職対策のために設立された専門機関による捜査、起訴が行われており、欧州委員会は、「汚職との戦いに関する実績も改善した。反汚職機関は、ハイレベルの汚職事件の捜査と判決の信頼できる実績を積み重ねる努力を継続しており、調査期間中の起訴と判決の総数は、反汚職機関の創設以来、最高の数を記録した」としており、汚職対策機関が概ねうまく機能していると評価している<sup>28</sup>。

図表. ウクライナにおけるハイレベル汚職の数

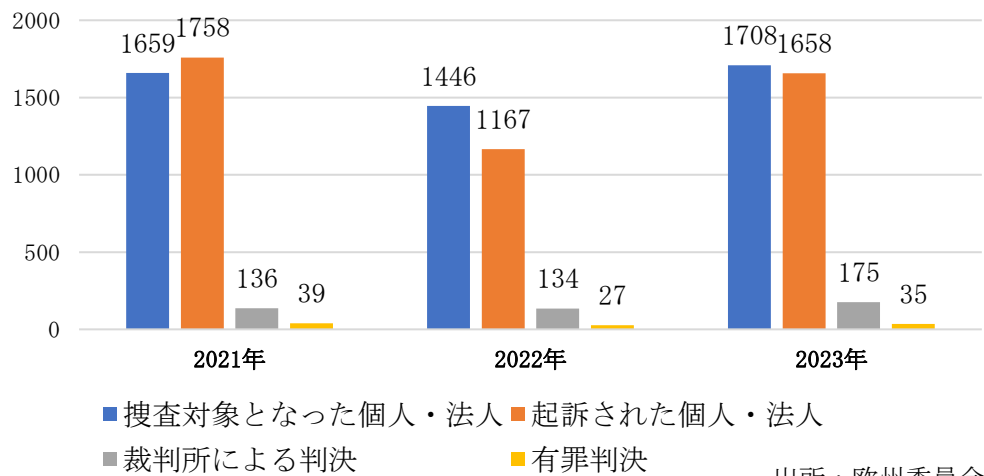


<sup>27</sup> レイ・フィスマン、ミリアム・A・ゴールデン、「コラプション なぜ汚職は起こるのか」、p. 82～83

<sup>28</sup> [Commission Staff Working Document, Ukraine 2024 Report, p. 34](#)

<sup>29</sup> 欧州委員会の定義では、「ハイレベル汚職」とは、高位の選出された/任命された公職者で、例えば、国家元首、政府の長、閣僚、次官や副大臣、議会や立法府のメンバー、政党の管理機関のメンバー、首都/主要都市または地方自治体、地区の長、連邦構成体の最高位の公人。高位の公務員および法執行機関、検察または司法の高位のメンバーで、例えば、(徴税管理機構、法執行機関、諜報機関、中央銀行、軍、大使館などの) 組織、構成体、管理機構の長とその代理、最高裁判所、憲法裁判所、決定事項はごく限られ

図表. ウクライナにおける非ハイレベル汚職の数



実業界でも、上記と同様のアンケートも行われており、賄賂を支払った・求められたと答えた者の割合が高い順では、税関（経験ありは 35.2%）、治安機関（同 28.8%）、建設・土地関連サービス（28.6%）、電気・ガス・水道サービス（26.6%）、経済活動の監督・管理（24.5%）、司法（15.2%）、税務機関（13.1%）、裁判所判決執行（7.3%）となっている。

#### 4-3. 専門家（実務家および理論家）による認識

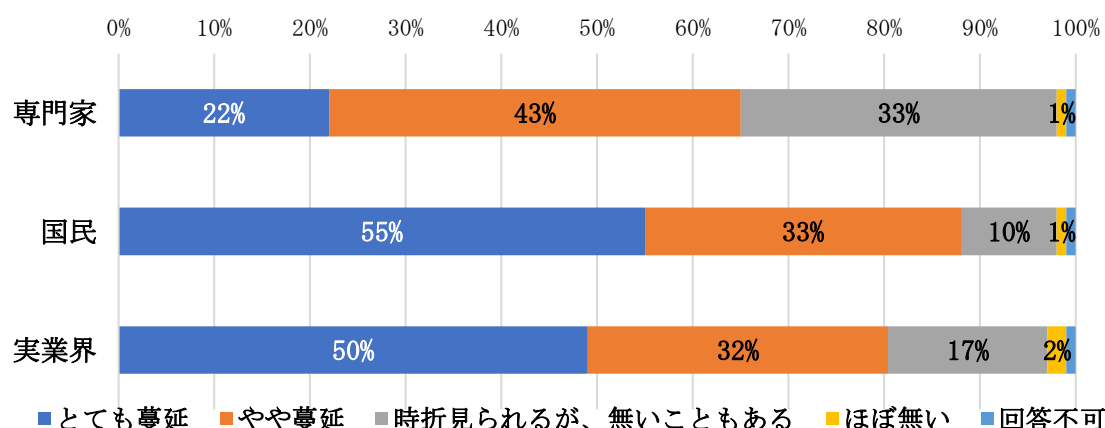
一方、欧州委員会反汚職イニシアティブ（EUACI）の支援により NACP がウクライナの汚職対策機関の「実務家」と汚職対策に関わる大学教授や市民団体代表者からなる「理論家」、計 284 名の専門家を対象として 2024 年はじめに実施したヒアリング調査<sup>30</sup>によれば、汚職の認識について専門家からは、国民や実業界よりも楽観的な認識が示された。専門家の認識では、汚職がとても蔓延している、およびやや蔓延しているとの回答が合わせて 65%であるのに対し、国民は 88%、実業界も 82%との回答であった。

た場合にのみ上訴が許されるその他の高位の司法監督機関のメンバー、高位の司法構成体と同位の検察官オフィスに勤務する検察官、裁判所長、司法または検察会議のメンバー。主要な公営または半公営企業の長で、例えば、電力、通信、水など、国家が所有者または主要なステークホルダーである戦略セクターにおける企業の社長。

<https://organised-crime-corruption-track-record.ec.europa.eu/node/5136>

<sup>30</sup> [КОРУПЦІЯ В УКРАЇНІ 2023: ПОГЛЯД ТА ОЦІНКИ ЕКСПЕРТІВ - КИЇВ, 2024.](#)

図表. ウクライナにおける汚職の蔓延度に関する認識



出所：Корупція в Україні 2023: погляд та оцінки експертівから三井物産戦略研究所作成

さらに、専門家が最も汚職が蔓延しているセクターとして挙げたのは、税関（5段階評価で4.23）、軍・防衛分野（同4.16）、道路の建設・修理・維持に関する役務の公共調達（同4.15）、建設管理（4.06）、石油・ガス・鉱物の採掘および許可（同4.05）、防衛・国家安全保障ニーズの公共調達（同4.04）、林業（同4.04）、執行も含む裁判システム（同4.02）、土地関係（同4.0）、インフラ巨大プロジェクト実施に関する役務の公共調達（同3.94）であり、纏めると軍・防衛セクターおよび関税分野に集中していることが分かる。

このように、ウクライナ政府と国民（実業界も専門家も含む）が汚職問題の存在とその重大性を認識しているなか、日本のウクライナに対する様々な支援が汚職によって阻害され、結果的に支援の停止を招いてしまう懸念もあることに鑑みれば、日本がウクライナの汚職対策を支援する必要性と意義は極めて高いと言えよう。EU や世銀などの国際機関は、ウクライナに対する財政支援の引き換えに、汚職対策をはじめとする国内改革を条件に掲げており、こうした条件とその履行のロードマップは、ウクライナ政府によっても「改革マトリックス」<sup>31</sup>として纏められており、日本も汚職対策・改革の実施を財政支援のコンディショナリティーとして求めることも検討に値しよう。

<sup>31</sup> 改革マトリックスは、①ウクライナのEU加盟候補国・加盟手続きに関する改革リスト、②IMFのローン付与の条件、③EUのウクライナ向け財政支援 Ukraine Facilityの要件となる Ukraine Plan、④世界銀行の条件の4つからなる：

<https://reformmatrix.mof.gov.ua/en/index/>

## 5. ウクライナの汚職対策機関

### 5-1. 汚職対策機関のタイプ

世界の多くの国が汚職対策機関を有している。香港で1974年に設立され、警察をはじめとする公務員による汚職と民間企業における不正の捜査も行い、一定の成果を上げた汚職対策機関である「廉政公署」がモデルとなっているとされる。世界各国の汚職対策機関を分類したOECDによれば、およそ①検察や警察などの法執行機関の一部門が汚職対策を担っている国（スペイン、ルーマニア、クロアチア、ベルギー、ノルウェー、英国など）、②法執行権限を有し、汚職防止と汚職との戦いを担う機関を有する国（香港、リトアニア、ラトビアなど）、③汚職防止および政策調整のための機関を有する国（フランス、スロベニア、北マケドニア、アルバニアなど）があるという<sup>32</sup>。

ウクライナは、腐敗の防止に関する国際連合条約の締約国（署名は2003年、批准は2006年、発効は2009年）であり、同条約の第6条にもとづき腐敗行為の防止のための機関を設ける必要性のほか、ウクライナにおける汚職対策を強く求めるEUやIMFの後押しもあり、上記のOECDの分類では、②にあたる汚職を捜査、訴追する特別の汚職対策機関（国家反汚職局（NABU）、特別反汚職検察（SAPO）および高等反汚職裁判所（HACC）と、③の汚職防止政策の立案と調整に特化した独立機関（国家汚職防止庁（NACP）を有している<sup>33</sup>。

### 5-2. 国家汚職防止庁（National Agency on Corruption Prevention: NACP）

- 国家汚職防止庁長官：ヴィクトル・パヴルシチク（名・姓）  
2015～2024年はNABU勤務で、NABUでは2017年11月に上級刑事・NABU刑事部長を務める。  
同副長官：ミコラ・コルネリウク、セルヒイ・フピャク、ドミトロ・カルムイコフ  
同官房長：イーホル・ホヒチ
- 職員：定員上限数408名、2024年1月1日時点での職員数は396名
- HP: <https://nazk.gov.ua/uk/>
- 根拠法：「汚職防止に関する」ウクライナ法（第二部：国家汚職防止庁）  
<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/1700-18#Text>  
<https://zakon.rada.gov.ua/rada/show/en/1700-18>（英語版）

<sup>32</sup> [https://www.oecd.org/en/publications/specialised-anti-corruption-institutions\\_caa9bbe8-en.html](https://www.oecd.org/en/publications/specialised-anti-corruption-institutions_caa9bbe8-en.html)

<sup>33</sup> このほか、東欧各国の汚職対策機関の比較については、OCEDの資料参照のこと。  
[https://www.oecd.org/en/publications/combating-high-level-corruption-in-eastern-europe\\_3c82f87d-en.html](https://www.oecd.org/en/publications/combating-high-level-corruption-in-eastern-europe_3c82f87d-en.html)

汚職防止法に基づいて 2016 年に創設された**国家汚職防止庁（NACP）**は、主に①反汚職国家戦略とその実施プログラムの策定、②公務員の電子資産報告システムの管理と内容の調査、③汚職の通報者との協力と保護を担う。

ウクライナでは、各機関のトップの任命プロセスにおいて、大統領や他の法執行機関などからの政治的影響力を排除し、各機関の独立性を担保するために、外国政府・国際機関が選考プロセスに関与する仕組みが法律で定められており、**国家汚職防止庁（NACP）**長官の任命プロセスも例外ではない。

NACP 長官になり得るのは、35 歳以上のウクライナ国民で、高等教育を修了し、ウクライナ語運用能力があり、清廉で、業務面と倫理面で優れている必要がある。長官は任期 4 年で、同じ人物が 2 期連続で長官を務めることは禁じられている。選考委員会が実施する長官の選考プロセスは公開されており、選考委員会には、ウクライナ閣僚会議が指名する 3 名、NACP 長官の任期終了日または任期の期限前終了日から遡り 2 年に亘りウクライナに対し汚職防止および対策分野における技術協力を実施したドナーによる提案に基づいて、ウクライナ閣僚会議が指名した 3 名からなる（各ドナーが任意の数の候補者を提案してもよいし、ドナー官で候補者リストを調整してもよい）。選考委員会の決定が採択されたとみなされるのは、ドナーによる提案に基づき指名された 3 名の委員を含む 4 名の委員の賛成票が投じられる場合である。選考委員会は、選考要項を作成し、候補者の能力評価と調査を行い、また候補者と面接を行い、最も評価が高かった者がウクライナ閣僚会議に対して長官任命のために推薦されることとなる。

### 5-2-1. 反汚職戦略と国家プログラム

NACP が作成した「2021～2025 年の反汚職戦略」<sup>34</sup>は、汚職の防止と対策における大きな改善を達成し、すべての政府と地方自治体の機関による汚職対策活動の調整と体系化を図ることを目的に策定されており、国家反汚職政策の策定と実施、汚職に対する否定的な見解の形成、利害衝突の解決などからなる「第2章：汚職の防止と対策システムの効果向上」、公正な裁判所・検察・治安機関、国の経済関連規制、税関と徴税などからなる「第3章：優先分野における汚職の防止」および懲戒、行政罰、刑事罰からなる「第4章：汚職に対する責任の不可逆性」の3つに分かれている。またこの反汚職戦略を実施するためのものとして、「国家反汚職プログラム (DAP)」および2つの付録も策定されており、戦略実現のために必要な1,187の措置とその実施機関、実施担当機関、予算なども細かく記されており、その実施状況はNACPによりモニタリングされ、2024年12月9日現在、1,187の措置のうち、実施済みが276 (全体の23.3%)、一部実施済みが126 (同10.6%)、実施中が234 (同19.7%)、未実施が256 (同21.6%)、開始されていないものが295 (同24.9%) となっている<sup>35</sup>。

OECD は、この反汚職戦略と国家反汚職プログラムについて、「包括的な政策分析と非常にインクルーシブな協議プロセスの成果物であり、反汚職分野において徹底的で、エビデンスに基づき、高品質な政策というグッドプラクティスの好例である」と高く評価している<sup>36</sup>。その一方で、DAP は、ロシアによるウクライナ侵攻の前に策定されていることから、戒厳令中に発生した問題については対応できていないといった指摘もあり、状況の変化に応じた新たな対応措置を加えるなどの改善が求められる<sup>37</sup>。

### 5-2-2. 電子資産報告システム

2016 年に導入された電子資産報告は、インターネット上に公開されてきたが、ロシアの軍事侵攻をうけて、安全上の理由から一時的に閉鎖されていた。その後、ウクライナ国内の市民社会と G7 の要請により、2023 年 12 月に電子資産報告は再び公開されている。NACP によれば、2021 年は 656,000 件、2022 年は 649,000 件、2023 年は 664,000 件の報告書が登録されており、公人の資産に関するデータベースとしては世界最大規模となっている。

虚偽の資産登録をした場合は、罰則規定が設けられており、登録した資産の評価額と実際

---

<sup>34</sup> <https://nazk.gov.ua/wp-content/uploads/2022/08/Antykoruptsiyna-strategiya-na-2021-2025-rr.pdf>  
<https://nazk.gov.ua/wp-content/uploads/2023/11/Anti-corruption-Strategy-for-2021-2025.pdf>  
(英語版)

<sup>35</sup> <https://dap.nazk.gov.ua/>

<sup>36</sup> [Review of Anti-Corruption Reforms in Ukraine under the Fifth Round of Monitoring, p.13](#)

<sup>37</sup> [Тіньовий звіт до розділу 23 «Правосуддя та фундаментальні права» Звіту Європейської комісії щодо України у 2023 році, p.217](#)  
[https://parlament.org.ua/wp-content/uploads/2024/09/ali\\_shadowreport\\_chapter23.pdf](https://parlament.org.ua/wp-content/uploads/2024/09/ali_shadowreport_chapter23.pdf)

に所有している資産の評価額の差が、勤労可能者向け最低生活費（2024 年は 1 か月あたり 3,028 フリヴニャ）の 500～4,000 か月分となる場合は、最低非課税収入額（2024 年は 17 フリヴニャ）の 2,500～3,000 倍の罰金または 150～240 時間の公共奉仕の刑事罰となり、勤労可能者向け最低生活費の 4,000 か月分を超える場合は、最低非課税収入額の 3,000～5,000 倍の罰金または 150～240 時間の公共奉仕または最大 2 年の自由はく奪の刑事罰となり、勤労可能者向け最低生活費の 100～500 か月分となる場合は、最低非課税収入額の 1,000～2,500 倍の罰金の行政罰となり、評価額の差が勤労可能者向け最低生活費の 100 か月未満の場合は、懲戒処分となる<sup>38</sup>。NACP によれば、これまでに刑事罰の対象となったものが 16,995 件、行政罰が 30,999 件、懲戒処分が 2,534 件となっている。

電子報告は、「汚職防止に関する」ウクライナ法の対象者が資産報告の義務（毎年 4 月 1 日が報告期限）があるとされており、具体的には、①国家または地方自治の機能を行う権限を有する者（ウクライナ大統領、最高会議議長、その第一服議長と服議長、ウクライナ首相、第一副首相、副首相、閣僚、ウクライナ閣僚会議の構成に含まれないその他の中央行政組織の長およびその次官、ウクライナ保安庁長官、検事総長、ウクライナ中央銀行総裁、その第一副総裁と副総裁、会計検査院長とその他のメンバー、ウクライナ最高会議人権担当代表、国家語保護担当代表、クリミア自治共和国最高会議議長、クリミア自治共和国閣僚会議議長）、②ウクライナ最高会議議員、クリミア自治共和国最高会議議員、市議会議員、村・町長、③国家公務員、地方自治体役職者、④ウクライナ軍、ウクライナ国家特殊通信情報保護庁、および法に従い創設されたその他の軍部隊の役職者、⑤裁判官、ウクライナ憲法裁判所裁判官、高等司法会議（HCJ）の議長、副議長、議員、懲戒查察官、高等司法会議（HCJ）懲戒查察部長と副部長、高等司法会議（HCJ）事務局役職者、最高裁判官資格審査委員会の委員長、副委員長、委員、查察官、同委員会事務局役職者、ウクライナ国家裁判所事務局役職者、陪審員（裁判で義務を履行する間）、⑥国家刑罰実施庁の一般職員と幹部、民事保護庁、国家捜査局、ウクライナ国家反汚職局（NABU）の幹部、ウクライナ経済安全局の特別肩書を有する者、⑦検察組織、ウクライナ保安庁、国家捜査局、ウクライナ国家反汚職局（NABU）、ウクライナ経済安全局、外交部、国家森林保護局、国家自然環境保護局、国家税制政策を実施する行政中央機関および国家税関政策を実施する行政中央機関の役職者および職員、⑧国家汚職防止庁（NACP）長官、副長官、⑨中央選挙管理委員会委員、⑩警察官、⑪ウクライナ社会保険基金および年金基金も含むその他の政府機関、クリミア辞意共和国の行政機関の役職者および職員、⑫公共調達分野における法律違反に関する苦情の検討の権限を有す

---

<sup>38</sup> <https://nazk.gov.ua/uk/yaka-vidpovidalnist-peredbachena-za-umysne-deklaruvannya-nedostovirnyh-vidomostej/>

また、故意に報告書を提出しない場合も、最低非課税収入額の 2,500～3,000 倍の罰金または 150～240 時間の公共奉仕の罰則が規定されている。然るべき理由なく提出が遅れた場合は、最低非課税収入額の 50～100 倍の罰金の行政罰が規定されている。

る機関も含む、政府の合議機関のメンバー、⑬大統領オフィス長官、その第一副長官と副長官、ウクライナ大統領の全権代表、報道官、⑭ウクライナ国家安全保障防衛会議書記、その補佐官、顧問、ウクライナ大統領の補佐官、顧問、⑮ウクライナ社会保障基金、ウクライナ一般義務国家社会失業保険基金、年金基金の幹部会員、年金基金監査会議議員、⑯有価証券と株式市場問題国家委員会職員のほか、公法上の法人の役職者、市民団体、教育機関の代表者、「社会生活において大きな経済的または政治的影響を有する者の過大な影響に関連した国家安全保障への脅威を防止することに関する」ウクライナ法に指定される者（オリガルヒ）も資産報告の対象となる。

報告内容は、建設中も含む不動産、有価証券、現金、銀行預金、乗用車などの移動手段、商業的な権利、法人・トラストの類、貴金属、収入額、団体会員の有無など細かく規定されており、また報告者のみならず、同居・別居に関わらず配偶者、未成年の子供の資産、前年のうち 183 日以上または報告期間最終日から遡り 30 日に亘り同居した者も資産報告が義務付けられる。報告書の作成作業は煩雑かつ不正確な記載の場合には刑事・行政罰の対象となり得るため、NACP は映像も使用した解説ページとテクニカルサポートのページを開設している<sup>39</sup>。European Union Anti-Corruption Initiative によれば、ウクライナの電子資産報告書は、「公表されている情報の多さという点では、世界で最も包括的な資産報告の一つであると賞賛されている」<sup>40</sup>。

#### コラム：ゼレンスキー大統領の資産報告書（2023 年）

ゼレンスキー大統領の 2023 年の資産報告を見てみると、1. 資産報告期間、2. 報告者の個人情報、家族の情報（妻、娘、息子）、3. 不動産（キーウ市内の 131.9 平米のマンション、20.9 平米および 20.7 平米のガレージ、キーウ市内の 254.5 平米のマンション、キーウ市内の 198.6 平米のマンション、クリミア自治共和国の 129.8 平米のマンション、16.1 平米の駐車場、キーウ市内の非居住用地、キーウ市内の 284 平米のマンション、英国の 91.9 平米のマンション、キーウ市内の政府別荘、キーウ市内の 269.7 平米のマンション、キーウ市内の 20.7 平米と 21.9 平米の駐車場）、5. Breguet、Tag Heuer、Rolex、Piaget などの高級時計、6. Land Rover と Mercedes-Benz の乗用車、7. 株券・国債などの有価証券、9. オレーナ夫人がベネフィシャルオーナーを務めるキプロス、ベリーズ、イタリアの企業、10. 商標・パテント類、11. 大統領給与 336,000 フリヴニャや不動産賃貸料 391,895 フリヴニャなどの収入、12. 現金・銀行預金、13. 負債などである<sup>41</sup>。

<sup>39</sup> <https://wiki.nazk.gov.ua/category/deklaruvannya/>  
<https://wiki.nazk.gov.ua/category/tehnichna-dopomoga-v-roboti-z-reyestramy-nazk/>

<sup>40</sup> CHALLENGING THE FALSE NARRATIVES: Ukraine's Progress in Combatting Corruption

<sup>41</sup> <https://public.nazk.gov.ua/documents/d8f5e4ed-0d3f-4781-8988-158d6aa0ae83>

### 5-2-3. 電子資産報告書のチェック

NACP は、①期限内に報告書が提出されているかのチェック、②またその内容について、全ての資産が含まれているかのチェック、そして③「ロジックと計算」のチェックを行う。LAC (Logical and Arithmetical Check) と呼ばれる③のプロセスは、汚職が発生する可能性（汚職リスク）が高い者を洗い出すことを目的としており、報告書と各種登記簿・銀行データ等との比較を行う第1段階、「LAC フォーミュラ」なるものを用いて不正蓄財の兆候や出所不明確な資産、贈答品受取や副業規定違反の可能性などの汚職リスクを洗い出す第2段階、報告書の汚職リスクを係数計算する第3段階からなる。汚職リスクの合計点に応じて、報告書は順位が付けられた後、全体の約30%にあたる汚職リスクが低い（順位が低い）ものは、「自動チェック」に回され、ソフトウェアを用いた簡易チェックが行われる。ただし、暗号資産や現金、外国銀行の預金などは各種登記簿・銀行データでは補足できないという問題点も指摘されよう。

LACの結果、汚職リスクが高いとみなされた者、大統領・首相・閣僚・次官など「責任ある、特に責任ある立場にある者」とみなされる者、個人・法人・法執行機関・ジャーナリストなどから不正確な申告がなされている旨通報があった者などは、数か月かけて資産情報の正確さ、評価額の正確さ、利益相反の有無、不正蓄財の兆候の有無などを調べる「完全チェック」の対象となる<sup>42</sup>。

### 5-2-4. 電子資産報告対象者の生活ぶりのチェック

NACP は、電子資産報告を行った者とその家族の収入と報告資産が見合っているのかという観点で、「生活ぶりチェック」を行う。チェック作業は、資産報告者の生活レベルが資産・収入に見合わない旨の個人・法人から寄せられた通報やメディアによる情報が基となるが、チェック作業では、各種登記簿、銀行データ、政府・地方公共団体機関のデータ、外国の登記簿データベース、インターネット上で公開されているデータのほか、NACP が資産報告書チェック時に取得したデータも含め、可能な限りすべてのデータを利用することとなっている<sup>43</sup>。チェック作業の結果、汚職・汚職関連犯罪の兆候が見られる場合、NACP は関連機関に情報提供を行う。

ただし、この「生活ぶりチェック」は、資産報告の「完全チェック」との違いが不明確であるとも指摘されている。NACP が実施する資産報告書の自動チェック、完全チェック、生活ぶりチェックについては、どの段階・状況で、いかなる根拠で何が実施されるのか明確に

---

<sup>42</sup> <https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/z0158-21#Text>

<sup>43</sup> 資産報告者の生活ぶりモニタリング実施手順：  
<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/z1873-23#Text>

することが今後は求められよう<sup>44</sup>。NACP が実施した資産報告書の完全チェックは、1,050 件で、そのうち 715 件の作業が終了、うち 353 件に不正確な情報の記載が発見されている<sup>45</sup>。他方、生活ぶりチェックの実施は 167 件であり、汚職対策機関に 42 件が伝達され、7 億 4 千万フリヴニャの根拠を欠く資産・不正蓄財が認められている<sup>46</sup>。

#### 5-2-5. 汚職の内部通報制度

近年、ウクライナは、EU 加盟・欧州統合の過程で、「EU 法の違反を通報した者の保護に関する EU 指令 2019 /1937」に基づき、内部通報制度を整備してきた。ウクライナでは、国、地方自治体、公法上の法人などは汚職に関する情報の内部通報窓口を、国家警察、NABU、国家捜査局、NACP は内部通報窓口と通常通報窓口を整備する義務があり、とくに NACP が 2023 年 9 月 6 日に開設した「内部通報者通報統一ポータル」<sup>47</sup>は、NACP の内部通報窓口であると同時に、一般国民も通報できる通常通報窓口として機能しており、2024 年 12 月 10 日時点で、内部通報者通報統一ポータルには、4,534 件の通報がなされている。寄せられた汚職に関する情報は、ポータルに登録されてから 10 営業日以内に事前検討がなされ、汚職の事実が含まれているかがチェックされる。事前検討の結果、汚職による違法行為が疑われる場合は、然るべき汚職対策捜査機関または国家捜査局に情報が渡される。通報者の権利は、解雇や処分などの扱いを受けないよう、また秘匿性、通報結果を通告される権利が汚職防止法第 53・4 条により保護されている。

さらに、通報された汚職事件の金額が勤労可能者向け最低生活費の 5,000 倍以上となる場合、通報者は、裁判所による有罪判決が出たあとに、その 10%を報奨金として受け取る権利を有する。ただし、報奨金は法定最低月給額（2024 年 4 月 1 日以降は、8,000 フリヴニャ・約 29,130 円）の 3,000 倍が上限となっており、また複数人が同じ汚職事件を通報した場合は、通報者で上記報奨金を分割する規定となっている。

---

<sup>44</sup> ウクライナの市民社会は「データベースに提出される資産報告は、複数の種類のチェックを受ける。いかなる状況、根拠、目的で各段階のチェックが実施され、また法に規定される規制メカニズムの効果の評価を、導入されている電子報告制度の目的に見合っているかという適切な評価とあわせて理解することが重要である。現在、NACP には、金融コントロールのすべての段階を統一的なビジネス・プロセスとする総合的なビジョンが欠けているようである」と評価している。

[Тіньовий звіт до розділу 23 «Правосуддя та фундаментальні права» Звіту Європейської комісії щодо України у 2023 році, с.259](#)

<sup>45</sup> <https://nazk.gov.ua/uk/novyny/rezultaty-provedennya-povnyh-perevirok-deklaratsiy-za-2024-rik-u-kozhniy-drugiy-iz-perevirenyh-deklaratsiy-vyyavleno-oznaky-nedostovirnyh-vidomostey/>

<sup>46</sup> <https://nazk.gov.ua/uk/novyny/rezultaty-2024-monitoring-sposobu-zhyttya-i-kontrol-schodo-povnoty-zapovnennya-deklaratsiy/>

<sup>47</sup> <https://whistleblowers.nazk.gov.ua/#/>

#### コラム：内部通報者に対する巨額の報奨金

2024 年 10 月 18 日、NACP は、通報者に報奨金が支払われた 2 番目の事例として、元環境大臣ズロチェフスキー氏が自身に対する捜査に関連し、NABU 長官と SAPO 長官を 600 万ドルで買収しようと試みたと通報した者に対して NACP の口座から報奨金が振り込まれた旨発表した<sup>48</sup>。NACP のパヴリシチク長官は、「この世間を騒がせた事件では、内部通報制度が汚職対策機関の効果的な活動とシナジーをなし、トップレベルの汚職においても稼働しうることを示した。本日の時点で、事件の全ての容疑者に対して上級反汚職裁判所が判決を言い渡し、また通報者も法律で保障された報奨金を受け取った」との談話を発表している。また、報道によれば、この通報者は実業家のエヴヘン・シェフチェンコ氏で、報奨金 1,330 万フリヴニャ（約 4,837 万円）が支払われた<sup>49</sup>。

#### 5-3. 国家反汚職局（National Anti-Corruption Bureau of Ukraine: NABU）

- 国家反汚職局長官：クリヴォノス・セメン・ユーリヨヴィチ（姓・名・父称）  
同第一副長官：ギュリマホメドフ・デニス・オレクサンドロヴィチ  
同副長官：ヴァルヴァルスカ・テチャーナ・ヴォロディミリヴナ  
同副長官：ルィセンコ・ポリナ・オレクサンドリヴナ
- 職員：定員上限 1,000 名
- HP：<https://nabu.gov.ua/>
- 根拠法：「ウクライナ国家反汚職局に関する」ウクライナ法  
<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/1698-18#Text>  
[https://nabu.gov.ua/site/assets/files/29072/2\\_zu\\_nabu\\_angl.pdf](https://nabu.gov.ua/site/assets/files/29072/2_zu_nabu_angl.pdf)（英語版）

「国家または地方自治の機能を果たす権限を有するハイレベルの役職者により行われる汚職およびその他の刑事上の違法行為の対策」を課題とする国家反汚職局（NABU）は、IMF と欧州委員会がウクライナ国民向け無査証渡航制度を導入するにあたっての条件のひとつとして創設された経緯がある。2014 年 10 月に最高会議「ウクライナ国家反汚職局に関する」ウクライナ法を採択、2015 年 1 月には同長官の公募が発表され、同年 4 月 16 日に当時のポロシェンコ大統領が NABU 創設に関する大統領令とアルテム・スィトニクの同局長官任命に関する大統領令に署名し、活動を開始した。しかし、2020 年 9 月には憲法裁判所が「ウクライナ国家反汚職局に関する」法律の一部の条文が憲法違反であるとの判決を出し、その後

<sup>48</sup> <https://nazk.gov.ua/uk/vynagoroda-za-povidomlennya-pro-koruptsiyu-sche-odyn-vykryvach-otrymav-vyplatu/>

<sup>49</sup> <https://rubryka.com/2024/10/20/za-vykryttya-rekordnogo-habarya-nabu-i-sap-yevgen-shevchenko-otrymav-13-3-mln-grn-vynagorody/>

もスイトニク長官任命の大統領令、さらに NACP の電子資産報告制度が憲法違反であるとの判決を出した。これにより、ウクライナでは、電子資産報告書に基づく NABU の捜査が無効になるなど、汚職対策が一時的に機能しなくなった。これに対し、ゼレンスキー大統領は、憲法裁判所のトゥピツキー長官の権限を停止し、ウクライナでは、「憲法危機」と呼ばれる現象が生じた。その後、最高会議が資産報告書と実際の資産評価額の差に応じて罰則を設定するなどの法改正を通じ、2020 年 12 月に NACP の権限が復活した。

### 5-3-1. 国家反汚職局（NABU）の役割・階級・待遇

NABU は、①自らの捜査権限に該当する刑事上の違法行為の警告、発見、停止、解明を目的とする機動・捜索活動、②自らの捜査権限に該当する刑事上の違法行為の一次捜査を行う、③自らの捜査権限に該当する刑事上の違法行為において、没収または特別没収の対象となる資産の搜索と差し押えなどを任務とする。その活動には、法律に規定されている特定の場合を除いては、誰も介入してはならない旨、NABU 職員の法的保護が保障されている。

NABU の役職者は、中級と上級のカテゴリーに分かれ、以下の通り階級が決められている。

中級：NABU 中尉、NABU 上級中尉、NABU 大尉

上級：NABU 少佐、NABU 中佐、NABU 大佐

NABU 職員の月給は、階級に応じた基本給のほか、勤続年数や学術上の称号、国家機密へのアクセスの度合い、国家公務員としての特別階級に応じた手当を加算したものになる。階級に応じた基本給は、NABU 長官が最低生活費（2024 年は、2,102 フリヴニャ、約 7,666 円）の 50 倍、第一副長官、副長官は 40 倍、NABU の本省・地域局の局長、本省の内部監査部長、刑事課長は 30 倍、その副局長と副部長、副課長は 28 倍、本省の部長、地域局の内部監査課長は 22 倍、その副部長と副課長は 21 倍、本省課長は 20 倍、その副課長は 19 倍、地域局課長は 18 倍、その副課長は 17 倍、上級刑事は 22 倍、刑事は 19 倍となっている。

### 5-3-2. NABU 長官の選出プロセス

NABU 長官となる資格があるのは、ウクライナ国民で、高等教育を修了し、法学分野での職務経験が 10 年以上あり、また政府機関または国際機関での指導的立場での役職経験が 5 年以上あり、ウクライナ語の運用能力を有し、業務面と倫理面で優れている必要がある。任期は 7 年で、2 期連続務めることはできない。長官の選出は、選考委員会が公開性の原則で実施するが、委員会は、ウクライナ閣僚会議が指名する 3 名の委員、さらに、NABU 長官の任期終了または期限前退任の日から遡り 3 年に亘って国際・二国間合意に基づいてウクライナに対し汚職の予防・対策分野において国際技術支援を供与した国際・外国組織の提案に基づき、ウクライナ閣僚会議が指名した 3 名の委員からなる。この国際・外国組織は、3 名以上からなる試験委員候補者リストを調整することとなっている。選考委員会の決定が

採択されうるのは、委員会会議において4名上の委員が賛成し、かつ、NABU 長官の任期終了または期限前退任の日から遡り 3 年に亘って国際・二国間合意に基づいてウクライナに対し汚職の予防・対策分野において国際技術支援を供与した国際・外国組織の提案に基づきウクライナ閣僚会議が指名した委員の少なくとも 2 名が賛成した場合である。選考委員会は、長官候補者の身辺調査、書類選考、筆記試験、面接試験を実施し、最終的に候補者を3名に絞り、首相に対してこの 3 名の長官候補者を提案 する。首相は、この提案の5日以内に3名のうちから1名を長官に選出するためにウクライナ閣僚会議の検討に付す。ウクライナ閣僚会議は首相から提案を受け取ってから10日以内に公開性の会議において NABU 長官を指名する（それでも決定しない場合は、ウクライナ閣僚会議メンバーから最も多くの賛成票を得た候補者が NABU 長官となる）。

### 5-3-3. 捜査機関の捜査権限と NABU の優越

ウクライナでは、NABU のほかに、国家警察、国家捜査局 (DBR)、ウクライナ保安庁 (SBU)、ウクライナ経済安全局 (BEB) による一次捜査が行われており、各機関の捜査権限は、刑事訴訟法第 216 条に細かく規定されており、かつ各機関の捜査権限が重なる場合は、NABU の優越性が規定されている。

NABU の捜査官が一次捜査を行う刑事上の違法行為は、刑法の第 191 条（財産の取得、不正使用、職権の濫用による横領）、206-2 条（企業、組織の財産の違法な横領）、209 条（犯罪により入手した財産の合法化（洗浄））、210 条（予算歳出の目的外利用、予算上の使用目的を示さない、または超過しての予算の歳出、ローンの付与）、211 条（違法な歳入の減少または歳出の拡大をもたらす許可の発出）、354 条（企業、法人、組織の職員の買収）、364 条（職権乱用）、366-2 条（不正確な情報の申告）、366-3 条（国家または地方自治の機能を実施する権限のある者の申告書の不提出）、368 条（職員による不正な利益の提案、約束の受付または受取）、368-5 条（違法な蓄財）、369 条（職員に対する違法な利益の提案、約束または付与）、369-2 条（影響力の濫用）、410 条（軍人による武器、銃弾、爆発またはその他の軍事物質、移動手段、軍用および特殊車両またはその他の軍事資産の奪取、横領、要求、また詐欺または職権濫用によるそれらの横領）に規定されるもので、以下の条件のうち一つでもあてはまるもの：

1) 刑事上の違法行為を犯したのが、権限停止状態にある大統領、首相、閣僚会議メンバー、大臣の第一次官と次官、テレビ・ラジオ放送問題国家委員会、金融サービス市場で国家規制を行う国家会議、有価証券と株式市場問題国家委員会、独占禁止委員会のメンバー、国有財産財団総裁、その第一次官と次官、中央選挙管理委員会メンバー、中央銀行総裁、その第一次官と次官、NABU 局長、その次官、経済安全局局長、その時間、中央銀行会議メンバー、国家安全保障防衛会議書記、その第一次官と次官、大統領のクリミア自治共和国代表、その第

一次官と次官、大統領、最高会議、首相の顧問または補佐官

カテゴリーA の国家公務員

クリミア自治共和国最高会議議員、州議会議員、キーウ市およびセヴァストポリ市議会議員、第1および2カテゴリーに属する地方自治体幹部

裁判官（高等反汚職裁判所（HACC）裁判官はのぞく）、憲法裁判所裁判官、陪審員（公判において義務を履行している最中に）、高等司法会議（HCJ）議長、副議長、メンバー、査察官、裁判官最高資格委員会委員長、副委員長、メンバー、査察官

検察法の第15条第1項1〜4号、5〜11号に定められる検察組織の検察官

国家刑事罰執行局幹部会、民間保護組織部隊、国家警察幹部会に属する者、国家顧問Ⅲランクまたはそれ以上の特別肩書を有する税関幹部、国家顧問Ⅲランクおよびそれ以上の肩書を有する税務局幹部

ウクライナ軍、ウクライナ保安庁、ウクライナ国家国境警備隊、国家特別交通局、ウクライナ国家親衛隊およびウクライナ法に従って創設されたその他の軍事部隊の高位の軍人  
資本金に占める国家または公的資産の割合が50%を超える大企業の指導者

2) 刑法第354条（公法上の法人の勤務者に関するもの）、368条、369条、369-2条に想定される刑事上の違法行為の対象が、刑事上の違法行為が行われた時点で法に定められる勤労可能者の最低生活費を500倍またはそれ以上となる、または刑法第191条、206-2条、209条、210条、211条、364条、410条に想定される刑事事件の被害額が、刑事上の違法行為が行われた時点で法に定められる勤労可能者の最低生活費を2,000倍およびそれ以上となる場合

3) 刑法第369条、369-2条第1項に想定される刑事上の違法行為が刑法第18条第4項または本項第1号で指定される勤務者に対して行われた場合

刑事訴訟法第216条（付録参照）では、NABUの優越性が規定されているにも関わらず、これまでにウクライナ大統領府高官が関与する汚職関連捜査が検事総長の命令によりNABUからウクライナ保安庁に移されるということが起こっており、大統領からは汚職をSBUの捜査権限である国家反逆罪と同じとみなすとの提案もなされていることから、市民社会からは懸念が表明されている<sup>50</sup>。

---

<sup>50</sup> [Тінювий звіт до розділу 23 «Правосуддя та фундаментальні права» Звіту Європейської комісії щодо України у 2023 році, с.286](#)

コラム：事件の NABU から SBU への移管（2020 年 12 月 24 日付 NABU 公式発表）<sup>51</sup>

2020 年 12 月 23 日、次席検事のオレクシー・シモネンコは、大統領府副長官の容疑に関する刑事事件を NABU からウクライナ保安庁（SBU）へ移管した。その決定は秘密裡に採択され、NABU および SAPO とも協議はなされず、事実上深夜に行われており、統一国家一次捜査登記簿への追記は 23 時 42 分になされている。

法律は、NABU の捜査権限にあたる犯罪が捜査されている事件を他の一次捜査期間に移管することを禁じている。従って、検事総長府は、刑事訴訟法の規定に大きく矛盾する違法な決定を故意に採択した。

NABU の捜査員は、大統領府副長官、かつての国営企業「UkrBud」の幹部が、国家親衛隊の 8,100 万フリヴニャ横領に関する事件において、真実とは異なる裁判鑑識の書面による結論文書の発行の見返りに違法な利益を提供したことに関与したという証拠を有している。

彼に容疑を通告する前日の 12 月 1 日の時点においても、検事総長は、秘密裡に、事件を指揮する者には知らせず、刑事事件の証拠類も調べることなく、さらにはいかなる法的な根拠もないまま、検察官グループを交替させ、これにより大統領府副長官に対する容疑の通告を 17 日延期した。

本日、12 時 30 分に高等反汚職裁判所は、大統領府副長官に対し身柄拘束等の措置を選択しなければならなかった。汚職スキームにおける彼の重要な役割に鑑み、捜査側は、1,000 万フリヴニャの保釈金付きの拘留を申し立てていた。身柄拘束措置の選択をできなくするために、事件捜査は SBU に移管され、この事実は SAPO 検察官には朝 9 時に知らされた。

容疑者の行為により損害を被った国家の利益を保護するかわりに、検事総長府は彼を個人的に保護したも同然である。このような行為は、国家権力機関を完全に失墜させるものであるが、国家権力機関の活動は法の支配、合法性および平等性、公平性、客観性に基づかなければならない。これらすべてを検事総長府は汚職が疑われる公務員を守るために無視したのである。

#### 5-3-4. 盗聴の権限

2023 年 10 月に公表された NABU の技術評価によれば、NABU が抱える技術的課題の一つとして、「NABU は携帯電話網における通話を独自に傍受する権限を実際に行使することができないため、NABU による捜査の完全性が継続して引き続きおびやかされている」<sup>52</sup>。現在、刑事訴訟法第 263 条第 1 項によれば、「電子通信ネットワークからの情報の取得は、指摘通信への介入の一つであり、情報伝達のために電子通信手段を使用する者に知らされることなく、情報取得が行われる際に事件捜査に意味を有する状況を確定することが可能と見込まれる場合に捜査担当裁判官の裁判所命令に基づき行われる」のであり、また同第 4 項によれば、「電子通信ネットワークからの情報の取得は、国家警察、ウクライナ経済安

<sup>51</sup> <https://nabu.gov.ua/news/novyny-ofis-generalnogo-prokurora-zdiysnyuye-bezprecedentne-v-istoriyi-ukrayiny-vtruchannya-v/>

<sup>52</sup> [https://nabu.gov.ua/site/assets/files/47003/tekhnichna\\_otcinka\\_nabu\\_2023\\_en-l.pdf](https://nabu.gov.ua/site/assets/files/47003/tekhnichna_otcinka_nabu_2023_en-l.pdf)

全局、ウクライナ反汚職局、国家捜査局およびウクライナ保安庁の組織の権限を有する部署が担当する」<sup>53</sup> ことになっている。

しかし、NABU が汚職捜査の必要性から盗聴を実施する場合は、盗聴に必要な装置類を有していないことから SBU に依頼して盗聴を実施する必要がある。従って、SBU は盗聴対象者の氏名と電話番号を事前に知り得ることとなり、そのため、特に SBU 関係者を対象とする汚職捜査が困難になるという問題点が指摘されている。2024 年 8 月 9 日付の報道によれば、NABU は事件容疑者の独自の盗聴についてウクライナ保安庁と協議中であり、クリヴォノス NABU 長官は「独自に盗聴を行う技術的能力を獲得するための段階を明確に盛り込んだ、然るべき法案を準備中である」<sup>54</sup>と発言している。

#### 5-3-5. 刑事訴訟法上の一次捜査期間の問題

ウクライナでは、2017 年にロゾヴォイ最高会議議員が提案した刑事訴訟法の法改正<sup>55</sup>により、汚職事件の一次捜査期間が短縮されたことで、汚職事件の容疑者が捜査期間を超過したという訴訟上の問題により有罪判決を受けないという事態が発生している。この「ロゾヴォイの改正（ウクライナ語 Правки Лозового、英語 Lozovyi amendments）」と言われる刑事訴訟法の改正により、同第 219 条によれば、一次捜査期間の開始は、「統一国家一次捜査登記簿」に刑事上の違法行為に関する情報を入力した時点から、起訴状、医療的または矯正的な性格の強制措置の実行に関する申し立て、刑事上の責任からの解放に関する申し立てをもって裁判所に請求した時点、または刑事事件の閉鎖に関する決定を採択した日までとされた。そして、この一次捜査期間は、軽犯罪の場合は、6 か月、中程度の犯罪の場合は 12 カ月、重度の犯罪の場合は 18 か月とされた。

汚職犯罪は、国境を越えた資産移動や暗号資産を含むなどして組織化、複雑化していくなかで、上記の期間内に容疑者を特定し、公判請求するのはますます困難になっている。さらに、複数の捜査機関が一次捜査を行っている場合、統一一次捜査登録簿への情報入力はお互いの機関による入力を一次捜査開始時点とみなすのかといった法解釈の問題も発生した。そこでウクライナでは、2023 年 12 月に刑事訴訟法の改正が行われ、一次捜査期間は、容疑の通告の時点から開始され、終了は公判請求（あるいは各種申し立て、刑事事件の閉鎖決定日）までとなった。ただし、一次捜査期間は、軽犯罪の場合または被疑者拘束の場合は 72 時間以内、被疑者に軽犯罪の容疑を通告したが、容疑者が容疑または追加的捜査活動実施の

<sup>53</sup> <https://zakon.rada.gov.ua/rada/show/en/4651-17>

<sup>54</sup> <https://www.ukrinform.ua/rubric-society/3893624-nabu-vede-peremovini-z-sbu-sodo-nezalezno-prosluhovuvanna-figurativ-sprav.html>

<sup>55</sup> 『ウクライナの刑事訴訟法制の「ロゾヴォイ改正」の前後にわたる一次捜査実施手続きの法規定の分析』によれば、ロゾヴォイ議員は、かかる法改正の必要性について、「早急な捜査と公判の確保」を理由に挙げている。捜査が 5～10 年行われ、被疑者に容疑が通告されないまま、物的証拠として資産が差し押さえられるなどの事例もみられたという。

必要性を認めない、または未成年者が刑事上の軽犯罪を犯した場合は 20 日以内、被疑者に軽犯罪の容疑を通告したが、容疑者により鑑識の実施の申し立てがなされた場合は 1 か月以内、軽犯罪以外の犯罪の容疑を被疑者に通告した日から 2 か月以内に終わらせなければならないとされている。また、一次捜査期間は、事件の複雑さに鑑みて延長することが可能で、軽犯罪の場合、被疑者に容疑の通告を行ってから最長 1 か月、非重大犯罪の場合は 6 か月、重大犯罪の場合は 12 カ月まで延長可能となっている。

その一方で、実業界からは、一次捜査期間を撤廃することで法執行機関からの圧力が増えることを懸念する声も上がっている。例えば、2024 年 12 月 30 日付で閣僚会議が最高会議に提出した刑事訴訟法および検察法改正法案について、ウクライナ雇用主連盟をはじめとする複数の実業団体は、一次捜査期間が自動的に継続されるも同然の内容であり、また一次捜査期間の終了に伴い刑事事件の終了（不起訴）も自動的に行われるのではなく、被告側が捜査担当裁判官に申立てを行う必要がある点などを挙げ、法案を支持しないよう最高会議に呼び掛けている<sup>56</sup>。

#### 5-4. 特別反汚職検察 (Specialized Anti-Corruption Prosecutor's Office: SAPO)

- 長官：オレクサンドル・クリメンコ（名・姓）（2022 年 7 月 28 日就任）  
副長官：アンドリイ・シニューク（名・姓）
- 定員：150 名（NABU 職員上限数の 15%）
- HP:なし
- 根拠法：「検察に関する」ウクライナ法  
<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/1697-18#Text>

特別反汚職検察 (SAPO) は、2024 年 3 月 21 日からは、検事総長府から完全に分離し、公法上の法人格を有し、また国有資産、予算執行用の口座なども別で、電子文書管理も含む文書管理課、機密活動課、人事課、内部管理課など SAPO の機能に必要な独自の下部組織を抱える。内部管理課は、次長検事兼 SAPO 長官（その代理人）が承認する手続きに従って、SAPO 検察官のインテグリティを秘密調査する。

SAPO の役割は、①ウクライナ国家反汚職局 (NABU) による機動・捜索活動、公判前（一次）捜査における法令順守の監督、②然るべき事件の公判における国家訴追、③本法に規定され汚職に関連する、または汚職関連違法行為に関連する事件の公判において、国民または

<sup>56</sup> <https://fru.ua/ua/media-center/news/fru/spilna-zayava-providnikh-biznes-ob-ednan-shchodo-zakonoproektu-12367-yaki-j-peredbachae-vnesennya-zmin-do-kriminalnogo-protseusalnogo-kodeksu-ukrajini-ta-zakonu-ukrajini-pro-prokuraturu>

国家の利益を代表し、また非合理的な資産の認定とその国家歳入への返還に関する事件では国家利益を代表することが挙げられる。

SAP0 の職員の総数は、法律によって定められる NABU の中央・地方組織の上限の 15% と規定されている。

#### 5-4-1. 特別反汚職検察 (SAP0) の検察官・長官の任命

特別反汚職検察 (SAP0) の検察官の官職への任命は、選考委員会が実施する公開公募の結果に基づき次席検事兼 SAP0 長官により行われる。公募の準備と実施を行う試験委員会には、①次席検事兼 SAP0 長官により指名された 3 名、②国際合意または二国間合意に基づきウクライナに対して汚職防止および対策に関する国際的な技術支援を供与する国際および外国機関の提案に基づき次席検事兼 SAP0 長官が指名する 3 名が入ることとする。

特別反汚職検察 (SAP0) における幹部職 (検察法の第 39 条第 3 項 1~3 号) への任命は、公開公募の結果に基づき検事総長により行われる。次長検事兼 SAP0 長官、その第一次席検事、次席検事の公募の準備および実施は、選考委員会により行われるが、その構成は、①ウクライナ検察官会議の提案に基づき検事総長が指名する 3 名と②国際合意または二国間合意に基づきウクライナに対して汚職防止および対策に関する国際的な技術支援を次長検事兼 SAP0 長官の任期が終了する日またはその権限の期限前停止日から遡り 3 年に亘って供与した国際および外国機関の提案に基づき次席検事兼 SAP0 長官が指名する 3 名とする。

閣僚会議は、そのような国際および外国機関のリストを、次長検事兼 SAP0 長官の任期が切れる 3 か月前まで、またはその権限の期限前停止の日から数えて 20 営業日以内に指定する。指定された国際および外国機関は、少なくとも 3 名以上の試験委員会委員の候補者共通リストを調整し、閣僚会議から要請を受け取った後 20 営業日以内に検事総長に対して提出する。検事総長は、国際・外国機関からそのような提案リストを受領した日から 10 営業日以内に試験委員会の委員を指名する。

試験委員会の決定が採択されたとみなされるためには、試験委員会会合 (国際・外国機関推薦の委員 2 名以上を含む 4 名以上の参加で成立) において、国際・外国機関推薦の委員 2 名以上を含む 4 名以上の委員が賛成票を投じる必要がある。賛成票と反対票が同数の場合は、投票が繰り返されるが、それでも決着がつかない場合は、国際・外国機関推薦の委員 2 名を含む 3 名以上の委員が投票した決定が採択される。

特別反汚職検察 (SAP0) の幹部職 (次長検事兼 SAP0 長官、その第一次席検事、次席検事、特別反汚職検察 (SAP0) の局長、同副局長) の選考は、メディア関係者、ジャーナリストが

試験委員会会合に自由に出入りが許され、試験委員会会合の映像・音声は生放送でインターネット上に公開される。次長検事兼 SAPO 長官、その第一次席検事と次席検事は、インテグリティの基準に見合い、倫理基準を守り、職業上の活動においても個人の生活上も欠点がなく、資産の出所に疑いがなく、自身および家族の生活レベルに応じたものである必要があると規定されている。

5-5. ウクライナ汚職・その他犯罪により取得された資産の発見・追跡・運用問題担当国家局 (略称: 資産搜索・運用局) (National Agency of Ukraine for Finding, Tracing and Management of Assets Derived from Corruption and Other Crimes : ARMA)

- 資産搜索・運用局長官：ドゥマ・オレーナ・オレクシイヴナ (姓・名・父称)  
同副長官：ヴェリコレチャニン・パヴロ・オレクサンドロヴィチ  
同副長官 (CDTO)：ペトロフ・スタニスラフ・ヘンナジオヴィチ  
同副長官 (欧州統合担当)：カタマゼ・フリホル・シャルヴォヴィチ
- 職員：定員上限 390 名 (2024 年 8 月 1 日～)<sup>57</sup>
- HP：<https://arma.gov.ua/>
- 根拠法：「ウクライナ国家反汚職局に関する」ウクライナ法  
<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/772-19>

EU の資産回収事務所 (Assets Recovery Offices)<sup>58</sup>に倣い、2016 年に創設された ARMA は、「刑事訴訟および資産の非合法認定事件または国庫への移管事件において差押えとなり得る資産の発見、搜索に関し、さらに刑事訴訟および資産の非合法認定事件または国庫への移管事件で差押えとなった、または刑事事件において没収されたか裁判所判決により非合法と認められたことにより政府歳入に移された資産の運用に関して、国家政策を策定し実施する行政組織」である。

ARMA の具体的な機能として、資産の発見・搜索・運用に関する統計データ、研究およびその他情報の分析の実施、同分野における国家政策の策定・実施に関する提案の準備、捜査員、刑事、検察官、裁判所の依頼により資産の発見・搜索・評価に関する措置の実施、資産の評価実施、登録、運用に関する措置の実施、刑事訴訟において差押えとなった資産の統一国家登録簿の作成と維持、資産の発見・搜索・運用に関する問題を担当する諸外国機関、同様の国際機関との協力の実施、汚職およびその他の刑事上の違法行為により得られた資産をウクライナに返還することに関連し、ウクライナの権利と利益を外国司法権の組織にお

<sup>57</sup> <https://arma.gov.ua/news/typical/dobrochesni-ta-profesiyni-kadri---efektivne-der-javne-upravlinnya>

<sup>58</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32007D0845>

いて代表、資産の発見・搜索・評価実施および運用に関して捜査員、刑事、検察および裁判官に対する解説、方法論的・コンサルの支援の付与がある。

#### 5-5-1. ARMA の活動実績

ARMA の HP 上のデータによると、2023 年と 2024 年の活動実績は以下の表のとおりとなる。

図表. 2023・2024年に発見・搜索された資産

| 項目                 | 2023年          | 2024年（12月9日現在） |
|--------------------|----------------|----------------|
| 航空機（機）             | 21             | 19             |
| 自動車（台）             | 17,364         | 19,061         |
| 暗号資産（USD/USDT相当）   | 206,671        | 2,458          |
| 現金（フリヴニャ）          | 10,044,721,508 | 7,170,632,655  |
| 現金（ドル）             | 383,908,291    | 57,994,355     |
| 現金（ユーロ）            | 206,809,804    | 83,706,650     |
| 現金、その他の通貨（フリヴニャ相当） | 23,689,847     | 227,779,288    |
| 木材（立法メートル）         | 5,652          | 14,027         |
| 居住用不動産（件）          | 6,922          | 6,051          |
| 鉄道（台）              | 72             | 1,215          |
| 武器（個）              | 1,773          | 1,333          |
| 土地区画（区）            | 49,083         | 27,243         |
| その他資産（製品）（個）       | 119            | 298            |
| 知的財産権（件）           | 1,742          | 638            |
| 海上・河川交通（台）         | 316            | 327            |
| 非居住用不動産（件）         | 7,344          | 5,340          |
| 非物質的資産（件）          | 861            | —              |
| 農業製品（個）            | 14,490,595     | 229,984,678    |
| 農機（台）              | 3,670          | 2,684          |

出所：ARMA発表から三井物産戦略研究所作成

他方、没収資産については、公表データはないが、「Shadow Report」によれば、高等反汚職裁判所（HACC）が始動した4年間で150の判決が言い渡されているが、そのうち資産没収の刑を判決で言い渡したのは48件となっており、2023年12月31日時点で資産没収が実施されたのは22件とされている<sup>59</sup>。

#### 5-5-2. ARMA 長官の任命

ARMA では、初代長官が汚職に関与したとして、解任された経緯があり、特に長官任命プロセス改善の必要性が国際機関や市民社会から指摘されている。

<sup>59</sup> [Тінювий звіт до розділу 23 «Правосуддя та фундаментальні права» Звіту Європейської комісії щодо України у 2023 році, с.253](#)

ARMA の長官となり得るのは、ウクライナ国民で、法学の高等教育を修了し、法律分野での勤務経験が5年以上あり、また政府行政・地方自治体・法人または国際機関において指導的立場で3年以上の勤務経験が必要で、ウクライナ語の運用能力があり、業務面と倫理面で優れている必要がある。ARMA 長官の任期は5年で、2期連続再選は禁止されている。

ARMA 長官は、試験委員会が実施する公募を経て選出された1名の候補者を首相が提案する形でウクライナ閣僚会議により任命される。試験委員会の委員は、ウクライナ最高会議が指名する3名、検事総長が指名する1名、NABU 長官が指名する1名、ウクライナ司法大臣が指名する1名、犯罪により得られた収入の合法化（洗浄）、テロ資金および大量破壊兵器拡散の資金援助の予防および防止分野における国家政策を実施する行政組織の本省長官に任命された者1名、ウクライナ財務省が指名する1名からなる。試験委員会の会議はメディアにも公開され、長官の選考は、書類選考、知識・能力を評価する筆記試験および面接の3段階からなり、試験委員の決定が採択されたとみなされるのは、会議に出席した試験員の6名以上が賛成票を投じる場合である。

### 5-5-3. ARMA 附属市民会議

ARMA による活動の市民コントロールは、ARMA 附属市民会議によって行われ、その構成は ARMA 長官が公募の結果を基に決定する。市民会議は、ARMA の活動、計画と課題の実行状況などを聞き取り、政府予算の支出について市民コントロールを行い、ARMA の法・政令案の検討結果に応じて結論を述べ、資産販売に関する省庁間会合と ARMA 内の空席補充の試験委員会に2名ずつ参加する。そのため、市民会議は、ARMA の活動に関する書類と情報を受け取る権利を有するとされている。しかし、必要な情報が ARMA から得られず、従って市民コントロールを行うこともできないとして、市民会議のメンバー5名全員が2024年9月23日に辞任するという事態に発展している<sup>60</sup>。

上記のとおり、長官選出にドナーが関与していないこと、活動状況の公表データが乏しいことなどを踏まえ、Transparency International Ukraine は、「長官選出ルールを変更する、差押え資産の運用を中心に活動の透明性を高める、ARMA の活動の外部独立評価ルールを変更するなどの、ARMA の包括的な改革が必要である」としている<sup>61</sup>。また、UNDP も、インテグリティ一面での懸念のために、各ドナーと ARMA との協力関係は減少しているとしており、

---

<sup>60</sup> <https://arma.gov.ua/files/general/2024/09/23/20240923155333-71.pdf>

<sup>61</sup> <https://ti-ukraine.org/blogs/zvit-yevrokomisiyi-2024-yaki-try-reformy-my-vvazhayemo-priorytetnymi-na-nastupnyj-rik/>  
<https://ti-ukraine.org/en/blogs/2024-european-commission-report-three-priority-reforms-for-next-year-according-to-ti-ukraine/>

支援の再開に向けて、長官選出プロセスの改善などに言及している<sup>62</sup>。

コラム：ARMA 長官の汚職事件（2024 年 4 月 19 日付 NABU 公式発表）<sup>63</sup>

約 5 億フリヴニャにのぼる差押え資産の横領に関して 2022 年に NABU と SAPO が捜査した組織犯罪グループの首謀者に対し、裁判所は懲役による処罰を選択した。容疑者は国際指名手配中であることから、この処罰の実施に関する問題は、容疑者が拘束され、一次捜査の実施場所に移送された後に解決されることとなる。

捜査により、組織犯罪グループ首謀者は、2017～2018 年に ARMA 長官に対し、差押え資産の販売に関する汚職スキームを提案した。数年にわたりウクライナ司法省の国家規制政策の策定と実施、ARMA そのもの、国営企業「SETAM」に直接的な影響力を有していた人物として、首謀者は ARMA のこの方面における活動に精通していた。彼は、ARMA の物的証拠の移動から、管理下にある販売プラットフォームで管理下にある企業に対し物的証拠の実際より低い価格での販売に至るまで、全ての段階において管理できるよう想定した計画を策定した。

ARMA 長官は、組織犯罪グループ首謀者の提案に乗った。さらに、長官は差押え資産の組織犯罪グループの利益に基づいた横領が合法的に見せるために必要な規制に関する決定を行った。そのうちの一つは、販売プラットフォーム選出のための競争入札で、そこではただ唯一国営企業「SETAM」だけが選ばれなければならない、この企業の社長もまた首謀者により組織犯罪グループの構成員として引き込まれていたものであった。彼は、物的証拠を実際よりも低い価格で販売することを目的とする電子入札の実施を担当したが、事前に決めている法人が受注するように条件が設定されていた。

ある民間企業の社長は、法的に支援し、組織犯罪グループの国営企業「SETAM」の入札に組織犯罪グループの管理下にある民間企業が参加できるようにし、競争を演出していた。

このようにして、4 名からなる組織犯罪グループは、さらに断定された本スキームの参加者 7 名とともに、2019 年に少なくとも 4 回、差押え資産を実際よりも低い価値で販売することに成功している。

内訳は：

- オデーサ州にある土地の 3 区画の販売で、これらはかつてショッピングセンター「Ashan」の建設のために購入されていたが、市場価格を 18 倍下回る価値で売却された
- キーウ州の中・大粒の河砂 2.5 トンの販売で、市場価格と比較しても 6 倍以上低い価値であった
- 尿素 4,500 トン超の販売で、市場価格を約 5 倍下回った
- 穀物、植物油の販売で、市場価格の 4 倍安かった

組織犯罪グループの参加者および同グループの犯罪にかかわる者は総数 11 名が断定されている。

<sup>62</sup> [Mapping Support for Anti-Corruption Reforms in Ukraine with a Focus on the Justice Sector](#), p. 9, 54

<sup>63</sup> <https://nabu.gov.ua/news/koruptc-ia-v-arma-organ-zatoru-zlochynno-grupi-obrano-zapob-zhni-zakh-d/>

## 5-6. 高等反汚職裁判所 (High Anti-Corruption Court of Ukraine : HACC)

- 高等反汚職裁判所 (HACC) 長官およびその他幹部については、「戒厳令下では裁判官および裁判プロセス参加者の生命と健康に対する脅威を防止するため、情報アクセスは一時的に停止されている」として、HP 上では非公開。
- ウクライナ全土を管轄しており、第一審と控訴審の二審制。裁判官数は、第一審が 27 名（空席 25 名）および控訴審が 11 名（空席 10 名）。
- 裁判官数：高等司法会議 (HCJ) が定める高等反汚職裁判所 (HACC) 裁判官定員は 63 名（うち 21 名が控訴審：[2023 年 9 月 26 日付決定](#)）、ただし実際の裁判官数は 27 名と発表されている（[2023 年実績](#)）。
- HP: <https://hcac.court.gov.ua/hcac/>
- 関連法：「高等汚職裁判所に関する」ウクライナ法  
<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/2447-19#Text>

高等汚職裁判所 (HACC) は、2019 年 9 月 5 日から活動を開始した特別裁判所で、個人、社会および国家を汚職と汚職に関連する刑事上の違法行為（図表）から保護し、これらの刑事上の違法行為の一次捜査を裁判所の観点から管理し、刑事訴訟における個人の権利、自由および利益を守るほか、資産が違法であるかどうかの決定を下し、民法上の手続きに従い違法資産を国庫に没収、さらに行政法上の手続きに従い、制裁の発動に関する問題について司法判断を下している。

図表. 高等反汚職裁判所の管轄権

| 刑法         | 罪名                                   |
|------------|--------------------------------------|
| 191条       | 職務上の立場を悪用した国家資産の横領                   |
| 210条       | 国家予算の目的外での使用                         |
| 210条       | 決められた歳出目的以外での予算歳出またはローンの供与           |
| 262条       | 職務上の立場を利用しての武器、爆発物、放射性物質の窃取、強奪、横領    |
| 320条       | 職務上の立場を悪用した麻薬、抗精神薬およびその類似物の管理規定違反    |
| 357条       | 職務上の立場を悪用した書類、印鑑などの窃取、破損、横領、強奪       |
| 368・369条   | 公人に対する違法な利益の提案または提供、および公人によるかかる利益の受領 |
| 368-4条     | 監査人、公証人、評価者などの買収                     |
| 369-2・364条 | 影響力、権限または職務上の立場の悪用                   |

出所：高等反汚職裁判所作成資料から三井物産戦略研究所作成

### 5-6-1. 高等反汚職裁判所 (HACC) 裁判官の任官

高等反汚職裁判所 (HACC) の裁判官になるためには、「裁判制度と裁判官の地位に関する」

ウクライナ法に定められる資格に加えて、さらに①裁判官としての地位で5年以上、②法学の分野で学位を有し、かつ法学の分野での研究活動が7年以上、③裁判における代理人および/または刑事事件の被告人の弁護も含む、弁護士業務の経験が7年以上、④右①～③の職業活動の合計が7年以上、のいずれかの経験が必要とされる。さらに、任官からさかのぼり10年に亘り、検察組織、内務省、国家警察、国家捜査局、その他の法執行機関、税務・税関組織、ウクライナ保安庁、NABU、NACP、ARMA、独立禁止委員会、会計院などで勤務した者はHACC裁判官にはなれない規定となっている。

また、他の裁判所の裁判官が横滑りの形でHACCの裁判官になることはできず、かならず公募プロセスを経る必要がある。公募プロセスは、「裁判制度と裁判官の地位に関する」ウクライナ法に規定されるとおりである。ただし、資格審査（特に、資産の出所の合法性、候補者とその家族の生活ぶりが資産報告と合致しているか、生活ぶりが地位と合致しているか、HACCの管轄下で公判を行うための知識と経験があるか）のために国際専門家市民会議が創設される。候補者が基準に見合っているかを審査する高等裁判官資格審査委員会と国際専門家市民会議との特別合同会議では、審査決定は国際専門家市民会議のメンバーの半数以上を含む合同会議メンバーの多数決によって採択される（採択されない場合は、公募プロセスから離脱）。

高等反汚職裁判所（HACC）創設時の任官プロセスを見ると、2018年8月に高等裁判官資格審査委員会がHACC裁判官39名の公募を発表し、応募は342名あり、書類審査の結果、公募プロセスに進んだのは270名、うち筆記試験に合格したのは156名、実務試験に合格したのは113名となった。そこから国際専門家市民会議が42名の候補者を不合格と判断、高等裁判官資格審査委員会による最終面接に進んだのは71名であり、上位39名が合格となった。

#### 5-6-2. 国際専門家市民会議

国際専門家市民会議は、高等裁判官資格審査委員会が高等反汚職裁判所（HACC）裁判官の任官に関する問題の決定を支援する目的で同委員会によりによって6年の任期で創設される。国際専門家市民会議のメンバーは6名で、ウクライナの国際合意に基づき汚職の防止と対策の分野でウクライナが協力している国際機関の提案に基づいてのみ高等裁判官資格審査委員会が任命する規定となっている。各国際機関は、2名以上の候補者を提案でき、高等裁判官資格審査委員会が任命の決定を行うのは、提案された候補者の数が募集数の少なくとも2倍いる場合であり、高等裁判官資格審査委員会の公開会議で決定される。

国際専門家市民会議メンバーとなるための資格は、ウクライナ国民または外国人で、職業・倫理面で高い人格と社会的なオーソリティを備えた人物であり、また5年以上の裁判所

における訴訟の指揮、国家の刑事訴追の実施、汚職関連の司法業務の実施の経験を有する人物となっている。メンバーの任期は2年で、再選は禁止されている。

直近では、2024年4月29日の高等裁判官資格審査委員会会議で国際専門家市民会議が選出されており、エストニア、米国、リトアニア、オランダ、カナダで裁判官および検察官として活動した経験のある専門家6名が選出されている。12名の候補者を提案したのは、EU、OECD および OLAF（欧州不正対策局）である<sup>64</sup>。

### 5-6-3. 高等反汚職裁判所（HACC）の実績

高等反汚職裁判所（HACC）第一審のHPによれば、稼働を開始した2019年9月から2024年12月18日までの期間で、判決言い渡しは234件、執行判決数が234件（民事16件、行政57件）、申立・苦情類の対応が50,822件となっている。2023年の第1審の実績に関しては、新受事件が130件、刑事事件の一次捜査時の申立・苦情が10,829件、罰則の適用に関する申立31件、状況の変化による裁判所決定の見直しの申立（刑事事件）が16件、裁判所決定の執行手順に関する申立が8件（うち刑事事件6件、行政と民事事件が1件ずつ）、資産の違法認定および国庫への没収の申立が7件、民事訴訟での裁判官交代の申立2件、仮処分申立が1件（民事）となっている。

2023年に高等反汚職裁判所（HACC）第1審が審理した刑事事件344件は、4件が国家安全保障に関する刑事事件、97件が所有権に関する事件、42件が経済活動分野における事件、2件が治安に関する事件、1件が政府・地方自治体・市民集合体の権威およびジャーナリストに関する事件、198件が公共サービス付与に関する公人の活動および職業活動の分野における事件となっている。これらのうち309件（全体の90%）が重大および特に重大な犯罪に分類されている。

2023年に審理が終了した刑事事件は84件で、65件の判決言い渡し、13件が刑事事件の終結の決定、6件が刑事責任免除に関する検察官申立の認定決定であった。判決が言い渡された65件の内訳は、61件が公共サービス付与に関する公人の活動および職業活動の分野における事件（うち18件が事実と異なる情報の資産登録への記載、16件が違法な利益の提案、約束の公人による受け入れ・受領、13件が公人による違法な利益の提案、約束または付与、11件が権限または職務上の立場の濫用、そのほか、影響力の濫用、公的サービスを提供する代理人による横領、資産報告対象者による資産報告書の非提出が1件ずつ）、11件が所有権に関する事件（うち9件が職務上の立場を悪用した資産の横領、2件が詐欺）、9件が経済

---

64

[https://www.vkksu.gov.ua/sites/default/files/letter\\_to\\_the\\_hqcj\\_pcie\\_nominees\\_oecd\\_eu\\_and\\_olaf\\_signed.pdf](https://www.vkksu.gov.ua/sites/default/files/letter_to_the_hqcj_pcie_nominees_oecd_eu_and_olaf_signed.pdf)

活動分野の事件（うち 8 件が犯罪起源の資産の合法化・洗浄、1 件が国家予算の目的外支出）、さらに治安に関する事件（犯罪団体の組織、指導、参加）、政府・地方自治体・市民集合体の権威およびジャーナリストに関する事件（書類、印鑑、スタンプ、用紙の偽造）、国家安全保障に関する事件（ウクライナ軍およびその他の軍事部隊の合法的活動の妨害）が 1 件ずつとなっている<sup>65</sup>。また高位の公務員などが関与する「ハイレベル汚職」の実績は、ウクライナにおける汚職の現状の章に記載したとおりである。

図表. 高等反汚職裁判所（第一審）の活動実績（2023年）

| 項目                     | 2023年データ  |
|------------------------|-----------|
| 年初時点での未済事件および申立数       | 348       |
| 2023年での新受事件および申立数      | 11024     |
| 2023年での既済事件および申立数      | 10990     |
| 年末時点での未済事件および申立数       | 367       |
| 年末時点で1年を超えて未済の事件および申立数 | 134       |
| 実際の裁判官数（第一審）           | 27        |
| 受理から1年を超える事件数とその割合     | 134 (36%) |
| 事件審理の割合                | 100%      |
| 裁判官1人あたりの平均事件・申立審理数    | 407       |
| 裁判官1人あたりの年間平均事件・申立担当数  | 421       |
| 平均事件審理期間（日）            | 8         |

出所：高等反汚職裁判所発表から三井物産戦略研究所作成

2023 年の高等反汚職裁判所（HACC）控訴審の実績については、審理数は 1,182 件となっており、うち 41 件が第 1 審判決の控訴であり（うち 11 件が判決維持、11 件が判決変更、14 件が破棄、5 件が棄却）、76 件が第 1 審決定の控訴である（うち 28 件が決定維持、9 件

図表. 高等反汚職裁判所控訴審の審理数1,182件の内訳（2023年）

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 1,182件 | 41件：判決の控訴                      |
|        | 76件：決定の控訴                      |
|        | 999件：捜査担当裁判官による決定の控訴           |
|        | 3件：状況の変化による決定見直し申立て            |
|        | 26件：同一裁判所管轄の範囲内での刑事事件の移動       |
|        | 12件：決定の誤記や明らかな計算ミスの修正申立て       |
|        | 7件：資産の違法認定および国庫への没収に関する一審決定の控訴 |
|        | 18件：罰則の適用に関する一審決定の控訴           |

出所：高等反汚職裁判所資料から三井物産戦略研究所作成

<sup>65</sup> <https://first.vaks.gov.ua/wp-content/uploads/sites/2/2024/02/Analiz-zdiysnennia-sudochynstva-VAKS-u-2023-rotsi.pdf>

が破棄、37 件が控訴拒否、2 件が棄却）などとなっている<sup>66</sup>。

高等反汚職裁判所（HACC）による審理事件数は年々増加しているが、2024 年 5 月 15 日には「刑事事件審理の手続き改善に関する刑事訴訟法第 31 条への修正に関する」ウクライナ法が発効されたことにより、高等反汚職裁判所（HACC）は事件審理をそれまでは 3 名の裁判官による合議制であったものから、1 名で行うことができるようになった<sup>67</sup>。これにより、2024 年からは高等反汚職裁判所（HACC）の事件審理が加速化し、審理数が増加することが見込まれる。

## 5-7. その他の法執行機関：ウクライナ国家警察（National Police of Ukraine）

- 国家警察長官：ヴァイフスキー・イヴァン・ミハイロヴィチ（姓・名・父称）  
第一次官：ツツキリゼ・マクシム・セルヒヨヴィチ（捜査本部長）  
次官：ファツェヴィチ・オレクサンドル・ユリヨヴィチ（パトロール警察長官）  
次官：ネビトフ・アンドリイ・アナトリオヴィチ（刑事警察長官）  
次官：フェドリュク・ヘンナージイ・ヨシボヴィチ  
次官：コベツ・セルヒイ・ヴァシリヨヴィチ（人事局長）
- 職員：11 万 9 千人（2022 年 1 月 1 日時点）
- HP: <https://www.npu.gov.ua/>
- 根拠法：「国家警察に関する」ウクライナ法  
<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/580-19#Text>

### 5-7-1. 国家警察誕生の経緯

ヤヌコーヴィチ大統領がロシアに逃亡するきっかけとなった「尊厳の革命」では、抗議活動を行う市民に警察治安部隊（「ベルクト」と呼ばれる特殊部隊が市民に発砲、多数の犠牲者が発生した）が暴力をはたらいたことをきっかけに、国民の間では警察をはじめとする内務省の治安機関に対する信頼が急落し、改革の必要性が生まれた。

2014 年 5 月に行われた期限前大統領選挙で当選したポロシェンコ大統領は、大規模な司法・治安機関改革の実施を発表し、内務省傘下に置かれ、ソ連時代から続く民警（ミリツィア）と呼ばれる警察組織を解体し、新たに「パトロール警察」として再編するに至る。この警察改革の特色は、外国パートナーの経験と支援が大いに活用された点にある。警察改革の

<sup>66</sup> <https://ap.vaks.gov.ua/wp-content/uploads/sites/3/2024/03/Analiz-skasovanykh-zminenykh-rishen-AP-VAKS-Verkhonyn-Sudom-u-2023-rotsi.pdf>

<sup>67</sup> ただし、10 年を超える自由はく奪の刑罰が規定されている犯罪、および職権停止中の大統領、最高会議議員、首相、閣僚などのハイレベルの公人が容疑者となっている事件については、弁護側の申立により、3 名の裁判官による合議制が第 1 審では行われる。  
[https://www.rada.gov.ua/news/news\\_kom/249570.html](https://www.rada.gov.ua/news/news_kom/249570.html)

責任者には、ジョージアのサーカシヴィリ政権下で内務次官を務め、ジョージアで内務省改革を実施したエカ・ズグラゼ氏が招聘され、ウクライナでも第一内務次官に任命された。ズグラゼ第一次官が最初に行ったのは、国家交通（自動車）警察（DAI）の解体であった（当時、DAI はささいなことを理由に車を停止させ、運転手から賄賂を要求するなど、汚職の代名詞となっていた）。

**DAI 職員による収賄の例：2013 年 6 月 7 日付ドネツク州検察 HP 発表**

[https://don.gp.gov.ua/ua/news.html?\\_m=publications&\\_c=view&\\_t=rec&id=121449](https://don.gp.gov.ua/ua/news.html?_m=publications&_c=view&_t=rec&id=121449)

DAI 職員は、交通規則違反を行った外国人運転手に対し、違反取消のために 1500 フリヴナを要求した。マンフシュでの職務中に 26 歳の交通警察の警察官は、ベルギー国籍の外国人が運転するベントを停止させた。行政罰の調書を作成せず、免許証を返却するという理由で DAI 職員は、1500 フリヴナを要求した。外国人がその額を持ち合わせていないことを知り、さらに最寄りの ATM まで送っていくことを提案した。賄賂を受け取った後、警察官は男性に免許証を返し、その場から立ち去った。ペルショトヴラヴネヴェ地区裁判所判決によれば、警察官は、ウクライナ刑法第 368 条第 2 項に規定される犯罪（収賄）を犯したとして有罪となり、5 年の懲役、2 年間は政府職員となる権利をなく奪われ、一部財産も没収となった。ドネツク州控訴裁判所は、第一審の判決をそのままとし、判決は発効した。

2015 年 1 月にズグラゼ第一次官が DAI の廃止を発表、同年 2 月には、DAI の機能が新たに創設されるパトロール警察に引き継がれることを規定する内務省組織改革法が成立、DAI の廃止が正式に決定した（廃止は同年 11 月）。パトロール警察は新規採用者のほか、DAI からの転向者もあり、職員の訓練では主に米国が支援を実施し、日本もパトロール警察の車両を提供するなどして<sup>68</sup>、キーウ、リヴィウ、オデーサなどの大都市から活動を開始した。またパトロール警察をめぐる改革と並行して「国家警察に関する」ウクライナ法の同年 9 月採択により国家警察の中央組織も整備され、同年 11 月 7 日に同法が発効、同時にミリツィアも正式に廃止された。

## 5-7-2. 警察の役割

内務省に属する警察の役割は、人々の権利、自由と合法的な利益と財産を守り、犯罪を取り締まり、治安と維持することにある。2022 年のロシアによるウクライナ侵攻以降は、祖国・地域防衛も任務に加わった。「国家警察に関する」ウクライナ法第 23 条が規定する警察官の基本的な権限は、刑事・行政上の違法行為の防止を目的とする予防活動実施、違法行為の結果として生ずる自然人の生活と健康および治安に対する脅威の除去、刑事上の違法行

---

<sup>68</sup> <https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/news/release/2012/group/20120831>

為の一次捜査、道路交通を整理し、交通法規の順守と道路において法律に従った車両の運転の監督、刑事上・行政上の違反行為、不慮の事故の結果、負傷した者、また生活または健康に危険な状態に陥った者に対する緊急支援などである。ロシアによる侵攻後は、ウクライナ軍、ウクライナ国家親衛隊、ウクライナ国境警備隊、国家特別輸送局、ウクライナ保安庁と協力し、侵略国（敵国）の破壊工作・諜報部隊およびウクライナ法には規定されていない軍事組織との戦いを行うといった権限も追加されている。

### 5-7-3. 警察長官の任命と要件

警察長官の任命および解任は、内務大臣の提案に基づく首相の提出書類に従い閣僚会議によって行われる。警察長官の第一次官および次官は、警察長官の提出書類に従い内務大臣によって任命および解任が行われる。

警察長官およびその第一次官ならびに次官は、大学教育を修了し、法律の分野で少なくとも 7 年以上の勤務経験があり、少なくとも 5 年以上の管理職の経験があり、後述する警察官採用の要件をクリアしている必要がある。

### 5-7-4. 警察官の採用

警察の採用に申し込めるのは、18 歳以上のウクライナ国民で、一般中等教育（日本の高等学校にほぼ相当する）を修了し、然るべきレベルのウクライナ語能力がある者で、「人種・肌の色、政治的・宗教的・その他の信念、性別、民族のおよび社会的出自、財産の状況、居住地には関わらない」とされている。さらに、身体能力については内務省規定のレベルが要求され、身体・健康状態のチェック、ポリグラフ検査と共に運動能力検査もある。

採用を実施するのは、「警察委員会」で、その構成は、本省の警察委員会であれば、①内務大臣が指名する、警察出身ではない者 2 名、②警察長官によって指名される者 1 名、③ウクライナ最高会議人権担当全権代表が推薦する市民の代表 2 名の計 5 名で、地方組織の警察委員会の場合は、①内務大臣が指名し、警察出身ではない 1 名、②警察の長官が指名する 1 名、③当該地方警察組織の長官が指名する 1 名、④州議会により選出された市民の代表 2 名となる。採用希望者は、申込書、パスポート、学歴証明書のコピー、指定の形式の写真と履歴書、健康診断書、従軍記録などの必要書類を提出する。書類審査に合格した後は、試験、面接などが実施される。

### 5-7-5. 警察官の階級

警察官の階級は、初級・中級・上級の 3 つのカテゴリーに分かれ、初級は下から、一般警察官、伍長、軍曹、上級軍曹、中級は同じく少尉補、少尉、中尉、大尉、少佐、中佐、大佐と上がり、上級は同じく、少将、中将、大將となり、採用時の学歴や従軍歴などに応じて最

初の肩書が決定される。その後は、階級ごとの勤務年限（伍長は 1 年、軍曹は 3 年など）、勤務成績や学業に応じて昇級していく。退職年齢も階級ごとにことなり、中佐以下は 55 歳、大佐、少将、中将、大将は 60 歳となる。

なお、警察以外にも内務省に所属する組織として、国境の管理・保護やロシア軍からの防衛を担う国境警備庁、緊急事態・自然災害への対応を担う国家緊急事態庁、軍を再編して創設され、治安維持・対テロ対策・重要インフラの防護などを担う国家親衛隊、人の出入国の管理を行う国家移民庁がある。

#### 5-8. その他の法執行機関：検事総長府（Office of the Prosecutor General）

- 検事総長（2024 年 11 月 20 日時点で空席）  
第一次長検事（第一次官）ホメンコ・オレクシイ・ミコライヨヴィチ（姓・名・父称）  
次長検事（次官）ムステツァ・イーホル・ヴァシリヨヴィチ  
次長検事（次官）ヴォイテンコ・アントン・ポリソヴィチ  
次長検事（次官）リトヴィノヴァ・ヴィクトリア・ヴァシリヴナ  
次長検事（次官）兼特別反汚職検察長官 クリメンコ・オレクサンドル・ヴァシリヨヴィチ
- 職員：15,000 人未満、検察官の総数は 10,000 人を超えないものとする。  
ただし、2024 年 3 月 29 日時点では、検事総長府および州検察では空席ポストが 451、地区検察では空席ポストが 820 となっており、検事総長府および州検察では一時的空席ポストが 60、地区検察では一時的空席ポストが 207（Ukraine Facility Plan, p.73）  
<https://www.ukrainefacility.me.gov.ua/wp-content/uploads/2024/03/plan-ukraine-facility.pdf>
- HP: <https://gp.gov.ua/>
- 根拠法：「検察に関する」ウクライナ法  
<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/1697-18>

検察は、裁判において国家訴追の機能、国民または国の利益を代表する機能、法執行機関による法令順守を監督する機能、刑事事件においては裁判所判決の執行に際しての法の順守を監督する機能を担う。検察組織は、検事総長府、州検察、地区検察の階層となっており、さらに検事総長府から独立した別法人である特別反汚職検察（SAPO）がある。

##### 5-8-1. 検察組織

検事総長府は、全ての検察組織の活動の指揮と調整を行い、一次捜査の開始時に事件が登録される「統一国家一次捜査登記簿」の然るべき運用を確保し、犯罪違法行為と検察官の活動に関する報告書作成の統一的手続きを決定するなどの活動を行っている。検事総長府を

指揮するのは、検事総長で、その下には第 1 次長検事 1 名と、SAPO 長官である次長検事を含む、5 名を超えない数の次官がいる。

検事総長、第一次長検事、次長検事は、特別反汚職検察 (SAPO) の検察官に対し命令を下し、また特別反汚職検察 (SAPO) の検察官による権限の行使に直接関連するその他の行為を行う権利は有さない。次長検事兼特別反汚職検察 (SAPO) 長官、その第一次長検事、次長検事については、任命期間の間は、特別反汚職検察 (SAPO) のその他の検察官も彼らの同意がなければ、検事総長のオフィスや州または地区検察の部署に異動されることはない。

検察組織は階層化されており、検事総長、第一次長検事 (第一次官)、次長検事 (次官)、次長検事兼特別反汚職検察 (SAPO) 長官、特別反汚職検察 (SAPO) 第一次長検事、特別反汚職検察 (SAPO) 次長検事、検事総長府局長、特別反汚職検察 (SAPO) 局長、検事総長府局次長、特別反汚職検察 (SAPO) 局次長、検事総長府検察官、特別反汚職検察 (SAPO) 官、州検察長官、州検察第一次官、州検察次官、州検察局長、州検察局次長、州検察官、地区検察長官、地区検察第一次官、地区検察次官、地区検察局長、地区検察局次長、地区検察官となっているが、ウクライナにおいて検察官は検察システム内の検察の所在や組織内の肩書に関わらず、同一のステータスを有する (そのため、幹部・上司が部下の捜査に介入してはならない)。また、検察官の独立は保証されており、任命・解任・懲戒には特別な手続きが必要で、検察官の活動に対する影響・圧力・介入は法律により禁止されている。また検察組織の予算、検察官の物質的・社会的・組織的な待遇も法律で定められている。

#### 5-8-2. 検察組織の定員・検事総長の任命・検察官の要件

検察組織職員の総数は、15,000 人未満であり、特に検察官の総数は 10,000 人を超えないものとするとの規定が根拠法にはある。

**政治任命ポストである検事総長は、大統領が任命**し、任期は 6 年 (2 期連続任命は禁止)。法学の大学教育を修了し、ウクライナ語能力があり、道徳・実務・職業的に優れ、養育費を 6 か月以上滞納していないウクライナ国民といった条件がある。また、検察官の要件として、「検察に関する」ウクライナ法第 27 条は、法学の大学教育を修了したウクライナ国民で、然るべきレベルのウクライナ語能力を有し、健康状態により従軍不可と認められる場合を除いては基礎的な一般軍事教練を修了するか従軍歴がある者と定める。州検察の検察官の要件は、上記に加えて、3 年以上の法律分野における業務経験が求められる。検事総長府の検察官になるには、さらに 5 年以上の法律分野における業務経験が求められる。特別反汚職検察 (SAPO) の検察官になれるのは、法学の大学教育を修了し、法律の分野における業務経験が 5 年以上で、ウクライナ語の能力があり、健康状態により従軍不可と認められる場合を除いては基礎的な一般軍事教練を修了するか従軍歴があるウクライナ国民である。地区検

察の検察官になるには、書類提出・チェックを経て、試験に合格し、身元調査を経て、地区検察の検察官候補者のプールに登録された後、検察実習生となり、さらに訓練を受けるなどの長いプロセスを経て、地区検察の検察官に任命される必要がある。

#### 5-8-3. 検察官の解任規定

検察官が解任され得るのは、健康上の理由、兼務規定への抵触、刑法違反、外国籍の取得などとなり、「裁判所判決が発効し、汚職に関連した違法行為の行政罰に処される場合」（第 51 条第 1 項 3 号）および「裁判所判決が発効し、検察官の資産または検察官の委任による別の人間が取得した資産に根拠がないと認められ、国庫に接収される場合」（同 3-1 号）がある。また、検察官の解任が適当と認められる客観的な事実がある場合は、高等司法会議（HCJ）が解任の要求を行うことが可能である（第 62 条）。

#### 5-8-4. 検察官の待遇

ウクライナの検察官の給与は、基本給に勤務年数や官職などに応じた割り増しが加算される仕組みである。基本給の計算は、毎年政府予算を基に算出される検察官基本給計算用の最低生活費（2024 年は 1,600 フリヴナ、約 5,954 円）の 25 倍と規定される地区検察の検察官の基本給がベースとなり、州検察の検察官はそこに係数 1.2 を、検事総長府の検察官は同 1.3 をかけ、さらに検事総長の基本給の計算は、検事総長府検察官の基本給に 1.7 を、その第一次長検事は 1.5 をかけるなどして算出される。

特別反汚職検察（SAPO）の検察官の基本給は、ウクライナ反汚職局本省の課長の基本給より少なくてはならないと規定されており、特別反汚職検察（SAPO）の幹部の基本給は、同検察官の基本給に係数をかけて算出され、次長検事兼 SAPO 長官は 2 を、その第一次席検事には 1.4 をかけることが規定されている。

検察官の基本給の計算には、毎年政府予算で決められる最低生活費をベースに算出される。通常の「勤労可能者向け最低生活費」は、3,208 フリヴナであるが、「地区検察の検察官の基本給算出用に用いられる勤労可能者向け最低生活費」は 1,600 フリヴナとなっている。さらに、「政府機関勤務者の基本給算出用、特別法により規定される業務、税務・関税機関の勤務者の給与の計算に用いられる勤労可能者向け最低生活費」は、2,102 フリヴナとされており<sup>69</sup>、検察官の基本給は他の政府機関勤務者よりも抑えられている。

---

<sup>69</sup> 「2024 年ウクライナ国家予算」に関するウクライナ法、第 7 条  
<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/3460-20#Text>

## 5-9. その他の法執行機関：経済安全局（Economic Security Bureau of Ukraine）

- 経済安全局長官（2025 年 1 月時点で空席）  
長官代行 ペルフン・セルヒイ・オレクサンドロヴィチ（姓・名・父称）  
副長官 パシチューク・アンドリイ・ヴィクトロヴィチ  
副長官（DX・デジタルイゼーション担当）クテルハ・マクシム・ヴォロディミロヴィチ
- 職員：職員上限数は、4,000 名。
- HP: <https://esbu.gov.ua/>
- 根拠法：「ウクライナ経済安全局に関する」ウクライナ法  
<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/1150-20#Text>

経済安全局は、税務警察、ウクライナ保安庁経済部門および国家警察経済部門を統合する形で 2021 年に創設された、「国家経済の機能を侵害する違法行為」を管轄とする法執行機関である。経済犯罪を主に管轄することから、経済分野におけるリスクの洗い出し、経済安全保障のリスク・脅威の分析・評価、自らの捜査権限（NABU の項目参照）の範囲内で経済の機能を侵害する犯罪行為の予防、発見、停止、一次捜査などを行う。職員の独立性や待遇などの条件は、他の法執行機関と同様に関連法に規定されているが、現在、経済安全局は組織改革の真っただ中にある。

これまで経済犯罪の取締り・捜査の過程で、経済安全局の幹部による汚職<sup>70</sup>、企業への圧力、自動車事故などが報道で明るみになるにつれ、経済安全局の改革を求める声が国内外から高まり<sup>71</sup>、国際通貨基金（IMF）が、ウクライナに対する支援供与の条件の一つとして、24 年 6 月末までに「主要な経済犯罪に集中することにより、経済安全局の明確なマンデートと、グッドプラクティスに合致する捜査権限範囲を規定し、幹部およびスタッフの選出の面で経済安全局の活動の法的基礎を創設する新たな法律を採択すること。新法は、経済安全局

---

<sup>70</sup> 例えば、ウクライナの国営通信社「ウクルインフォルム」は、2023 年 2 月 10 日付の記事で、毎月 1,200 ドルと引き換えに賭博ビジネスに目をつぶり、活動を許可していた経済安全局刑事が国家捜査局により現行犯逮捕された旨報じている。  
<https://www.ukrinform.ua/rubric-kyiv/3668322-u-kievi-zatrimali-detektiva-beb-za-krisuvanna-gralnogo-biznesu.html>

また、2022 年 12 月 13 日には、最高会議において、「経済安全局、国家権力機関、および経済安全保障分野において権限を有する国家権力機関の職員による、国家および地方予算への歳入減少をもたらした違法行為の捜査問題に関する臨時捜査委員会」が創設されている。  
[http://w1.cl.rada.gov.ua/pls/site2/p\\_temp\\_komity?pidid=3418](http://w1.cl.rada.gov.ua/pls/site2/p_temp_komity?pidid=3418)

<sup>71</sup> 例えば、最高会議の金融・税務・関税政策問題担当委員会は、2023 年 2 月 20 日の決定において、2022 年 10 月 3 日に実施した経済安全局長官の公聴会の結果、①経済安全局指導部は、新設された経済安全局の情報分析活動の整備に失敗し、②然るべきタイミングでの人員体制の構築に失敗し、③経済安全局は、国家経済を侵害する刑事上の違法行為の効果的な取り締まりを行うことが出来ておらず、④経済安全局長官は然るべき理由もなく報告書の提出をできていないため、⑤経済安全局の活動改善を目的に法改正が必要であると結論付けている。

<https://komfinbank.rada.gov.ua/uploads/documents/34004.pdf>

と国家反汚職局（NABU）の間に現存する捜査権限の違いを尊重すること」<sup>72</sup>を挙げるに至った。

その結果、2024年6月20日に法改正が行われ、経済安全局長官は、選考委員会の提案により首相が提出する候補者を閣僚会議が任命するが、公開形式で公募プロセスを進める選考委員会は、閣僚会議が任命する3名、および国際合意に基づいて長官任期が終了する日から遡る3年に亘り汚職防止と対策、法執行機関改革の分野において国際技術支援をウクライナに付与した国際・外国機関の提案に基づき閣僚会議が任命した3名からなる規定に変更された。かかる国際・外国機関はウクライナ外務省がリスト化するが、指定された国際・外国機関は、3名以上からなる選考委員会委員候補者リストを調整し、その後閣僚会議が任命決定を行う<sup>73</sup>。他の法執行機関・汚職対策機関の長官選出プロセスと同様に、選考委員会は、応募書類の審査と身元調査、候補者による筆記試験と実務課題、面接を経て、インテグリティと職業面での能力基準に見合った候補者を選出する。選考委員会は、首相に対して2名以内の候補者を提出し、また閣僚会議は選考委員会から候補者に関する情報を得られてから10日以内に経済安全局長官の任命を行う規定となっている。長官の任期は5年で、連続2期を超えての再任は禁止されている。

さらに、経済安全局長官は、経済安全局の現職職員のインテグリティと職業面での能力に関して資格再審査を行うこととなっており<sup>74</sup>、再審査を担当する審査委員会を創設する。人事委員会には、経済安全局長官が任命する6名のほか、国際合意に基づき過去3年に亘りウクライナに対し、汚職の予防・対策、法執行機関改革の分野で国際技術支援を行った国際・外国機関が、過去3年に亘りビジネス環境およびウクライナにおける実業界の権利と利益の保護の改善を目的とする活動を行った市民団体、組合、連合およびその他の法人の代表者のなかから選出した6名が入ることとなっている。資格審査は、経済安全局本省の職員、地方支部の部長および副部長の第1段階とそれ以外の職員の第2段階に分けて実施され、ウクライナの法制に関する知識を調べる筆記試験、一般的能力レベルを調べる筆記試験、筆記試験通過者のインテグリティと職業能力を図るための面接が行われる。資格再審査不合格は、解雇の理由となる。

---

<sup>72</sup> Ukraine: 2023 Article IV Consultation, Second Review Under the Extended Arrangement Under the Extended Fund Facility, and Requests for Modification of Performance Criteria and a Waiver of Nonobservance of Performance Criterion—Press Release; Staff Report; and Statement by the Executive Director for Ukraine, p.56

<https://www.imf.org/-/media/Files/Publications/CR/2023/English/1UKREA2023003.ashx>

<sup>73</sup> 選考委員会の構成

<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/941-2024-%D1%80?lang=en>

<sup>74</sup> 「経済安全局の活動改善に関する複数のウクライナの法律の改正に関する」ウクライナ法、最終および移行規定

<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/3840-20#Text>

また、法改正では、経済安全局の活動をコントロールする役割を担う市民コントロール会議の役割も強化された。市民コントロール会議は、刑法体系改革、汚職予防・対策、人権・ビジネス利益の擁護の分野で 2 年以上活動を行う市民団体が推薦する候補者のなかからインターネット上の人気投票で選ばれた市民 7 名以上のメンバーによって構成され、経済安全局の活動報告の確認や経済安全局関連公開行事の開催のほか、経済安全局で採用を行う複数の人事委員会に 1 名ずつ、また懲戒委員会には 3 名の代表を送ることになっている。

#### 5-10. その他の法執行機関：国家捜査局 (State Bureau of Investigation)

- 国家捜査局長官 スハチョフ・オレクシイ・オレクサンドロヴィチ (姓・名・父称)
- 職員：職員上限数は、1,900 名。
- HP: <https://dbr.gov.ua/>
- 根拠法：「国家捜査局に関する」ウクライナ法
- <https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/794-19>

国家捜査局は、主に、①特に重要な立場にある国家公務員、裁判官、および法執行機関職員による犯罪（ただし、NABU の捜査権限にあたる場合を除く）、②NABU 職員、SAPO 長官およびその他の SAPO 検察官による犯罪（ただし、NABU の内部監督部捜査官の捜査権限にあたる場合を除く）、③定められた戦闘法規に反する犯罪（戦争犯罪）の一次捜査を行う（詳しい捜査権限については、NABU の項目参照）。

他の法執行機関の長官と同様に、国家捜査局長官もまた 35 歳以上、法学分野の高等教育を修了し、10 年以上の法律分野における職務経験を有するなどの条件があり、任期は 5 年で連続 2 選は禁止されている。長官は、選考委員会の提案に基づき大統領が任命するが(2019 年の法改正以前は、大統領の政治任命であった)、選考委員会には、大統領が任命する 3 名、最高会議が任命する 3 名、および国際合意に従って汚職予防と対策の分野でウクライナが協力する国際機関の提案に基づき閣僚会議が任命する 3 名が入る規定である。かかる国際機関（ウクライナ外務省が該当リストを作成する）は、3 名以内の候補者を個別に、または他の国際機関と調整のうえで閣僚会議に提案する。選考委員会は、候補者の書類審査、面接を実施し、多数決で国家捜査局長官にふさわしい候補者を 1 名選出する。

## 5-11. その他の法執行機関：ウクライナ保安庁（Security Service of Ukraine: SBU）

- ウクライナ保安庁長官 マリユーク・ヴァシーリ・ヴァシーリョヴィチ（姓・名・父称）  
第一副長官 アンドルシチェンコ・セルヒイ・アナトーリョヴィチ（SBU 附属反テロセンター所長）  
ナウミューク・セルヒイ・アナトーリョヴィチ  
ボクラド・オレクサンドル・ヴァレンティノヴィチ
- 職員：職員上限数は、27,000 名、特別な時期（戒厳令下は除く）は 31,000 名、戒厳令下、ウクライナの動員計画に基づいた数字。
- HP: <https://esbu.gov.ua/>
- 根拠法：「ウクライナ保安庁」に関するウクライナ法
- <https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/2229-12>  
「ウクライナ保安庁の組織および総数に関する」ウクライナ法  
<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/3014-15>

「ウクライナの安全とウクライナ国民の保護」をモットーとするウクライナ保安庁は、ウクライナの国家主権、立憲体制、領土一体性、科学技術と防衛面でのポテンシャル、合法的利益を保護し、また外国の特殊機関による諜報・破壊活動、特定の団体、個人による侵害から国民の権利を擁護し、国家機密の保護を確保することを課題としている。さらに、ウクライナ保安庁の課題には、「人類の平和と安全に対する刑事的違法行為、テロ行為およびウクライナの死活的に重要な利益に対して直接的な脅威となるその他の違法行為」の警告、発見、停止および解明もある。

### 5-11-1. ウクライナ保安庁長官の任命・職員の採用

他の法執行機関と異なり、ウクライナ保安庁長官は、大統領により任命および解任される規定である。副長官は、長官の提出に従い大統領が任命し、また解任も大統領が行う。ウクライナ保安庁の職員は、軍人、ウクライナ保安庁と労働契約を結んだ一般職員、期限年限の兵役に就く軍人である。こうした人員構成や活動の性質から、長官も含めて、任用・採用に外国人や市民活動家が関与することはなく、職員の採用は、競争形式で、自発的かつ契約に基づいて、実務・道徳面での質、学歴レベル、健康状態などを考慮し、職務遂行できるとみなされるウクライナ国民が対象となる。

### 5-11-2. ウクライナ保安庁の捜査権限と改革

ウクライナ保安庁は、国家安全保障に関わるスパイ行為、国家反逆、敵対協力、立憲体制と領土一体性の侵害、国家機密の暴露やテロ行為などの一次捜査も担っているが（詳しくは NABU の章参照のこと）、前述のとおり、捜査権限をめぐって NABU との対立が問題視されている。ウクライナの EU 加盟に向けた欧州統合改革プロセスをモニタリングしている EU は、

「ウクライナ保安庁の権限は、国家安全保障関連の課題に集中すべきである。ウクライナ保安庁の一次捜査機能は、然るべき法執行機関に移管されるべきであり、ウクライナ保安庁による通信の傍受（盗聴）の独占は解除され、また内部監査メカニズムと手続きはEUのベストプラクティスに整合するよう整備されるべきである」<sup>75</sup>と評価している。SBUの活動を①ウクライナに対する諜報・破壊活動への対抗、②テロ行為との闘い、③国家主権、領土一体性、独立、立憲体制、国家運営システムなどの防諜活動、④国家機密の保護に縮小する内容の法案が準備され、2020年10月に最高会議に提出されてからは第1読会を通過した後、第2読会に向けた修正が行われている段階で止っている<sup>76</sup>。ウクライナ保安庁の職員から軍人を極力減らす「SBUの非軍事化」や防諜活動のあり方に関して議論されている模様である<sup>77</sup>。ただし、戒厳令下の現在、ウクライナ保安庁は、安全保障面で重要な役割を担っており、また国民の信頼もこれまでになく高まっている<sup>78</sup>ことから、その改革に向けた法改正の機運は低いとみられる。

---

<sup>75</sup> COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT, *Ukraine 2024 Report*, p. 41

<sup>76</sup> [http://w1.c1.rada.gov.ua/pls/zweb2/webproc4\\_1?pf3511=70243](http://w1.c1.rada.gov.ua/pls/zweb2/webproc4_1?pf3511=70243)

<sup>77</sup> <https://www.ukrinform.ua/rubric-politics/3672044-nova-redakcia-zakonu-pro-sbu-gotova-do-rozgladu-vr-u-drugomu-citanni-na-95-venislavskij.html>

<sup>78</sup> 2024年9月24～29日に2,000名の市民を対象にウクライナの社会学調査団体「Rating」が実施した世論調査では、最も信頼の高い法執行機関は、国家親衛隊（86%が信頼すると回答）、次にウクライナ保安庁（同73%）となった。

<https://interfax.com.ua/news/general/1023496.html>

## 6. 司法関係/行政官の人材育成

### 6-1. 国家公務員の人材育成

ウクライナの「国家の公務」に関する法<sup>79</sup>第 48 条は、国家公務員は、常に実施される職業研修により職業能力レベルを向上させるための環境が整えられ、国家予算・公費により、公共経営・行政の分野で研修・再研修、専門化、資格能力向上システムを通じて職業研修が実施されると規定している。この研修・再研修、専門化、資格能力向上システムの活動プログラムの科学・方法論的開発は、ウクライナ大統領付属国立国家経営アカデミーである。資格能力向上のための研修は、少なくとも 3 年に 1 回実施される規定である。各国家公務員は、上司の合意を得て、自身の職業能力向上のための「個人プログラム」を策定する規定であり、毎年的人事評価において、各職員の肩書・職位に応じた業績結果、倫理行動規定と汚職予防分野の規定の順守状況と並んで、個人プログラムの実施状況も加味されることになっている。

資格能力向上プログラムは、一般用プログラム（行政・地方自治、汚職防止、国家公務・地方公務関連の法改正、欧州および欧州大西洋統合、男女平等、欧州評議会公式言語の一つである外国語、ウクライナ語の運用能力向上など）と専門プログラム（各行政機関の活動基本方針に関する問題をカバーする内容）に分かれており、また時間的長さの点でも、ヨーロッパ単位互換評価制度（ECTS : European Credit Transfer and Accumulation System）2 単位以上<sup>80</sup>に相当する職業プログラムと 0.2～1ECTS に相当する短期プログラムに分けられる。国家公務員の能力向上プログラムのポータルサイトが国家公務問題庁により運営されており、例えば「公務における変化の導入とマネージメント上の意思決定」、「地方自治体幹部の職業能力開発」、「行政職向け英語：公の場での発言」、「ウクライナ語運用レベルの向上」、「公開情報アクセス」などの科目の各種プログラムの申し込みやオンラインでの自習が可能となっている<sup>81</sup>。国家公務員は、平時であれば、毎年 1ECTS 以上の個人プログラムの実施が求められるが、戒厳令が敷かれている現在、「各年の個人プログラムの実施に関する自習は、0.5ECTS 以内としてもよい」とされている<sup>82</sup>。

---

<sup>79</sup> <https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/889-19>

<sup>80</sup> ECTS は、EU 域内の高等教育機関において、域内外で異なる単位制度を互換できるよう導入された統一単位で、一般的に学士課程においては 180～240ECTS（3～4 年間）が必要（1 年で 60ECTS）とされており、科目や学習量などで差はあるものの、1ECTS はおよそ 25～30 時間の学習量と換算される。

<sup>81</sup> <https://pdp.nacs.gov.ua/>

<sup>82</sup> 2019 年 2 月 6 日付「国家公務員、地方国家行政府長、その第一次官および次官、地方自治体幹部と地方議会議員の職業訓練システム規定の承認に関する」閣僚会議決定  
<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/106-2019-%D0%BF#Text>

## 6-2. 汚職対策機関における人材育成

### 6-2-1. 国家反汚職局（NABU）

国家反汚職局（NABU）職員は、上述の国家公務員規定に従い、少なくとも3年に1回は資格能力向上のための研修を受講する必要がある（また「国家反汚職局に関する」法によれば、少なくとも2年に1回）、国家反汚職局（NABU）人事局は、国家公務問題庁に対し、ニーズを伝え、国家公務員向け資格能力向上プログラムの策定に活かしてもらうよう努めているとのことである<sup>83</sup>。国家反汚職局（NABU）では、毎年、約30名の職員が、一般プログラムかつ職業プログラムを受講しているとのことであり、具体的なプログラム例としては、変化のマネジメントと効果的な意思決定、人事と結果のマネジメント、国家公務員の人事マネジメント、汚職対策（インテグリティ、汚職防止、公正・倫理的な行動）、ウクライナ語、外国語、戦後のウクライナ復興と発展、武力紛争下での国際人道法の適用、欧州統合、ジェンダー政策・男女の平等、性差別防止と対応、サイバーセキュリティとクリティカルインフラの保護、デジタルスキル、コミュニケーションと協力、プロジェクトマネジメント、クラススマネジメントと危機下での意思決定、驚異・危機的状況発生の防止などであった。一般プログラムかつ短期プログラムを受講する職員は、約170名とのことである。

このほか、国家反汚職局（NABU）職員は、絶え間なく職業能力の向上に努めることが求められており、各種セミナー、トレーニング、ウクライナ内外の他の法執行機関職員との意見交換などを実施しているとのことである。また、国家反汚職局（NABU）では、部署ごとに職員に必要とされる行動特性、知識、経験を、「マネジメント経験」・「プロフェッショナルな経験」・「個人的経験」・「知識レベル」の4点からなる「職業能力モデル」として特定の部署とポストのために策定し、各職員に対して必要な職業能力を「見える化」しているとのことである。

国家反汚職局（NABU）の内部研修としては、新規採用の捜査官を対象に、事件シナリオを基にしたトレーニング・プログラム「基礎的プロフェッショナル知識。NABU の経験」が開発され、現職の職員が学位や経験に応じて教官役を務めている。内部研修で教官となれる職員は、氏名、専門分野などがリスト化されている。さらに、NABU では、2025年にはトレーニングセンターが開設される予定となっており、NABU における人材育成がさらに充実することが期待されている。

---

<sup>83</sup> 本章の執筆にあたっては、国家反汚職局（NABU）にアンケート調査を行った。

## 6-2-2. 検察および特別反汚職検察（SAPO）

特別反汚職検察（SAPO）においても、国家公務員の資格能力向上プログラム受講規定は適用され、さらに検察官には、「検察官に関する」ウクライナ法第 19 条第 2 項の規定「検察官は、自らの職業レベルを改善し、その目的で資格能力を向上させる義務を負う。検察官は、検察官トレーニングセンターにおいて、定期的に研修を受講し、またそれは検察官の倫理規定の学習も含まなければならない」が適用される。2021 年 6 月 15 日付の「検察官の資格能力向上システムに関する」規定<sup>84</sup>によれば、検察官の研修形態は、自習、より高位の検察組織におけるインターン（5～10 営業日の期間とされる）、セミナー他の集団でのトレーニング、検察官トレーニングセンターでのトレーニング（研修）、検察官トレーニングセンターでのコーチング（教官）、研究活動があるとされており、検察官トレーニングセンターでの研修は、プログラム受講を通じて 4 年間で 60 単位の取得で完了したとみなされる由である（プログラムの科目、複雑さ、長さなどにより単位数が個別に決められている）<sup>85</sup>。

2025 年前半の検察官トレーニングセンターのプログラム<sup>86</sup>は、①一次捜査の訴訟上の指針および公訴の維持、②戦争犯罪に関する刑事訴訟の訴訟上の指針と公訴の維持、③国際協力、④子供が参加する刑事訴訟、⑤公判における検察官による国家利益の代表、⑥拘留施設における法律順守の検察官による監督、⑦検察組織における活動の組織、⑧行政法上の違法行為に関する公判への検察官の参加、⑨職業上の経験と個人の能力の科目に分かれており、さらにそれぞれの科目が初級と上級に分かれている。受講形態は、オンラインとオフラインがあり、戒厳令などの状況も考慮して形態が決められている。

特別反汚職検察（SAPO）では、検察官は、ウクライナの汚職対策を支援する外国・国際機関が主催する各種研修、カンファレンス、会合などに参加することが奨励されており、例えば、2024 年 11 月 6～7 日に東京で開催されたウクライナ汚職対策タスクフォース第三回会合に特別反汚職検察（SAPO）を代表して参加した検察官は、同会合のほか、OECD 基準への収斂に関するワーキンググループに参加、また検察官トレーニングセンターで教官を務め、非営利団体バーゼル・ガバナンス研究所のトレーニングにも参加するとのことであった。NABU やその他の汚職対策機関においては、職員の外国語能力、経験や関心に応じて、頻繁に国外の研修に参加しているとみられ、より効果的な支援を実施するには、人材育成研修の参加人数、頻度、内容などをより体系的に把握する必要があるだろう。

---

<sup>84</sup> <https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/v0200905-21#Text>

<sup>85</sup> 本章の執筆にあたっては、特別反汚職検察（SAPO）にアンケート調査を行った。

<sup>86</sup> [https://ptcu.gp.gov.ua/files/Catalog\\_Prokuroram\\_I-2025+.pdf](https://ptcu.gp.gov.ua/files/Catalog_Prokuroram_I-2025+.pdf)

### 6-3. 国立裁判官学校

高等裁判官資格審査委員会の下には国立裁判官学校<sup>87</sup>が置かれている。2001年に司法省傘下に創設されたウクライナ裁判官アカデミーが前身となる国立裁判官学校は、「特別な地位を有する国家機関」と定義され、一般の教育機関とは異なり高等教育法が適用されない職業訓練施設という位置づけにある。国立裁判官学校は、裁判官の任官後の初期研修、現職裁判官の定期的な資格能力向上のための研修、一時的に職務停止を命じられている裁判官用の資格能力向上のためのプログラム実施、裁判所事務局および裁判所保護局職員のための研修・資格能力向上などの研修活動および裁判所の活動に関する研究活動を行っている。現職裁判官の研修は、少なくとも3年に1回、40単位時間（1単位時間は45分）以上であり、また新たに任官された裁判官、および任官先のポストでの経験がない裁判官は、任官後3年に亘って研修（350単位時間、2か月以内の期間）を受講する必要がある旨「裁判制度および裁判官の地位に関する」ウクライナ法に規定されている。現職裁判官の研修では、国立裁判官学校教官が裁判官の評価（必要な知識・経験を備えているか、課題実施の丁寧さと期限順守の程度、分析能力・情報評価能力、協調性、コミュニケーション能力、長所など）を実施し、自己研鑽または追加研修のレコメンデーションを作成する。

国立裁判官学校の2023年の実績は、新規任官・現任裁判官を対象とした研修を187実施しており、その対象は10,267名（同じ裁判官が複数回受講している例も含まれる）となっている。研修プログラムは、ウクライナの現状を反映し、戦争犯罪、ロシアによる侵略によりもたらされた損害の賠償、軍人による違法行為、敵対協力も含む国家安全保障・防衛の基礎を揺るがす犯罪などに重きが置かれている。また、裁判官事務局職員を対象とした研修は413件で、24,789名が受講（同じ職員が複数回受講している例も含まれる）であり、裁判所保護局職員5,286名も研修を受講している<sup>88</sup>。

国立裁判官学校は、2013年から同じ人物が校長を、同様に2011年から同じ人物が副校長を務めている。校長、副校長を含め、国立裁判官学校の職員は、国家公務員ではないため、毎年の資産報告の義務もなく、採用にあたっては採用委員会による選考プロセスの外にある。そのため、国立裁判官学校の職員のインテグリティや研修の質に対する懸念の声が度々市民社会から上がっている<sup>89</sup>。

---

<sup>87</sup> 国立裁判官学校 HP: <https://nsj.gov.ua/>

<sup>88</sup> <https://www.nsj.gov.ua/files/1706882077%D0%92%D0%B8%D1%82%D1%8F%D0%B3%20%D0%86%D0%90%D0%97%20%D0%9D%D0%A8%D0%A1%D0%A3%202023.pdf>

<sup>89</sup> [Тіньовий звіт до розділу 23 «Правосуддя та фундаментальні права» Звіту Європейської комісії щодо України у 2023 році](#), p. 74-78

## 7. 日本に求められる役割

2024 年 8 月、小泉法務大臣が日本の法務大臣として初めてウクライナを訪問、ウクライナのマリユスカ司法大臣やコスチン検事総長と会談した。マリユスカ司法大臣とは、ウクライナ政府が進めている汚職との闘いや司法改革を日本国法務省として支援する意思を表明し、ウクライナ司法省と協力覚書を署名・交換し、今後、両省の間で協力可能な分野を模索すべく連携していくことで合意している<sup>90</sup>。コスチン検事総長との会談でも、ウクライナへの汚職対策支援等について意見交換を行っている<sup>91</sup>。

現在、ウクライナの汚職対策で最大の支援国である米国は、今後は USAID の閉鎖や対外支援の縮小も検討中であることから、米国に次ぐ支援国である日本の支援はますます重要性を増すことが予想される。こうしたなか汚職との闘いや司法改革分野においてウクライナを支援するにあたり、日本に求められる役割を、①司法外交・多国間協力分野、②人材育成、③機材供与などの 3 分野に分け、以下に纏める。

### 7-1. 司法外交・多国間協力

日本の提案により 2023 年 12 月に第 1 回会合が開催されて以来、毎年開催されている「ウクライナ汚職対策タスクフォース」(Anti-Corruption Task Force for Ukraine、略 Act for Ukraine)は、参加の希望を表明する国際機関も増えてきており、同会合の事務局を務める日本の調整能力が高く評価されている。また、今後はウクライナの復旧・復興が本格化していく可能性も高まりつつあり、ウクライナの汚職対策をめぐる国際協力のニーズは高まっている。従って、Act for Ukraine のイニシアティブの継続と会合の開催を続けるべきである。仮に Act for Ukraine の会合を毎年東京で開催することが日本側にとって負担になるのであれば、参加国・機関が持ち回りで会合をホストすることも検討して良いと考えられる。

現在は日本の主導の下、ウクライナの汚職対策機関、G7 各国の司法省と国際機関の自発的な協力が前提となっている Act for Ukraine については、将来的には、各国からの出向者からなる恒常的な事務局を備えた機関として格上げすることも検討に値しよう。例えば、ウクライナに対する緊急の財政支援と中長期的な復旧・復興支援を調整する目的で、ウクライナ・ドナー・プラットフォーム<sup>92</sup>が設立されており、事務局をブリュッセルとキーウに抱え、各国・国際機関の支援が調整されている。ウクライナ・ドナー・プラットフォームは、Act for Ukraine の将来像を検討するうえで参考になろう。

<sup>90</sup> <https://interfax.com.ua/news/diplomats/1004881.html>

<sup>91</sup> [https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06\\_01089.html](https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_01089.html)

<https://gp.gov.ua/ua/posts/genprokuror-ta-ministr-yusticiyi-yaponiyi-domovilisya-pro-posilennya-spivpraci>

<sup>92</sup> 当初は、multi-agency Donor Coordination Platform と称されていた。

<https://www.g7germany.de/resource/blob/997532/2153142/960bf2bf29ddb2253fca0c3bf8f983e7/2022-12-12-g7leadersstatement-data.pdf?download=1>

また、司法外交をより積極的に推進し、しっかりとしたウクライナ支援を継続していくためには、法務省職員をキーウの日本大使館に配置することが望ましく、ウクライナ政府、各国大使館・国際機関の関係者との日々のコミュニケーションを通じたウクライナの汚職対策などに関する情報収集や各種はたらきかけや調整作業の強化、汚職対策機関長官選出や司法改革などに関与する市民社会の代表者との対話・意見交換が期待されるほか、ウクライナの司法制度についてより深い調査も可能となろう。

Act for Ukraine 第3回会合では、日本政府による支援を受けた UNDP により、各国が実施しているウクライナの汚職対策関連改革支援をマッピングした報告書<sup>93</sup>が発表された。この資料により、各国がウクライナの汚職対策支援でいかなる支援をどれほどの予算で実施しているのかが理解しやすくなり、汚職対策分野における各国支援の調整も期待されよう<sup>94</sup>。ただし、本資料は 2024 年 11 月までの支援状況を反映しているにすぎず、今後も各国の支援状況を把握するためには定期的なアップデートが必要であり、引き続き資料更新の支援を検討すべきである。

さらに、日本がウクライナ司法省と覚書を交わし、ウクライナに対して汚職対策・司法改革分野における支援を実施するドナーとなったことから、今後は下の表にあるとおり、各汚職対策機関の長官や裁判所裁判官の選出過程に積極的に関与していくべきである。また、上の表に含まれない ARMA などの機関についても、ドナーの関与を求めていく必要がある。ウクライナの市民社会は、各汚職対策機関の長官選出プロセスを比較し、「政治指導部が具体的な候補者を選考委員会が提案する 3 名（NABU の場合）または 2 名（SAPO の場合）のうちから選ぶにあたり熟考する余地がある点は依然として問題である。NACP 長官の選出モデルが現時点では最良の基準とみなされる。」<sup>95</sup>としており、ドナーが推薦する選考委員の考え・投票や市民社会の関与がどの程度重視されるのかなども含めて、選考プロセスの改善に向けた検討が引き続き必要だろう。

---

<sup>93</sup> <https://www.undp.org/ukraine/publications/mapping-support-anti-corruption-reforms-ukraine-focus-justice-sector>

<sup>94</sup> ただし、現状では、各ドナーが自身の戦略文書に基づいて政策目標と技術支援のイニシアティブをばらばらに決定しており、各分野・セクターにおいて共通の優先順位が欠けている点や司法分野における技術支援のドナー間の調整はアドホックである点などが指摘されている。

[Mapping Support for Anti-Corruption Reforms in Ukraine with a Focus on the Justice Sector](#), p. 90

<sup>95</sup> [Тіньовий звіт до розділу 23 «Правосуддя та фундаментальні права» Звіту Європейської комісії щодо України у 2023 році](#), p. 224

図表. 汚職・司法改革分野のドナーが関与する各機関の長官・メンバー選出過程

| 機関名              | 条件                                                                                                                                                                                               |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国家汚職防止庁（NACP）長官  | 長官選出の選考委員会メンバーは、閣僚会議が指名する3名に加え、NACP長官の任期終了日または任期の期限前終了日から遡り2年に亘りウクライナに対し汚職防止および対策分野における技術協力を実施したドナーによる提案に基づいて、ウクライナ閣僚会議が指名した3名（各ドナーが任意の数の候補者を提案してもよいし、ドナー官で候補者リストを調整してもよい）。                      |
| 国家反汚職局（NABU）長官   | 長官選出の選考委員会メンバーは、閣僚会議が指名する3名に加え、NABU長官の任期終了または期限前退任の日から遡り3年に亘って国際・二国間合意に基づいてウクライナに対し汚職の予防・対策分野において国際技術支援を供与した国際・外国組織の提案に基づき、閣僚会議が指名した3名。ドナーは、3名以上の選考委員候補者リストを調整する。                                |
| 特別反汚職検察（SAPO）検察官 | 検察官選出の試験委員会メンバーには、次席検事兼SAPO長官が指名する3名のほか、国際合意または二国間合意に基づきウクライナに対して汚職防止および対策に関する国際的な技術支援を供与する国際および外国機関の提案に基づき次席検事兼SAPO長官が指名する3名が入る。                                                                |
| 特別反汚職検察（SAPO）長官  | 長官選出の選考委員会メンバーは、ウクライナ検察官会議の提案に基づき検事総長が指名する3名のほか、国際合意または二国間合意に基づきウクライナに対して汚職防止および対策に関する国際的な技術支援を次席検事兼SAPO長官の任期が終了する日またはその権限の期限前停止日から遡り3年に亘って供与した国際および外国機関の提案に基づき次席検事兼SAPO長官が指名する3名。               |
| 高等汚職裁判所（HACC）裁判官 | 高等反汚職裁判所裁判官の選出において、高等裁判官資格審査委員会を支援する目的で同委員会によりによって6年の任期で創設される国際専門家市民会議のメンバーは6名で、ウクライナの国際合意に基づき汚職の防止と対策の分野でウクライナが協力している国際機関の提案に基づいて高等裁判官資格審査委員会が任命する。                                             |
| 経済安全局長官          | 長官選出の選考委員会メンバーは、閣僚会議が任命する3名のほか、国際合意に基づいて長官任期が終了する日から遡る3年に亘り汚職防止と対策、法執行機関改革の分野において国際技術支援をウクライナに付与した国際・外国機関の提案に基づき閣僚会議が任命した3名からなる。                                                                 |
| 経済安全局人事委員会       | 経済安全局職員の審査を行う人事委員会には、経済安全局長官が任命する6名のほか、国際合意に基づき過去3年に亘りウクライナに対し、汚職の予防・対策、法執行機関改革の分野で国際技術支援を行った国際・外国機関が、過去3年に亘りビジネス環境およびウクライナにおける実業界の権利と利益の保護の改善を目的とする活動を行った市民団体、組合、連合およびその他の法人の代表者のなかから選出した6名が入る。 |
| 国家捜査局長官          | 長官選出の選考委員会には、大統領が任命する3名、最高会議が任命する3名、および国際合意に従って汚職予防と対策の分野でウクライナが協力する国際機関の提案に基づき閣僚会議が任命する3名が入る。                                                                                                   |

出所：各機関根拠法を基に三井物産戦略研究所作成

## 7-2. 人材育成

UNDP によれば、各国が実施する人材育成を目的とする研修・トレーニングは、ソフトスキルに関するもの（法文書起草、戦時中のストレスマネジメントに重点を置いたチームワークなど）とハードスキルに関するもの（NABU、SAPO および HACC の職員を対象とした、国境を越えた汚職犯罪への対応や証拠収集を目的とした国際的なデータベースの使い方など）に分けられ、教官も、ウクライナ人と外国人専門家の両方の場合があり、対象は一般レベルからマネージャーに至るまですべてのランクの職員を対象としている<sup>96</sup>。ただし、各国がこうした研修・トレーニングをばらばらに実施しているのが現状である。人材育成面において、G7 でより効率的な支援を実施するには、まずは各国が実施している人材育成研修の内容、対象者、期間などを体系的に把握し、可能であれば、こうした人材育成研修・トレーニングを「見える化」することが望ましい。この作業には、UNDP が汚職対策マッピングの経験を

<sup>96</sup> [Mapping Support for Anti-Corruption Reforms in Ukraine with a Focus on the Justice Sector](#), p. 34

活かして、対応することが最適と考えられる。こうした作業を通じて、G7 で統一的な研修・トレーニングのプログラムを策定し、各国の支援が被ることなく効率的に実施されていくことが望ましいだろう。

次に、日本の人材育成については、既に実施中の JICA による課題別研修の継続が望まれる。外国政府が実施するウクライナの汚職対策研修は、期間が数日間と短期間なものであり、日本のように数か月に亘り腰を据えて研修を行うことは稀であるが、それだけに日本の研修はよりウクライナのニーズを汲み取り、プログラムの充実が必要となろう。一例であるが、OECD では、2012 年にウクライナの汚職対策機関向けに研修マニュアルを作成、2015 年に新規採用の捜査官を対象とする 3 日間のトレーニングを実施、2016～2017 年には 1 週間のプログラムに延長し、また金融分野に特化した捜査のトレーニングを実施している。2020 年には、より複雑な汚職・マネロン対策の研修を実施し、実例をもとにしたシナリオで捜査をシミュレーションするなどの試みを行っている由である。日本も人材育成研修を実施するにあたっては、ウクライナ側のニーズを拾い上げ、G7 各国や OECD などとプログラムの内容の調整を一定程度行うなどして、ウクライナの汚職対策機関職員向けの研修プログラムの最適化が期待される。

### 7-3. 機材供与など

上記以外に考えられる支援として、ウクライナの汚職対策機関のキャパシティビルディングを目的とする機材供与や IT 面での支援が想定される。

ウクライナの汚職対策機関が抱える問題として、まず指摘されるのが人材不足・職員数の不足である。国家反汚職局（NABU）は、職員上限数が 700 名から 1,000 名に引き上げられ、2024 年から 2026 年まで毎年 100 名ずつ職員（うち 90 名が捜査員、10 名が一般職員）を増やしていくが、それでもクリヴォノス長官は、国全体が深刻な「人材不足」に見舞われている中で、透明性を確保し、社会に理解される採用選考を実施していくことは挑戦である旨語っている<sup>97</sup>。昨今、ウクライナでは、汚職対策を求める世論は高まり、汚職事件の起訴数も増える一方、戦争により兵役に就く職員が出て<sup>98</sup>、職務（と同時に国際的な技術支援も）の遂行が困難になる<sup>99</sup>などして、特別反汚職検察（SAPO）や高等反汚職裁判所（HACC）も職員

<sup>97</sup> <https://sud.ua/uk/news/publication/293830-v-nabu-provedut-tri-konkurs-na-300-dolzhnostey-detektivov-i-gosudarstvennykh-sluzhaschikh-cto-izvestno>

<sup>98</sup> 2023 年 7 月時点で、SAPO の検察官 57 名のうち 13 名がウクライナ軍で従軍していることにより、検察官の負荷が増大している。

<https://www.slovoudilo.ua/2023/07/03/novyna/polityka/sap-zbilshuye-kilkist-prokuroriv>

<sup>99</sup> UNDP は、安全性・セキュリティに関わるリスクとして、徴兵、安全上の制限、電力不足などを指摘している。

[Mapping Support for Anti-Corruption Reforms in Ukraine with a Focus on the Justice Sector](#), p. 91

不足に直面している。SAPO の職員不足に対応するために、2023 年 12 月に法改正がなされ、NABU 職員上限の 15%まで引き上げられ、150 名まで増員された。また、会計検査委員による査察でも、「(HACC) 裁判官の数が不足し、HACC 事務局も十分な人員を配置されていないことにより、裁判所が機能を十分に発揮できないリスクが生まれている。管轄が民事および行政事件にも拡大されたことにより、負荷が増大し、実際の裁判官数（37 名）では遅延が発生し、未決事件数の拡大と司法の効果低減を生んでいる」と結論づけている<sup>100</sup>。汚職対策戦略・国家プログラムの策定、電子資産報告書システムの運用、公人の生活ぶりのチェックなど多岐にわたる活動を担う国家汚職防止庁（NACP）についても職員不足は深刻であり、「NACP が地方支部を有さないという現状およびロビー活動に関する法の履行モニタリングというマンドートの拡大に鑑みれば、同庁の職員数の上限は引き上げられなければならない。さもないと、NACP は自らの機能をうまく果たすには人的リソースが不足している」とされている<sup>101</sup>。

こうした職員不足への対応策としては、ウクライナ政府に各機関の職員数上限の引き上げを働きかけつつ、各機関の能力強化、とりわけデジタル化の推進が有効と考えられる。例えば、各国の日本の IT 技術への期待は高く、NACP が実施する資産報告書チェックに関して、ソフトウェアの改善を実施することにより、チェックの質と量を向上するといった貢献が考えられる。また、SAPO では、活動の透明性を確保しつつ、ドナーとのコミュニケーションと協力を強化するためにウェブ会議用の会議室とそのための設備の導入を希望しており、庁舎の改修および必要機材の支援を、例えば JICA が進めるウクライナ支援の「自律的なガバナンス・国内融和の促進」の一環として実施することも検討に値しよう<sup>102</sup>。さらに、これまで日本政府は、ウクライナのパトロール警察の機能向上を目的に日本製車両を複数回にわたって供与してきた経緯があり<sup>103</sup>、同様に NABU 捜査員や SAPO 検察官の捜査・機動力の向上を目的に車両の供与を検討することも可能だろう。こうした支援を実施するために、各汚職対策機関のニーズを把握することが前提となる。限られた予算の中で汚職対策支援を実施するためには、例えば、ハイレベル汚職を捜査・訴追・公判の対象としおり、活動のインパクトも社会的に大きい NABU、SAPO および HACC に集中するなど、支援対象を適切に絞ることも必要となろう。

---

<sup>100</sup> [Звіт про результати аудиту відповідності на тему «Забезпечення діяльності Вищого антикорупційного суду»](#), с.8

<sup>101</sup> [Тіньовий звіт до розділу 23 «Правосуддя та фундаментальні права» Звіту Європейської комісії щодо України у 2023 році](#), р.484

<sup>102</sup> ガバナンス促進の一環として、JICA はウクライナの公共放送局に対する支援を実施している。  
<https://www.jica.go.jp/Resource/project/ukraine/002/outline/index.html>

<sup>103</sup> <https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/news/release/2012/group/20120831>  
[https://www.ua.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_001411.html](https://www.ua.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_001411.html)

## 8. 民事法分野における課題・問題点

2024 年 12 月に訪日したウクライナのスハク司法副大臣に聞き取り調査を行ったところ、ウクライナにおいて民事法分野において喫緊の課題となっているのは、主に①戒厳令下での国民の権利の制限（なかでも財産権）、②子供の国外への移動手続きとのことであった。

### 8-1. 戒厳令と財産権

ウクライナ憲法、「戒厳令の法的レジームに関する」ウクライナ法などによる規定によれば、ウクライナにおける戒厳令は、「武力侵攻、ウクライナの独立・領土一体性への危険が生じた際にウクライナ全土または一部の地域に導入される特別な法的レジームであり、武力侵攻の脅威の除去と抵抗、国家の安全の保障、国家の独立と領土一体性への脅威の除去ために必要とされる権限を然るべき政府機関、軍司令部、軍事行政府、地方自治体に対し与え、また、人と国民の憲法に規定される権利および自由、ならびに法人の権利および合法的な利益を一時的に、かつその脅威による条件により、期間を明示したうえで、制限を課すことを前提としている」と定義されている<sup>104</sup>。戒厳令の導入は、国家安全保障・国防会議<sup>105</sup>が導入の提案を大統領に行い、大統領がウクライナ全土または一部地域への戒厳令発令に関する大統領令を発出（同時に最高会議に対し承認を要請）するという手順で行われる。戒厳令発令の大統領令が発表された直後に最高会議は 2 日間の会期で招集され、大統領令の承認を審議し、承認は「戒厳令の承認に関する」ウクライナ法として成立するという手順となる。

現在、ウクライナで導入されている戒厳令は、2022 年 2 月 24 日付の大統領令とその承認に関する法律が繰り返し延長されてきており、最新のものは、戒厳令を 11 月 10 日から 90 日間延長する旨の 2024 年 10 月 28 日付の大統領令<sup>106</sup>である。また最高会議による承認法は、2024 年 10 月 29 日付となっている<sup>107</sup>。戒厳令導入に関する大統領令の第 3 項によれば、戒厳令導入期間中は、ウクライナ憲法に規定されている個人と国民の権利と自由が制限される。具体的には、憲法第 30 条（住居の不可侵）、同 31 条（通信の秘匿の保証）、同 32 条（個人・家族生活への介入禁止）、同 33 条（移動の自由）、同 34 条（思想の自由）、同 38 条（選挙・国民投票参加の自由）、同 39 条（集会の自由）、同 41 条（所有と所有権行使の自由）、同 42 条（商業活動の自由）、同 43 条（労働の自由）、同 44 条（ストライキの自由）、同 53

---

<sup>104</sup> 「戒厳令の法的レジームに関する」ウクライナ法第 1 条

<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/389-19#Text>

<sup>105</sup> ウクライナ憲法第 107 条の規定によれば、国家安全保障・国防会議は、ウクライナ大統領直轄の国家安全保障と防衛に関する調整機関であり、国家安全保障・防衛分野における行政機関の活動を調整し、監督している。国家安全保障・国防会議の議長は大統領が務める。その他メンバーには、リトヴィネンコ書記のほか、イェルマーク大統領オフィス長官、シュミハリ首相、閣僚らが含まれる。

<https://www.rnbo.gov.ua/ua/Sklad-Rady-natsionalnoi-bezpeky-i-oborony-Ukrainy.html>

<sup>106</sup> <https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/740/2024#n2>

<sup>107</sup> <https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/4024-20#n2>

条（教育の自由）である。また、承認法の第8条にはさらに細かく権利・自由の制限が規定されている。

図表. 「戒厳令の法的レジームに関する」 ウクライナ法第8条による主な規定

|      |                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 重要インフラ施設および住民の生活に重要な活動を確保する施設の保護（強化）の決定と特別な活動レジームの導入                         |
| 2    | 防衛分野での労働および重要インフラの保護に関与していない勤労可能者、企業・団体に兵役免除対象者以外に対する労働義務の導入                 |
| 3    | 防衛の需要のために、あらゆる所有形態の企業・団体の生産能力と労働リソースの利用                                      |
| 4    | 民間防衛施設、国営企業資産など、個人または公共の所有下にある資産の強制的な接収                                      |
| 5    | 閣僚会議指定の手順に従った、外出禁止時間の導入                                                      |
| 6    | 閣僚会議指定の手順に従った、出入国の特別レジームの導入、国民・外国人の移動の制限                                     |
| 7    | 閣僚会議の手順に従った、個人の身分証明書の確認、持ち物・移動手段・貨物、住居の検査                                    |
| 8    | 平和的な集合、抗議活動、デモ、その他多人数での行事の禁止                                                 |
| 9    | 憲法および法律の指定する手順に従い、政党、市民団体の活動がウクライナの独立廃止を目的とする場合、その活動の禁止に関する問題の提議             |
| 10   | 閣僚会議指定の手順に従った、戒厳令が発動されている区域における個人の居住場所の選択の禁止・制限                              |
| 11   | 閣僚会議指定の手順に従った、電気通信網・サービスの提供企業、印刷・出版社、テレビ・ラジオ企業の活動の規制                         |
| 12   | 必要に応じ、また戒厳令の法的措置を履行しない売、あらゆる所有形態の企業・団体、個別の国民から電気通信装置、テレビ、ビデオ、オーディオ製品、パソコンの没収 |
| 13   | 閣僚会議指定の手順に従った、武器、強力な化学物質・毒物の販売禁止                                             |
| 14   | 原料に麻薬、抗精神薬を含む薬剤の製造・販売分野において特別レジームを定める                                        |
| 15   | 企業・団体から教習用、戦闘用の車両、爆発物、放射性物質、強作用の化学・毒物質の接収                                    |
| 15-1 | 特別安全施設における危険化学物質、爆発・火気危険物の備蓄の減少                                              |
| 17   | 閣僚会議指定の手順に従った、自然人および法人に対する、軍兵士、法執行機関職員、民間保護部隊職員、避難民の分宿の義務                    |
| 18   | あらゆる所有形態の民間防衛施設の利用手順を定め、当該施設の活用に備える                                          |
| 18-1 | 民間防衛施設建物の簡易シェルターへの利用                                                         |
| 18-2 | 国際人道法の定義にあたる施設建物、移動手段を然るべき識別マークで印をつける                                        |
| 19   | 緊急事態の発生時に、住民を武力紛争ゾーンからの避難実施                                                  |
| 19-1 | 破損・破壊の恐れがある場合、国家所有の文化財の避難の実施                                                 |
| 20   | 住民に対し、主要な食品・非食品の配給制度の導入                                                      |
| 22   | 国家機密の保護強化                                                                    |
| 23   | ウクライナに対する攻撃の脅威がある外国、または武力侵攻を行う外国の国民を強制移住させる                                  |
| 24   | 閣僚会議指定の手順に従った、一時拘留施設の拘留者、逮捕・一定期間の自由制限・自由はく奪・終身刑の刑にある者の矯正施設からの強制的な避難          |
| 25   | 国際人道法に規定されるその他の措置の導入                                                         |

出所：ウクライナ最高会議資料から三井物産戦略研究所作成

スハク副大臣は、このなかでも、戒厳令下での個人資産の接収を問題としているものと想定される。接収の具体的な手順については、「戒厳令または緊急事態の法的レジームの条件

下における資産の譲渡、強制的な接收または徴取に関する」ウクライナ法<sup>108</sup>に規定されている。基本的には、強制的接收、徴取は、軍司令部の決定に基づいて行われ、強制的接收は資産の国庫からの賠償を前提とし、徴取の場合、賠償は行われなかったこととなっている。例えば、ドロホヴィチ地区軍事行政府が決定に基づいて Lux - Reizen Bis Spolka z.o.o. が所有していたバスを強制的に接收し、その後、バスはリヴィウ州税関に移譲された件につき、所有者である Lux - Reizen Bis Spolka z.o.o. が決定の無効を訴えた裁判では、リヴィウ州商事裁判所は原告の訴えを認める判決を発出している<sup>109</sup>。逆に国防省情報総局長の決定によるアパート 20 戸の強制接收をめぐる裁判では、原告が住居を接收する必要性がない、また強制接收の命令は署名されておらず、さらに国防省情報総局は軍司令部ではないため強制接收の権利を有さないなど訴えたものの、裁判所は、国防省情報総局は軍司令部組織に相当し、同局長は戒厳令下において強制接收の権限を有する旨の判決を下している（控訴審も一審判決を支持）<sup>110</sup>。

このほか、財産権をめぐるのは、ロシアの軍事侵攻により損傷・破壊された家屋の損害賠償をめぐるのは、2022 年 2 月 24 日より前に損傷・破壊された場合、同日に既にロシアの占領地域に含まれていた場合、また問題となる家屋が国家不動産登記簿に登録されていない場合は、賠償メカニズムが適用されないなどの問題も指摘されている<sup>111</sup>。国民の権利と自由を制限する戒厳令は上記のほかにも多くの問題点をはらんでおり、ここではすべてを扱いきれないが、戒厳令の解除の停止または解除は、①導入期間が終了する場合、と②ウクライナの独立・領土一体性への脅威が無くなったことを理由に大統領が大統領令をもって解除するという手続きとなる。

## 8-2. 戒厳令下での子供の国外移動

ウクライナでは、ウクライナ国民の国外への移動に際しては、民法、「ウクライナ国民の国境を越えた移動ルール」に関する閣僚会議命令<sup>112</sup>などが適用されている。民法によれば、14 歳に達した自然人は、ウクライナ国内を自由に移動し、居住地を選択する権利を有するとされ、16 歳に達した自然人は、自由に独立してウクライナ国外に出国することが可能である。ただし、「16 歳に達していない自然人のウクライナ国外への出国は、両親、保護者の同意およびその同行の下、または両親の代理となる者の同行の下でのみ可能となる」<sup>113</sup>規定

---

<sup>108</sup> <https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/4765-17#Text>

<sup>109</sup> <https://reyestr.court.gov.ua/Review/119416491>

<sup>110</sup> <https://reyestr.court.gov.ua/Review/112489286>

<sup>111</sup> [Тінбовий звіт до розділу 23 «Правосуддя та фундаментальні права» Звіту Європейської комісії щодо України у 2023 році](#), р.410-417

<sup>112</sup> <https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/57-95-%D0%BF#Text>

<sup>113</sup> 民法第 313 条参照

<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/435-15#Text>

であり、海外旅券と出生証明書の携帯が必要とされていた。

しかし、ロシアによる侵略の被害が拡大するなかで、子の国外移動（避難）が喫緊となったことから、16 歳未満の子が出国するにあたり、片方の親だけが同行する場合、または公証された同意文書により片方の親から委任された者が同行する場合は、それまで必要とされていた「目的国と滞在期間を明記の上で公証された、もう片方の親の同意文書」が不要となった。また、海外旅券の携行も出国には必須ではなく、出生証明書があれば良いとのルール改正が行われている。UNICEF（国際連合児童基金）および UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）によれば、ウクライナ国外に避難したウクライナ人の子の数は、200 万人に上るとされ<sup>114</sup>、出国ルール改正の背景には、こうした膨大な数の避難民がおり、その安全の確保の必要性が強く意識されていたことが想像されよう。

ルール改正により子の避難が容易になる一方で、片方の親の同意ないまま子をウクライナから出国させる「連れ去り」の事例も増えている可能性がある。国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）のウクライナにおける中央当局であるウクライナ司法省のスニジコ氏によれば、2022 年 2 月 24 日のロシアによる侵攻以降、ウクライナに所在する子、外国に所在する子の返還援助申請も、交流援助申請も増加しており、侵攻以前はウクライナに所在する子の返還援助申請が多かった傾向にあったが、現在は逆転し、外国に所在する子の返還申請が増加、特にポーランド、ドイツなど EU 加盟国に所在している事例が多い由であった<sup>115</sup>。戦時中であり、子のウクライナへの返還を検討する際にも、一時占領地域再統合省に子の出身地が戦闘地域・占領地域にあたらないかなどの紹介も行う必要がある、避難先で母子が避難民のステータスを得ているなどの点も考慮する必要があるなど、戦争の長期化に伴い、子を取り巻く状況も複雑化する傾向にあるようである

---

<sup>114</sup> <https://www.unicef.org/press-releases/two-million-refugee-children-flee-war-ukraine-search-safety-across-borders#:~:text=Children%20make%20up%20half%20of,Slovakia%20and%20the%20Czech%20Republic.>

<sup>115</sup> 2022 年 2 月 24 日以降、2023 年〇月までに外国に所在する子の返還援助申請が 86 件（うち、2023 年 1 月～7 月は 76 件）、交流援助申請も 2023 年前半に 43 件を各国に送致した由：  
<https://uba.ua/ukr/news/ukraina-konvencija-1980-roku-chi-varto-povertati-dtejj-v-umovakh-vjjni>

## 9. 今後戦後復興の際に生じ得る法分野の課題・問題点

ウクライナでは、戦時中の復旧と戦後の復興を見越し、地方・国土発展省が置かれている。クレーバ復興担当副首相兼地方・国土発展相が大臣を務める同省は、通称で復興省とも呼ばれる。同省は、地方の発展戦略の策定や交通・輸送分野での政策や技術規制策定、なかでも、「ロシア連邦によるウクライナに対する武力侵攻の結果、被害を被った地方、国土およびインフラの復興分野の国家政策の策定と実行」、「ロシア連邦によるウクライナに対する武力侵攻によりもたらされる戦闘行為、テロ行為、破壊工作の結果、被害を受け、破壊された資産の国家登録簿の維持と機能の分野における国家政策の策定」を担う<sup>116</sup>。さらに地方・国土発展省の下には、旧国家インフラプロジェクト庁と旧国家自動車道路庁を統合した国家復興・インフラ開発庁（復興庁）が置かれ、復旧・復興に関するプロジェクトの管理を行っている。

2022 年 10 月には、公共の建物および避難所の建設、重要インフラ、国内避難民など向け住居の復興・修理などの復興プロジェクトのファイナンスを目的に、「武力侵攻被害回復基金」が創設された。同基金には、2023 年 10 月 11 日時点で 506 億フリヴニャが充てられており、内訳は、燃料エネルギーセクターの重要インフラ施設の保護を目的とする建設・修理・その他のエンジニアリング技術措置に 188.8 億フリヴニャ、侵攻被害回復のためのプロジェクト実施のための地方予算補助に 105.9 億フリヴニャなどとなっている<sup>117</sup>。地方・国土発展省が審査を行い、さらにオンラインで公開されている政府の特別委員会で承認された復興プロジェクトが武力侵攻被害回復基金の対象プロジェクトとなる<sup>118</sup>。

### 9-1. 復旧・復興をめぐる汚職

このように戦時中でも巨額の予算が振り分けられる復旧・復興の分野においては、既に汚職の事例が発生している。2023 年 11 月、国家反汚職局（NABU）、特別反汚職検察（SAPO）は、復興担当副首相兼地方・国土発展相および国家復興・インフラ開発庁長官と協力し、贈賄の疑いで最高会議議員、国営企業社長および民間企業経営者が拘束されている。

ロシアによるウクライナ侵攻開始から約 3 年となる 2024 年 2 月 15 日に発表されたウクライナ政府、世界銀行、欧州委員会および国連による発表によれば、2023 年 12 月 31 日時

---

<sup>116</sup> <https://mtu.gov.ua/content/hto-mi-e.html>

<sup>117</sup> 同基金の財源は、ウクライナ中央銀行の 2022 年の純利益の 50%にあたる 359 億フリヴニャ、ロシア連邦およびその居住者の凍結資産 88 億フリヴニャ、同基金の 2023 年 1 月 1 日時点での残高 170 億フリヴニャとなっている。

<https://dream.gov.ua/ua/contributor/6?fromUri=/contributors&type=publicFund>

2024 年度と同基金からの歳出については、2024 年 3 月 5 日付閣僚会議令「武力侵攻被害回復基金からの財政支出について」を参照：

<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/247-2024-%D0%BF>

<sup>118</sup> 武力侵攻被害回復基金の資金利用手順

<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/118-2023-%D0%BF#n10>

点でのウクライナにおける復旧・復興のコストは、4,860 億ドルにも上るとされている<sup>119</sup>。このように、莫大な復興コストが見込まれるなか、ウクライナの汚職の現状に鑑みれば、戦後復興の段階で汚職が発生することは必然とも考えられる。ウクライナの汚職対策機関による汚職の予防、捜査、起訴から判決の発出に至るまでの各段階における能力開発を今から進め、またプロジェクト管理の透明性を高めることにより将来の汚職に備えておくことが肝要である。また、日本においても、ウクライナの各セクターにどのような汚職リスクと modus operandi が存在しているのか事前に知っておくことも必要だろう<sup>120</sup>。

#### **コラム：2023 年 11 月 21 日付 NABU 公式発表<sup>121</sup>**

##### **エピソード 1**

捜査が明らかになったところ、2023 年 8 月、建設・農業関連大企業の所有者も兼務する最高会議議員が、復興大臣に対し、10 億フリヴニャ規模のインフラ施設復興下請け事業を自分の会社に受注させるよう依頼してきた。その「報酬」として、下請け事業それぞれの総工費の 3～5%を支払うと約束してきた。合意の今後の調整役として、最高会議議員は、会社の社長を引き込んだ。

ウクライナのある地方で破壊された橋梁の復旧に関する下請けで 5,000 万フリヴニャが振り込まれた後、最高会議議員は、代理人を通じて、復興庁長官に対して約束していた割合となる 15 万ドルを支払ってきた。賄賂の受け渡しは、首都にあるスーパーマーケットの駐車場で行われ、金は中国製の箱の中に収められていた。

##### **エピソード 2**

捜査員の資料によれば、2023 年 8 月、某国営企業の社長の紹介で、企業の事実上の所有者が復興大臣に対し、自社が開発した、総面積 5,200 平方メートル、評価額約 1 億 7 千万の新築ビル内にある不動産を賄賂として提供してきた。見返りに大臣は、復興省の土地区画に住居複合施設を建設するという同社と結んだ合意を維持し、その実行を促す必要があった。犯罪を隠すため、不動産は大臣の代理人名で登記される必要があった。

犯罪の露見時に捜査員と検察官は、キーウで 15 室のマンションが代理人に登録されていることを確認した。

##### **エピソード 3**

捜査によって明らかになったところ、2023 年 8 月、反汚職政策問題委員会の委員でもある最高会

<sup>119</sup> <https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2024/02/15/updated-ukraine-recovery-and-reconstruction-needs-assessment-released>

<sup>120</sup> NACP は各セクターの汚職リスクを分析した資料を作成している。下リンクを開き、テーブルで Організатор を НАЗК に指定すると様々なセクターにおける汚職リスクに関する分析資料が閲覧可能：

<https://nazk.gov.ua/uk/doslidzhennya-koruptsiyi/?tab=51143>

また、OECD では、一般的に汚職リスクが高いとされるエネルギーセクターにおける汚職の手口を資料に纏めている。：

OECD (2022), Typologies of corruption offenses in the energy sector in Ukraine

<sup>121</sup> <https://nabu.gov.ua/news/koruptci-ia-u-sfer-v-dnovlennia-p-dozriuiut-sia-chinn-nardepi-b-znesmen-ker-vniki-kompan-i/>

議議員が、復興庁長官に対し、自分の管理下にあるインフラ施設の改修に「武力侵攻被害回復基金」の資金歳出を促すよう依頼してきた。その対価として、暗号資産 Bitcoin で 5 万米ドル分の賄賂を約束した。

同基金からの資金が歳出された後、長官の暗号資産口座には、賄賂の第 1 回支払いとして 1 万米ドル相当が振り込まれた。

これは、反汚職機関の歴史においてはじめて記録された暗号資産による賄賂である。

上記の計 3 つのエピソードで容疑がかけられているのは以下の通りである：

- 2 名の現職のウクライナ最高会議議員
- 1 名の国営企業女性社長
- 1 名の民間企業所有者
- 企業の社長

容疑者らの行為は、ウクライナ刑法第 369 条第 4 項に分類される。

捜査活動は、復興省および復興庁幹部との協力の下、NABU 捜査員および SAPO 検察官の管理の下行われた。

議員に関する捜査活動は、検事総長の力添えと調整の下行われた。

一次捜査は継続中である。明らかになった違法行為に関与している可能性のあるさらなる人物の特定が進められている。

注：ウクライナ憲法第 62 条第 1 項により、その罪が法の手続きに従い裁判所により有罪判決が下されるまでは、当該人物は有罪とはみなされず、また刑事上の責任を問われることもない。

## 9-2. 復旧・復興における汚職防止の試み：DREAM と Prozorro

採択申し込みから実行に至る復旧・復興関連プロジェクトのプロセスの透明性を確保する目的で責任ある管理のための電子復旧エコシステム (Digital Restoration EcSystem for Accountable Management: DREAM) <sup>122</sup>が導入されている。これは、「誰もが全てを見ることが可能」という原則で創設された復旧・復興プロジェクトの管理システムであり、2025 年 1 月現在、DREAM 上には、構想から実行までの様々な段階にあるプロジェクトが 788 件登録されている。なお、ドナーに着目すると、国際金融機関は、欧州投資銀行 (EIB) のプロジェクトが 154 件、外国政府は、ドイツが 22 件、デンマークが 33 件、エストニアが 2 件、リトアニアが 6 件、スイスが 67 件、国際開発機関が UNICEF によるプロジェクトが 21 件登録されている <sup>123</sup>。

公共調達においては、入札の完全な透明性を確保した電子プラットフォーム Prozorro<sup>124</sup>が導入されている。世界銀行は、Prozorro について、「国家電子入札システム Prozorro は、

<sup>122</sup> <https://dream.gov.ua/en>

<sup>123</sup> <https://dream.gov.ua/contributors?type=donor>

<sup>124</sup> <https://prozorro.gov.ua/en>

Prozorro Market 電子カタログとともに、世界銀行がファイナンスするオペレーションにおける電子入札関連要求を満たすものである」と評価している。2023 年にウクライナで実施された公共調達 の 72% が Prozorro を通じて実施され、入札実施主体は 420 億フリヴニャを節約することができたとされている<sup>125</sup>。戦時中のウクライナでは、防衛装備品を中心に入札が非公開となるものが未だ多く、全ての入札が Prozorro を通じて実施されるわけではないが、2023 年には同システムを通じた調達契約の数が約 27 万件で前年比 47% 増となっており、今後も調達数は増加していくことが見込まれる。復旧・復興の段階でも Prozorro の利用、また上述した DREAM との組み合わせが汚職対策では有効となろう<sup>126</sup>。

### 9-3. オリガルヒ対策

ウクライナでは、90 年代にソ連崩壊後の市場経済導入の過程で、民営化される国営企業を安価で買い占め、莫大な財産とビジネスを築き上げたオリガルヒと呼ばれる実業家が台頭した。オリガルヒは、傘下にテレビや新聞のメディア企業も保有し、また不逮捕特権のある最高会議議員となり政界にも進出するなど、ウクライナの政治と社会に大きな影響力を有する。ロシアのウクライナ侵攻でオリガルヒの所有する生産設備や農地は大きく破壊され、また動員や避難により傘下企業の従業員も減少するなどにより、オリガルヒの資産は大きく減っているが<sup>127</sup>、戦後の復興においても一定の存在感を増す可能性がある。

ウクライナでは、ロシアによる侵攻にさかのぼる 2021 年 11 月に「社会生活において多大な経済的または政治的重みを有する人物（オリガルヒ）の過度の影響に関連する国家安全保障への脅威の防止に関する」ウクライナ法<sup>128</sup>が成立し、2022 年 5 月から 10 年の時限付きで発効している。同法では、①政治に参加し、②マスメディアに多大な影響を有し、③市場における自然独占または独占的（支配的）状態にあり、1 年間にわたりかかる状態を維持または強化している経済主体のベネフィシアルオーナーであり、④その人物、また同人がベネフィシアルオーナーである経済主体の確認された資産価値が勤労可能者向け最低生活費の 100 万倍を超える、の 4 つの基準のうち少なくとも 3 つに該当する者と定義しており、オリガルヒの認定は国家安全保障・国防会議が認定を行い、該当者をオリガルヒ登録簿に登録する。オリガルヒと認定された者は、政党・政治団体への金銭・役務の提供、大型民営化への参加、政治宣伝・政治的要求を伴うデモの資金援助が禁止され、また電子資産報告書の提出が義務付けられる。

---

<sup>125</sup> <https://prozorro.gov.ua/en/news/zakupivli-u-prozorro-u-travni-ogolosyly-zakupivel-na-128-mlrd-grn>

<sup>126</sup> ウクライナの公共調達システムや Prozorro の改善点などについては、[OECD による Public procurement in the post-war reconstruction of Ukraine - main challenges](#) を参照。

<sup>127</sup> <https://www.wilsoncenter.org/blog-post/war-and-future-ukraines-oligarchy>

<sup>128</sup> <https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/1780-IX#Text>

ただし、欧州評議会ヴェニス委員会の勧告<sup>129</sup>を受けて、閣僚会議は、2023年9月19日付の政令により、同法の施行計画にあったオリガルヒ登録簿の稼働を「戒厳令の一時停止・破棄の日から3か月後」などに修正しており、同法の施行は停止中である。市民社会も「本法は、ウクライナにおけるオリガルヒ対策に有効な施策を提供しておらず、その代わりに政府には多数の国内および国際訴訟を生み出し、導入する手段を政治的に悪用することが可能である」と結論づけ、個別法による対策のみならず、独占禁止委員会や司法、中央銀行、反汚職システムの改革も必要であるとしている<sup>130</sup>。

#### 9-4. ビジネスオンブズマン会議

実業界に対する政府機関の「汚職レベルの減少、不正な行動の防止」を目的に、ウクライナ閣僚会議と欧州復興開発銀行（EBRD）、経済協力開発機構（OECD）、在ウクライナ米国商工会議所、欧州ビジネス協会、ウクライナ雇用者連合、ウクライナ商工会議所、ウクライナ産業企業家同盟との間のメモランダムに基づき、ウクライナ・ビジネスオンブズマン会議が閣僚会議の相談・助言組織として創設され、政府の税務機関、法執行機関などによる圧力や汚職に関する実業界からの苦情に対応している<sup>131</sup>。予算は、EU およびマルチドナー安定持続開発予算<sup>132</sup>から拠出されている。議長役となるビジネスオンブズマンには、ヴァシチューク元駐ウクライナ・カナダ大使が2022年1月から任命されている。

ビジネスオンブズマン会議は、政府機関に対し情報提供を要請することが可能となり、中立の立場で苦情に関する調査を実施、仲裁も行っている。ビジネスオンブズマン会議によれば<sup>133</sup>、2024年に受領した苦情は、1,190件であり、苦情内容の上位5件は、租税問題（68.8%）、法執行機関の活動（17%）、政府規制機関の活動（7.5%）、その他（3.4%）、関税問題（3.3%）となっており、産業セクター別では、卸・小売（39.1%）、製造業（19.9%）、農業・採掘業（17.4%）、不動産・建設業（12.4%）、自営（11.2%）となっている。2024年に解決された苦情は523件となっており、ビジネスオンブズマン会議への「苦情申立者の97%が満足している」とされており、実業界にとってはかなり有効と考えられ、今後、復旧・復興が本格化していくなかで、ウクライナに進出する企業にとってもビジネスオンブズマ

---

<sup>129</sup> 大統領が議長である国家安全保障・国防会議がオリガルヒの認定を行うため、恣意的な認定が行われる恐れがあるなど。

[https://www.venice.coe.int/webforms/documents/?pdf=CDL-AD\(2023\)018-e](https://www.venice.coe.int/webforms/documents/?pdf=CDL-AD(2023)018-e)

<sup>130</sup> [Тіньовий звіт до розділу 23 «Правосуддя та фундаментальні права» Звіту Європейської комісії щодо України у 2023 році](#), p. 276-280

<sup>131</sup> <https://boi.org.ua/>

根拠法となる、2014年11月26日付「ビジネスオンブズマン会議の創設に関する」閣僚会議命令：

<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/691-2014-%D0%BF>

<sup>132</sup> 拠出国は、オーストリア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、デンマーク、日本、ラトヴィア、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、スイス、英国、米国

<sup>133</sup> <https://boi.org.ua/stats/>

ン会議は有効活用が期待される。

## 付録

### 刑事訴訟法第 216 条 捜査権限

1. 国家警察の捜査官は、その他の一次捜査機関の捜査権限とされているものを除き、刑法に規定されている刑法上の違法行為の公判前（一次）捜査を行う。
2. 保安庁の捜査官は、刑法の第 109 条（立憲体制の強制的変更または破壊、国家権力の奪取）、110 条（ウクライナの領土一体性の侵害）、110-2 条（憲法体制の強制的変更または破壊、国家権力の奪取、国境の変更を目的とする行動の財政支援）、111 条（国家反逆）、111-1 条（敵国への協力行為）、111-2 条（侵略国との共謀）、112 条（国家活動家または市民活動家の生命に対する侵害）、113 条（破壊行為）、114 条（スパイ行為）、114-1 条（ウクライナ軍およびその他の軍組織の合法的活動の妨害）、114-2 条（ウクライナへの兵器および砲弾の移動、ウクライナ軍の移動、駐屯地などに関する情報の違法な拡散）、201 条（文化的貴重品および武器の密輸）、258～258-6 条（テロ行為）、265-1 条（放射性爆発装置または放射性物質・放射能を拡散・放射する装置の違法な製造）、305 条（麻薬、抗精神薬、それらの類似物・前駆体、偽薬剤の密輸）、328 条（国家機密の公表）、329 条（国家機密を掲載した文書の紛失）、330 条（国防分野における、機動・摘発活動、反スパイ活動の過程で収集された職務上の情報となる情報の伝達と収集）、332 条（一時的占領地域への入・出域手続きの違反、ウクライナ国境の違法入境）、333 条（国家輸出入管理の対象となる物品の国際移管に関する手続き違反）、334 条（国際的飛行ルール違反）、359 条（情報収集の特殊技術設備の違法な購入、販売、使用）、422 条（国家機密となる軍事的性格の情報の公表、そのような情報を含む文書・資料の紛失）、435-1 条（軍人の名誉・尊厳の侮辱、軍人に対する脅迫）、436 条（戦争のプロパガンダ）、436-2 条（ロシア連邦のウクライナに対する軍事侵攻の正当化、合法化、否定、その参加者の賛美）、437 条（侵略戦争の計画、準備、開始と継続）、438 条（戦争法規と慣習の違反）、439 条（大量破壊兵器の使用）、440 条（大量破壊兵器の開発、製造、購入、保管、販売、輸送）、441 条（環境破壊）、442 条（ジェノサイド）、443 条（外国国家の代表者の生命に対する侵害）、444 条（国際的保護を有する者または施設に対する犯罪）、446 条（海賊行為）、447 条（傭兵）に規定される刑事上の違法行為の一次捜査を行う。

刑法の第 328 条（国家機密の公表）、329 条（国家機密を掲載した文書の紛失）、422 条（国家機密となる軍事的性格の情報の公表、かかる情報を含む文書・資料の紛失）に規定されている刑事上の違法行為の捜査中に、一次捜査が実施されている人物による、または当該人物と刑事上の違法行為によって関連があるその他の人物による、刑法の第 364 条（職権濫用）、365 条（法執行機関職員による権限または職務権限の逸脱）、366 条

(職務上の偽造)、367 条 (職務怠慢)、425 条 (軍務に対する怠慢)、426 条 (軍部による不作為) に規定される刑事上の違法行為が確認された場合、これらは、本条文により国家反汚職局 (NABU) の捜査権限と規定されている場合を除いては、保安庁の捜査員により捜査が行われる。

3. ウクライナ経済安全局の捜査官は、以下の刑事上の違法行為の一次捜査を行う：

- 1) 刑法第 199 条 (偽の、紙媒体の金銭、国の有価証券、国の宝くじ券、税の証紙またはホログラム保護媒体の製造、保管、入手、輸送、発送、物品の販売・購入に際しての利用を目的としたウクライナへの持ち込み、販売)、200 条 (送金証書、カード類、その他の銀行口座へのアクセスを有する媒体、電子マネー、その製造設備を用いた違法行為)、201-1 条 (木材および貴重な樹木品種の密輸)、201-3 条 (物品の密輸)、201-4 条 (課税対象物品の密輸)、203-2 条 (賭博、くじの組織または実施に関する違法行為)、204 条 (課税対象物品の違法な製造、保管、販売または販売を目的とする輸送)、205-1 条 (本陣および自然人企業の国家登録に際して提出される書類の偽造)、206 条 (合法的な経済活動への攻撃)、212 条 (税・義務的課徴金の納付の拒否)、212-1 条 (一般義務的国家社会保険および年金保険の納入拒否)、218-1 条 (銀行の破産)、219 条 (破産)、220-1 条 (預金者データベースの維持手順および報告手続き違反)、220-2 条 (金融機関の金融関連書類および報告書の偽造、金融機関の支払い能力欠如の隠匿または金融機関の許可取り消しに至る根拠の隠匿)、222 条 (金融詐欺)、222-1 条 (市場操作)、223-1 条 (有価証券発行に際して提出される書類の偽造)、224 条 (国の有価証券を除く、有価証券の偽造、販売および使用)、229 条 (製品およびサービスのマーク、会社の名称、製品の地理的表示の違法な使用)、231 条 (企業秘密または銀行秘密となる情報の違法な利用または利用を目的とする違法な収集)、232 条 (資本市場または商品市場における企業秘密、銀行秘密または職業上の秘密の公表)、232-1 条 (インサイダー情報の違法な使用)、232-2 条 (有価証券発行者の活動に関する情報の秘匿)、233 条 (国有、地方財産の違法な民営化)。
- 2) (刑事上の違法行為の対象が予算の奪取の場合は) 同第 191 条 (財産の取得、不正使用、職権の濫用による横領)、また、第 206-2 条 (企業、組織の財産の違法な横領)、210 条 (予算歳出の目的外利用、予算上の使用目的を示さない、または超過しての予算の歳出、ローンの付与)、211 条 (違法な歳入の減少または歳出の拡大をもたらす許認可の発出) に規定された刑事上の違法行為の一次捜査が国家捜査局または NABU の捜査権限に当たらない場合。
- 3) 第 191 条 (財産の取得、不正使用、職責の悪用による横領、ただし前項の規定はのぞく) および 364 条 (職務権限の濫用) に規定され、刑事上の違法行為の対象の金

額または被害金額が勤労可能者の最低生活費の 500 から 2,000 倍となり、それが国家機関、地方自治体機関、資本金に占める国または地方自治体の割合が 50%を超える経済主体の勤務者により実行され、かかる刑事上の違法行為の一次捜査が国家捜査局または NABU の捜査権限に当たらない場合。

1), 2), 3) 項に規定される刑事上の違法行為の捜査中に、刑法第 192 条（欺瞞または信頼を悪用しての物的損害）、358 条（文書、印鑑、スタンプ、用紙の偽造、偽造した文書、印鑑、スタンプの販売、使用）、366 条（職務上の偽造）、369 条（職員に対する違法な利益の提案、約束または付与）に規定される刑事上の違法行為が、一次捜査が行われている人物により、または当該人物と刑事上の違法行為によって関連があるその他の人物によって行われたと確認される場合、かかる刑事上の違法行為の一次捜査が、国家捜査局または NABU の捜査権限に当たらない場合は、ウクライナ経済安全局の捜査官によって捜査され得る。

4. 国家捜査局の捜査官が一次捜査を行う犯罪は、

- 1) 権限停止状態にあるウクライナ大統領、首相、閣僚会議メンバー、大臣の第一次官および次官、テレビ・ラジオ放送問題国家会議、金融サービス市場分野において国家規制を行う国家委員会、ウクライナ独立禁止委員会のメンバー、テレビ・ラジオ放送問題国家会議議長、国有財産財団の総裁およびその第一次官と次官、中央選挙管理委員会委員、最高会議議員、人権問題担当最高会議全権代表、NABU 局長、経済安全局長、検事総長とその第一次官および次官、中央銀行総裁とその第一次官と次官、汚職防止庁長官とその次官、国家安全保障防衛会議書記とその第一次官と次官、大統領のクリミア自治共和国代表、大統領・最高会議議長・首相の顧問または補佐官、裁判官、治安機関勤務者、カテゴリー A に当たる職務にあたる者によって行われた犯罪で、その刑事上の違法行為の一次捜査が NABU の捜査権限に当たらない場合をのぞく。
- 2) NABU の職員、次長検事兼 SAPO 長官または SAPO のその他の検察官により行われた犯罪で、これらの刑事上の違法行為の一次捜査が NABU の内部管理部の捜査官の捜査権限に当たる場合をのぞく。
- 3) 軍務規定に違反して行われた犯罪、ただし刑法 422 条（国家機密となる軍事的性格の情報の公表またはかかる情報を掲載した文書・資料の紛失）に規定された刑事上の違法行為をのぞく。

5. NABU の捜査官が一次捜査を行う刑事上の違法行為は、刑法の第 191 条（財産の取得、

不正使用、職権の濫用による横領)、206-2 条 (企業、組織の財産の違法な横領)、209 条 (犯罪により入手した財産の合法化 (洗浄)、210 条 (予算歳出の目的外利用、予算上の使用目的を示さない、または超過しての予算の歳出、ローンの付与)、211 条 (違法な歳入の減少または歳出の拡大をもたらす許認可の発出)、354 条 (企業、法人、組織の職員の買収)、364 条 (職権濫用)、366-2 条 (不正確な情報の申告)、366-3 条 (国家または地方自治の機能を実施する権限のある者の申告書の不提出)、368 条 (職員による不正な利益の提案、約束の受付または受取)、368-5 条 (違法な蓄財)、369 条 (職員に対する違法な利益の提案、約束または付与)、369-2 条 (影響力の濫用)、410 条 (軍人による武器、銃弾、爆発またはその他の軍事物質、移動手段、軍用および特殊車両またはその他の軍事資産の奪取、横領、要求、また詐欺または職権濫用によるそれらの横領) に規定されるもので、以下の条件のうち一つでもあてはまるもの：

- 1) 刑事上の違法行為を犯したのが、権限停止状態にある大統領、首相、閣僚会議メンバー、大臣の第一次官と次官、テレビ・ラジオ放送問題国家委員会、金融サービス市場で国家規制を行う国家会議、有価証券と株式市場問題国家委員会、独占禁止委員会のメンバー、国有財産財団総裁、その第一次官と次官、中央選挙管理委員会メンバー、中央銀行総裁、その第一次官と次官、NABU 長官、その次官、経済安全局局長、その時間、中央銀行会議メンバー、国家安全保障防衛会議書記、その第一次官と次官、大統領のクリミア自治共和国代表、その第一次官と次官、大統領・最高会議議長・首相の顧問または補佐官

カテゴリーA の国家公務員

クリミア自治共和国最高会議議員、州議会議員、キーウ市およびセヴァストポリ市議会議員、第 1 および 2 カテゴリーに属する地方自治体幹部

裁判官 (高等反汚職裁判所 (HACC) 裁判官はのぞく)、憲法裁判所裁判官、陪審員 (公判において義務を履行している最中に)、高等司法会議 (HCJ) 議長、副議長、メンバー、査察官、裁判官最高資格委員会委員長、副委員長、メンバー、査察官

検察法の第 15 条第 1 項 1~4 号、5~11 号に定められる検察組織の検察官

国家刑事罰執行局幹部会、民間保護組織部隊、国家警察幹部会に属する者、国家顧問Ⅲランクまたはそれ以上の特別肩書を有する税関幹部、国家顧問Ⅲランクまたはそれ以上の肩書を有する税務局幹部

ウクライナ軍、ウクライナ保安庁、ウクライナ国境警備隊、国家特別輸送部隊、ウクライナ親衛隊およびその他のウクライナ法により創設された軍部隊の将校幹部  
資本金に占める国家または公共資産の割合が 50%を超える大企業の幹部

- 2) 刑法第 354 条 (企業、法人、組織の職員の買収)、368 条 (職員による不正な利益の提案、約束の受付または受取)、369 条 (職員に対する違法な利益の提案、約束

または付与)、369-2 条 (影響力の濫用) に規定される刑事上の違法行為の金額が、違法行為を犯した時点において、勤労可能者向け最低生活費の 500 倍以上となる場合、また刑法第 191 条 (財産の取得、不正使用、職権の濫用による横領)、206-2 条 (企業、組織の財産の違法な横領)、209 条 (犯罪により入手した財産の合法化 (洗浄)、210 条 (予算歳出の目的外利用、予算上の使用目的を示さない、または超過しての予算の歳出、ローンの付与)、211 条 (違法な歳入の減少または歳出の拡大をもたらす許認可の発出)、364 条 (職権濫用)、410 条 (軍人による武器、銃弾、爆発またはその他の軍事物質、移動手段、軍用および特殊車両またはその他の軍事資産の奪取、横領、要求、また詐欺または職権濫用によるそれらの横領) に規定される刑事上の違法行為の金額またはそれによる損害の賠償額が、違法行為を犯した時点において法律により定められる勤労可能者向け最低生活費の 2,000 倍以上となる場合 (当該違法行為が、国家機関、法執行機関、軍部隊、地方自治体機関、資本金に占める国家・公共資産の割合が 50%を超える企業の職員により行われた場合)

- 3) 刑法第 369 条 (職員に対する違法な利益の提案、約束または付与)、369 条第 1 項 (提案者の利益に応じた職員の権限・職務権限を利用した行為に対する職員または第 3 者によるに対する違法な利益の提案または約束、および付与) に規定される刑事上の違法行為が、刑法第 18 条第 4 項または本条文第 1 項に指定される者に対して行われた場合

NABU 捜査官により行われる一次捜査の監督を行う検察官は、本項第 1 段落に規定される刑事上の違法行為が、法で保護される自然人または法人の自由と利益、また国家や社会の利益、特に国家の主権、領土一体性、3 名またはそれ以上の個人の憲法に保障される権利、自由、義務の実現に重大な影響を及ぼした、または及ぼす可能性があった場合、自らの決定をもって、当該違法行為の刑事事件を NABU の捜査権限とすることが可能である。

NABU の捜査員は、本条文により自らの捜査権限と規定されている刑事上の違法行為の警告、発見、停止および解明を目的として、NABU 長官の決定および特別反汚職検察 (SAPO) の検察官と調整により、他の機関の捜査権限と規定されている刑事上の違法行為の捜査を行うことができる。

NABU の内部管理部により、刑法第 354 条 (企業、法人、組織の職員の買収)、364~370 条 (職権乱用など) に規定される刑事上の違法行為が NABU 職員 (ただし、NABU 長官とその第一次官と次官はのぞく) により行われたと確認された場合、かかる刑事上の違法行為は当該部の捜査員により実施される。

7. 刑法の第 384 条（裁判所またはその他の管轄機関の欺瞞）、385 条（証人による証言の拒否または専門家、通訳による義務履行の拒否）、386 条（証人、被害者、専門家による発言の妨害、証言拒否の強制）、387 条（機動的搜索活動、一次捜査の資料の公表）、388 条（差押え資産、没収対象資産に対する違法行為）、396 条（犯罪の隠匿）に規定される刑事上の違法行為の一次捜査は、当該事件の一次捜査の権限があるとされる機関の捜査官によって実施される。
9. 刑法第 209 条（犯罪により入手した財産の合法化（洗浄））および 209-1 条（犯罪により入手した財産の合法化（洗浄）の防止および対策に関する法規定の意図的な違反）に規定される刑事上の違法行為の刑事事件の一次捜査は、一次捜査を開始した機関の捜査員、または犯罪により入手した資金の合法化（洗浄）に先立つ刑事上の違法行為が捜査権限となる機関の捜査員が行う。ただし、この刑事上の違法行為が本条文により NABU の捜査権限とされている場合をのぞく。
10. 一次捜査が既に行われている対象者により、また一次捜査が行われている対象者と刑事上の違法行為により関連する第 3 者により、その他の刑事上の違法行為が行われたと確認され、それが一次捜査を実施している機関の捜査権限にあたらない場合、その一次捜査の監督を行う検察官は、個別の刑事事件に分割することが出来ない場合、これらの全ての刑事上の違法行為の捜査権限を自らの決定により決める。
11. 調査の形で一次捜査を実施する機関の決定においては、本条文に規定される捜査権限のルールが適用される。